

中大法曹



2003. 5

中央大学法曹会

No.20

中央大学校歌

石川道雄 作詞

坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展げゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞

古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



炎の塔 地鎮祭



炎の塔 正面



炎の塔 1階ロビー

平成三年度から五十周年

までの歴代幹事長

第二十四代幹事長

野宮利雄先生



平成3・4年度

第二十五代幹事長

安原正之先生



平成5・6年度



第二十八代幹事長
猪俣喜蔵先生

平成3・4年度



第二十六代幹事長
柳澤義信先生

平成7・8年度



第二十九代幹事長
松家里明先生

平成5・6年度



第二十七代幹事長
田宮 甫先生

平成5・6年度

「中大法曹」第二号目次

表紙	題字揮毫	松家里明
表紙	写真	炎の塔
撮	影	松家里明

今 燃えなければ……………中央大法曹会幹事長 松家里明(5)

特色のある中央大学法科大学院の設置に向けて……………理事長 阿部三郎(8)

ロースクールの開設に向けて……………中央大学学長 角田邦重(15)

特集1 法科大学院の開設に向けて

中大法科大学院の開設に向けて……………法科大学院開設準備室副室長 大村雅彦(23)

法科大学院への途と中央大学法職講座の役割……………中央大学法職講座 ロースクール進学対策特別委員会委員長 廣瀬克巨(29)

モデルとしての米国ロースクール、日本の法科大学院のこれから……………

……………日弁連法科大学院設立・運営協力センター委員 矢部耕三(36)

法科大学院開設に向けて——法科大学院制度と法曹会の役割

中央大学法曹会事務局長 奈良道博(44)

特集2 炎の塔竣工に寄せて

学生研究棟「炎の塔」竣工式挨拶……………中央大学法曹会幹事長 松家里明(55)

「炎の塔」竣工から利用開始そして銘板顕彰に至るまで

……………学校法人中央大学常任理事 三宅邦彦(68)

中央大学多摩学生研究棟「炎の棟」の現況……………学校法人中央大学現行司法試験対策特別委員会委員長

中央大学法学部教授 福原紀彦(88)

「炎の塔」と法科大学院……………中央大学学術研究団体連合会委員長 鈴木正貢(92)

公認会計士試験への取り組み……………中央大学経理研究所前所長 渡部裕巨(100)

支部報告

福岡支部の歩み……………中央大学法曹会福岡支部長 湯川久子(107)

中央大学法曹会大阪支部の活動について……………連絡担当幹事 友添郁夫(111)

委員会報告

人事委員会活動報告……………人事委員会委員長 猪股喜藏(117)



法職教育検討委員会活動報告書	法職教育検討委員会委員長	向井惣太郎(124)
大学問題委員会報告書	大学問題委員会委員長	荻原静夫(129)
会則検討委員会活動報告	会則検討委員会委員長	青山正喜(134)
広報委員会活動報告	広報委員会委員長	坂巻國男(136)
機構改革実行特別委員会活動報告書	機構改革実行特別委員会委員長	山本隆幸(141)
募金実行委員会活動報告	募金実行委員会事務局長	大高満範(147)

会務報告

平成一三・一四年度会務報告	中央大学法曹会事務局長	奈良道博(155)
---------------	-------------	-----------

資料

中央大学法曹会歴代執行部一覧		(177)
法曹会出身理事・監事一覧表		(183)
法曹会出身評議員会議長・副議長一覧表		(188)
法曹会叙勲者一覧表(勲三等以上)		(190)
関係諸規定		
学校法人中央大学基本規定(寄附行為)(規程第一号)		(208)
中央大学学員会会則		(225)

中央大学法曹会会則……………(232)

中央大学法曹会人事委員会規則……………(242)

中央大学法曹会大学問題委員会規則……………(243)

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則……………(245)

中央大学法曹会会則検討委員会規則……………(247)

中央大学法曹会広報委員会規則……………(248)

中央大学法曹会○○支部会則(案)……………(249)

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則(案)……………(252)

中央大学法曹会募金実行委員会規則……………(254)

中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会(仮称)規則(案)……………(255)

役員名簿

中央大学法曹会役員名簿(平成一三・一四年度)……………(257)

中央大学法曹会／各種委員会委員名簿(平成一三・一四年度)……………(265)

中央大学法曹会役員候補者名簿(平成一五・一六年度)……………(270)

中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿(平成一五・一六年度)……………(271)

編集後記……………
広報委員会委員長 坂 卷 國 男(272)

今 燃えなければ



中央大学法曹会幹事長

松 家 里 明

本学からの平成一四年度の司法試験第二次試験の合格者は一〇五名となり、平成一三年度の合格者七六名に比べて二九名も増加した。

大学別の合格者数では、両年度とも第五位であるが、第四位の京都大学との差は、平成一三年度は一四名であったのに対し、平成一四年度は五名の差となり、第四位に浮上するのも時間の問題となった。

また、平成一四年度の本学からの公認会計士試験合格者は、平成一三年度の合格者五九名から三五名増加して九四名となり東大を抜いて第四位から第三位に躍進した。

これは、大学がかつて国家試験に強い中央大学と言われた名声を回復すべく、指導体制を整え、法職講座運営委員会及び経理研究所の充実発展に努められた結果であると思う。

我々、法曹会は、学研連と連名で平成一一年四月二七日大学に対し、次のような要望書を提出した。

要望の趣旨

我々は、母校中央大学の司法試験第二次試験、公認会計士第二次試験等の合格者数の激減を早急にくい止め、且つかつての法学の名声を回復するために次の事項を要望します。

一、本学の多摩キャンパスに司法試験等の国家試験受験研究室、その他の諸施設を揃えた国家試験対応のための建物を建設すること。

二、駿河台記念館に、国家試験受験諸施設の拡充を、駿河台記念館での拡充が困難であれば東京都新宿区市谷本村町四二番地に取得するキャンパスに、国家試験受験研究室等の諸施設を設置されること。

大学は、平成一一年三月市ヶ谷キャンパスを取得すべく入札に参加し、同年一二月現在の市ヶ谷キャンパスを取得した。そして同所での大学院の開設準備を行うと同時に、同キャンパス内に法職講座運営委員会及び学研連の学生研究室と経理研究所の学生研究室を平成一二年八月開設し、積極的に国家試験対策に取り組まれたのである。

更に平成一四年八月には、学生研究棟「炎の塔」における指導、研究体制がスタートし、多摩学生研究棟運営委員会の下で強固な指導施策が実行されつつある。

平成一六年春から法科大学院が開校し、その二年後には新司法試験制度が実施される。

他方公認会計士試験についても平成一五年の通常国会に改正案が出され、試験を一回のみとし、会計士の数を現在の四倍に増やし、会計の専門職大学院制度を導入されようとしている。

今正に国家試験の大変革期を迎えようとしているのである。

我々は、大学と力を合わせてこの大変革期を乗り切り、かつての国家試験に強い本学の名声を回復しようではありませんか。

今 燃えなければ！



特色のある中央大学法科大学院の 設置に向けて

理事長 阿部 三郎

日頃中央大学法曹会の皆様におかれましては大学の運営につき全面的なご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

このたび幹事長松家里明先生より「中大法曹」二〇号の刊行に当り、これを法科大学院特集号とする企画のもとに、設立にかかわっている学内外の関係者より、これに相応しい内容の投稿を求めたいとして、私に対してもこの旨の依頼がありました。

そのため特色のある中央大学法科大学院の実現をめざし、現に賜っております中央大学法曹会のご協力のことも含めてまとめました。

第一に、平成一四年七月、かねてより中央大学法曹会の提唱による学生研究棟、「通称「炎の塔」」が完成し、国家試験に向けて挑戦する学生諸君が、どの大学にもみられないような素晴らしい環境のなか

で、鋭意勉学に取り組む体制が出来上がったことでもあります。

この間の幹事長松家里明先生を中心とする法曹会員皆様の物心両面にわたる積極的なご協力につきまして心から敬意を表する次第であります。

松家先生が名付けられた、この「炎の塔」の出来映えは非常に立派なもので申し分ありません。

この上は、学生諸君が文字どおり炎のように燃えながら難関の突破に向けて取り組み、この塔の本来の目的が一日も早く達成されることを心から期待しております。

さて、建物は造られたが、これに魂が入らなければ、折角の「炎の塔」も「ハコ」だけとなってしまいます。

そのため、早速法人、教学の関係者、及び法曹会、学研連、経理研究所、会計士会関係の団体よりも委員を委託し、この炎の塔の本来的效果が発揮できるような学生研究棟運営委員会を発足させ、その運営のための体制をつくりました。

しかも、この運営委員会では、委員会内に現行司法試験対策とこのたびの司法改革の目玉とされる法科大学院入試対策を視野に入れた二つの特別委員会を設置し、いずれもすでに活動を開始しております。こうした先見性のある取組によって、炎の塔は近い将来、本学の法曹の養成機関としての新しい機能を発揮するであろうことを、私は強く期待しております。

第二として、本学の法科大学院に関連して、現在法人側で検討をしている中央大学ローファームについてご報告を申し上げます。

目下、中央大学法科大学院開設準備室は、来る六月末日の認可申請に向け、各作業項目の総仕上げの段階にありますが、法科大学院におけるカリキュラム設計も本学の特色も活かしながら、ほぼ固まりつつあるようにみられます。

このカリキュラムにおける実務基礎科目群のなかで、リーガルクリニック教育とそのために必要なローファームのことが示されております。

準備室の構想によれば、リーガルクリニックは、法律相談、訴訟を通じて行うものとありますが、法律相談の場合は、教員が弁護士登録をして研究室などで行うこととし、訴訟クリニックについては、実務家教員が専門の執務スペースによって行うものとしております。とくにその実施の場所として法人が中央大学ローファームを設置し、指導担当弁護士には法人から給与、また学生指導委託料を支払うものとすることも検討されております。

しかし、準備室案によるこのクリニック構想では、このたびの司法改革による高度専門職業人養成のための実務基礎教育の場として、どれだけ積極的に且つ有効、適切にその役割を發揮し得るものか必ずしも明確ではありません。

司法制度改革の下で、中央大学ローファームの姿を画くならば、私は、そこには二一世紀の大学の使命を踏まえ、大学関連の施設として大学と共に、社会に対し、「知を還元する見地から攻める立場における中央大学らしいローファーム」であり、そして、その姿を見据えた学生のための実践的なリーガルクリニックでなければならぬと思います。

以上の見地から、私は法科大学院の設立申請の時期を迎えるに当たり、本学においては、法人とは独立した弁護士法人として次のようなローファームの設立を提案いたしました。

以下、私の提案した中央大学ローファームの構想について要点だけをご紹介します。

(1) 設立目的

中央大学法科大学院との提携のもとに、大学院生のカリキュラムのうちの実務基礎科目群における教育に資し、より実務的実践能力の向上に役立つものとし、あわせて法人、中小業者、その他の市民に対する法的助言、協力のため、大学の使命とする高いレベルの知の還元にも資することによって、その社会的役割を担うものである。

(2) 事務所の名称

弁護士法人中央大学白門法律事務所と称する。(但し、設置の場所として記念館を望んでおりませんが、これが実現をみた場合は中央大学駿河台記念館法律事務所という名称も考えられる。)

(3) 事務所設置の形態

事務所の運営のための一切の経費、費用を学校法人中央大学に求めることなく、すべて白門法律事務所が負担する。

(4) 事務所の人的構成

左記の方法によりパートナーによる共同経営によって運営する。

① 共同経営者をパートナーと称する。

中央大学の専任教員で弁護士資格を有する者が弁護士登録を行い、現に弁護士業務を行っている弁護士と共にパートナーを組織する。

この場合、現に弁護士である者は、自己の法律事務所を白門法律事務所に移転し、他事務所の勤務弁護士である場合、登録事務所を白門法律事務所に移転しパートナーとなることができる。

②補助弁護士（アソシエイト）

弁護士資格を有する者が自らの法律事務所を白門法律事務所に置いて、補助弁護士（アソシエイト）として参加できる。

(5) 事務所の業務内容

①鑑定

A、鑑定は協賛会員の求めに応じて内外の法令、学説、判例に基づく法律上の見解、事案によっては科学的、技術的な検証も行っておかれた所見を明らかにするもので、各学部の教授の協力を得ながら経営者（パートナー）と補助弁護士（アソシエイト）とが合議に基づいてこれを作成する。

B、その他学員弁護士より鑑定の依頼がなされた場合でもAに準じてこれに応ずるものとする。

②法律相談

A、白門法律事務所内での法律相談業務は、経営者弁護士（パートナー）と補助弁護士（アソシエイト）が個別に又は合同してこれを行う。

B、経営者弁護士が事件の専門性に基つき専門的処理能力を有する協力弁護士に委託することが相当であると判断した場合に、当該協力弁護士と共に行う。

③法的助言

―特に事務所外業務活動―

イ. 協賛会員、法人、企業における社内研修会、講演会による行事を通じての助言

ロ. 新聞社との共催による、法律実務講演会による助言

ハ. 高齢者の介助施設に出向き相続問題に関する遺言者作成指導助言

ニ. 離島、過疎地における法的助言等のプロボノ活動

ホ. その他、本弁護士法人に相応しい公共上の助言指導

④協賛会員法人、個人、弁護士及び提携協力弁護士に対して、法の改正、成立、国内外の判例、学術論文の紹介、及び法的実務問題に関する情報提供サービスのための機関誌の刊行配布

⑤中央大学法科大学院より委託を受けて、学生に対する法律相談、受任訴訟事件を通じての訴訟活動に関する実務指導。

以上のことを骨子としておりますが、現在理事会内小委員会で本骨子を叩き台として検討していただいております。

しかし、大切なことは、当面ロースクールにおいてのリーガルクリニック教育を、まず早い時期にスタートさせなければならないことです。

私の提言する本来的なものは、これを実現するまではかなりの時間と資金を要することから、将来構想を踏まえながらも、当面は、早期に実現可能なクリニックを設置することを優先課題として、理事会小委員会は目下その方向で検討中であります。

しかし、私は法科大学院を通じての司法改革は、二一世紀の企業法務、国際取引法務、金融取引法務、知的所有権法務等々、国の内外を問わず、各分野の案件の増加傾向に伴い、質の高い法的助言、協力が必要不可欠とされるなかで、これに的確に応え得る人材の養成そのものがあり、そのためにも中央大学ローファームは、学員公認会計士、税理士、特許弁理士、その他の専門分野のエキスパートも含む複合的体制の下に構築し、法科大学院学生に対するリーガルクリニック教育に当たると共に、広く学員及び一般市民のためにも知の還元を通じ、効果的に機能するものでなければならぬと確信しております。そのため中大ローファームも小さく産んで大きく育てる手法で当たりたいものです。

最後に、どうしても考えなければならぬことはロースクールのキャンパス施設のことです。現時点では市ヶ谷キャンパスを再改修して、これに充てる計画ではありますが、はたして二年次における入学する院生の増員に対応できるのかどうか。このことに関しては設立準備室の先生方を中心とする教育側と財政を担う法人側との緊密な協議体制をまず構築しなければなりません。その上で互いにその将来予測として、どのように認識するかについて見解の一致をみなければなりません。この点、まさに現在正念場を迎えている感じがいたします。

とりあえず、以上のとおり、現在の問題点などを通じ考えていることをまとめてみました。中大法曹会の諸先生におかれましては、これからもよろしく御協力をお願い申し上げます。



ロースクールの開設に向けて

中央大学学長 角 田 邦 重

一、法科大学院いわゆるロースクールの開設準備は、トラック競技で言えば第四コーナーを廻って最後の直線にさしかかり、あとは全力を振り絞ってゴールに駆け込むだけといった時点にきていると云ってよいでしょう。文部科学省の設置基準も施行され、事後の申請手続きのスケジュールもほぼ明らかになりました。最初にそれを紹介しますと、本年六月末までに設置申請をし、八月から九月にかけて設置審査会による設置構想と教育過程、教員組織、施設などについての審査が行われ、その判定結果を受けて一二月末には認可をもらい、そして来年四月から開校ということになります。昨年一月、学長が就任したときは、これで本当に間に合うのかと心配になったほどでしたが、さすがにここに来て作業は急ピッチで進んでいますので、認可を受けられないといった心配など露ほどもしていません。

振りかえってみますと、法科大学院の構想が登場したのは一九九八年一〇月に出された大学審議会

の答申「二一世紀の大学像と今後の改革課題について」のなかで大学院の高度職業人養成機能が強調され、とりわけ法曹養成制度改革との関係で「法曹養成のための専門教育の過程を終了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組み（例えばロースクール構想など）について広く関係者の間で検討していく必要がある」との考え方が示されてからでした。そして「法の支配がこの国の血となり肉となる」ための改革を宣言した司法制度改革審議会の最終意見書（二〇〇一年六月）において、司法制度の人的基盤である法曹養成の中核としてロースクールが位置づけられることになり、具体化に向けての動きが加速されることになりました。中央大学はこの年の一二月に法科大学院開設準備室を設置し、迅速な取り組みを開始しています。しかし一般的に言えば、この間の働きは、おそらく関係者ですら想定しなかったほどの急ピッチな展開であったに違いありません。それだけに制度の具体的なあり方や、一体どの位の大学が設立に名乗りをあげそのうち本当に認可されるのはどれ位なのかについてさまざまな情報が飛び交い、この時期になって未だ確実な情報はない状態が続いているのです。

二、われわれ中央大学のロースクール構想の核心は、これまで多数の実務法曹を輩出してきた伝統を、新しい法曹養成制度の中でいかに受け継ぎ、発展させるかにあると言ってよいでしょう。

弁護士が身近なところにいらない（いわゆるゼロ・四地域）など、国民にとって疎遠な現状を解消する必要を、司法制度改革審議会は「国民の社会生活上の医師」としての法曹の養成と呼んでいます。これに応えるためには、専門的力量のみならず、一般の人達の悩みを共感を受けとめることのできる洞察力、そしてその利益を誠実に擁護する職業倫理感に支えられた人間的力を備えた法曹の育成

を目指さなければなりません。受験技術の教育に長けていることをうたい文句にしてきた司法試験予備校には到底期待できない、法科大学院ならではの教育の腕の見せ所になるはずです。設立を予定しているロースクールに、いずれも「法曹倫理」という科目の設置が予定されているのはそのためです。しかしわれわれのロースクールでは、単にそれに尽きるものではなく、層の厚い中大法曹の先生方にお願ひして、全国的規模で沢山の方にエクスタイン・シップを引き受けていただくとともに、ロースクール付設のロー・ファームを開設し、学生のロー・クリニックの指導にあたることになっています。学生には、事件処理や依頼者との応接などを直接見聞する機会を通して、実務法曹の生き方を学んで欲しいと思っています。

知的財産権や医療、企業の倒産と再建・合併と分割、金融取引など、複雑で高度な専門知識を要する事件を取り扱う専門的法律家が不足していることも、司法改革審議会が随所に指摘していた通りです。またこれらの法的紛争の多くが企業のグローバルな活動に伴って生じており、外国人弁護士活動資格に関する制限を「非関税障壁」の一つとして捉え、その撤廃・緩和を求める外国からの強い要求があることも周知の事実です。われわれのロースクールは、これに応えるため、これら専門的分野や国際的渉外法務で必要とされる知識と経験を学べる科目、あるいは海外のロースクールへの留学の機会を提供するなどの仕組みを用意しています。幸い、われわれの大学は、これら専門的分野で活躍する著名な先輩法曹を有していることから、中大法曹会に推薦を依頼して実務家教員として招聘し、これらの科目の充実を図っています。他のロースクールには真似のできない、中央大学ならではの特

色になるはずで。

またこの点では、昨年からロースクールの開設を予定している市ヶ谷キャンパスで、社会人を対象に会計とファイナンスを専門とする国際会計研究科（アカウンティング・スクール）が開設されていることも付け加えておかなければなりません。両者の協力によって、会計やファイナル強い法律家、法律に強い会計士が生まれることが期待できるはずで。

最後に、法律家のこれから活動分野の一つとして、司法のみならず、国際機関や国の行政と立法、あるいは地方自治体やNPOなどにおける役割の増大をあげることができよう。規制緩和の進捗とともに、事前の行政的規制に替わって、明確で透明な法的ルールによる規制が求められていますし、また法的紛争のコストを回避するため、司法的解決以前に紛争の発生を予防するリーガル・リスク・マネジメントや、裁判外紛争解決機構（ADR）の必要性も高くなるはずだからです。

高度職業人養成の一つとして始まったロースクールによる法曹養成は、行政機関の公務員養成や公認会計士の分野にも広がる気配を示しています。公務員を行政大学院ないしポリシースクールの卒業生から採用したり、アカウンティング・スクールの卒業生に公認会計士試験の科目を免除して受験し易きしようという動きです。これらは、高度専門職として共通性をもつだけに、専門＋職業の交流ないし相互浸透を進んで行くことは確実（できたら二〇〇五年度）行政大学院の開設を目指していますし、アカウンティング・スクールとロースクールとの協力を進めたいと考えていることは先に述べたとおりです。

三、ロースクールの開設には、多くの不確かな要因と厳しい難問が待ちうけていることも事実です。

一体、どれくらいのロースクールが開設されるのか、今の時点でも明らかでないことは先述の通りですが、その数如何によっては、司法試験の合格率は厳しいものになるざるを得ないでしょう。二年で卒業できる法学既修者がロースクールを卒業する二〇〇六年から新司法試験が実施されることになっていますが、二〇一〇年までの五年間は、現行司法試験も並行的に行われることになっています。この時点で合格者は三〇〇〇名になるわけですが、それまでは二〇〇〇名プラス・アルファの合格者数を（例えば毎年二〇〇名増加といった具合に）、ロースクール卒業者を対象とした新司法試験と現行司法試験の受験者とで分け合うことになります。合格者の割振りについては今のところ未定です。仮に三〇〇〇名の第一期ロースクール卒業生が一五〇〇名の合格枠に挑戦しなければならぬことになったら、合格率は平均して五割になります。八割の大学と二割の大学といった格差がつくことは避けられません。ロースクールの理念をいくら高く掲げても、実際には合格率の低いロースクールは学生から敬遠されてしまうでしょう。そして肝心の新司法試験がどういうものになるかも目下検討中で、走りながら考えるといったものにならざるをえない状態なのです。

ロースクールの学費がどの位になるのかも、まだ確定的ではありません。本年三月の週間東洋経済がロースクールに関する特集記事を組んでいましたが、それによると高いところで二五〇万円（大宮法科大学院大学）、低いところでも一五〇万円（久留米大学）、多くは二〇〇万円（早稲田・慶応・明治大学）となっています。国立大学がどこに設置するのか興味あるところですが、肝心の東大や京大

などの国立大学の学費は白紙になっていて、明らかにされていません。まだ決まっていないのでしようが、初めから公正な競争条件が確保されていないのであれば、優秀な受験生を集めることは困難になってしまいます。ロースクールの財政的自立はもともと私立大学にとって困難な課題なのですが、それ以上に、公正な条件のもとでの競争を強く望んでいます。

特集
1

法科大学院の開設に向けて



中大法科大学院の開設に向けて



法科大学院開設準備室副室長

大村 雅彦

一 法科大学院の必要性

司法制度改革審議会が二〇〇一年六月にその最終答申を発表して以来、日本の司法制度改革は、過去五〇年の流れに比べれば、大変なスピードで進んでいる。私は、この司法改革の精神は「法の支配」というキーワードに集約されると思う。ルールの明確化は、予測可能で、透明度の高い、公正な社会につながる。

他方で、「法の支配」を徹底すればするほど、複雑に発達した現代社会においては、法律専門家の必要性が高くなる。日本は、明治以来、意識的にせよ無意識的にせよ、国家政策として法曹の数を制限してきた（私人の法的紛争の解決に国の資源をあまり注ぎ込まない、個人の権利主張が政府に向くことを

予防する、などの暗黙の発想が基礎にあったと考えられる。しかし、そのような状況も徐々に変化し、ついに大きな方向転換をみた。「法の支配」を普及させるには法曹人口の大幅増員が不可欠であるという司法制度改革審議会の提言は、強い社会的支持を得たといえる。このような時代の流れの中で、法曹人口の大幅増員の役割を担うものとして「法科大学院」構想も同時に提言されたのであった。

戦後の日本の法学部は、そもそも法曹養成教育をする機関ではなく、法的素養を備えた一般人をたくさん養成する機関であったというべきである。全国に九〇以上の法学部があり、五万人近い卒業生を毎年送り出すという今日の下では、もはやこれは自明のことである。

また、司法試験はいろいろな改革の試みを経てきたものの、現在の状況では、質を維持しながら今の三倍の法曹候補者を選抜するという機能を適切に果たすことは、とうてい期待できない。司法試験の採点を仰せつかったから私が実感したことであるが、予備校で「こういう問題に対してはこう書きなさい」といって刷り込まれた知識を吐き出すだけのパターン型答案がほとんどであり、答案のパターンの数は主な予備校の数とほぼ符合している。しかも、出来が悪い答案にこの点数なら不合格だろうと思いつつ点をつけても、合否決定会議では合格ラインがその点数まで降りてきてしまうのが現状なのである。

法科大学院制度は、法曹養成のための教育機関がなく、いわば学部と司法試験を結ぶ「ブリッジ」が欠落しているこれまでの状態を改めるために導入されることになった、という見方もできよう。法科大学院は新しい「専門職大学院」と位置づけられており、専門的な教育機関で教育をしてから新しい司法試験で選抜し、新しい修習制度につながるということで、「点から線へ」の転換とも呼ばれる。この法科

大学院制度を通じ、二〇一〇年には年間三〇〇〇人の新規法曹を生み出すことが予定されている。

二 法学部から法科大学院へ

ところで、法科大学院が開設された後の法学部の役割いかんは大きな問題である。法科大学院の役割が大きくなればなるほど、従来の法学部は影響を受ける。大学によっては、法学部では学生が集まらず、これを根本的に改組してまったく別のものに変えてしまうところも出てくるであろう。しかし、中央大学では、法科大学院へ進学して法曹になろうとする学生に対し、法曹に必要な基盤を幅広くしっかりと養うための教育、つまり、法律学だけでなく周辺関連分野を相当程度取り込んだ「幅広い教養法学的教育」を行うという姿勢に徐々に転換すべきであろう。これは、企業への就職や公務員を志向する学生に対する教育とも、基本においては共通の部分が多いと考えられる。ただ、そのような役割に転換することには、とりわけ中央大学のような法曹養成の歴史を有する法学部では、まだ抵抗感が強いかも知れない。もっとも、法曹側は「大学」「法学部」に養成してもらった覚えはない」という実感を有しているであろうから、意外と受け入れられやすいのではないかも知れないと推測している。二〇一〇年に現行司法試験制度は廃止されるのであるから、法曹養成の役割は法科大学院が引き継ぐのであり、しかも、今後は、「大学に養成してもらった覚えはない」とはいえないような教育制度を作らなければならないという重い使命を与えられたのである。

三 法科大学院の理念と教育

それでは、法科大学院ではどのような理念の下に、どのような教育をするのか。

法科大学院における教育のあり方については、司法制度改革審議会、文科省の検討会議や研究会、政府の司法制度改革推進本部、日弁連の法科大学院設立・運営協力センターなど、種々の組織で議論され、また、大学側もシンポジウムを開いたり法科大学院協会設立準備会において検討してきた。法科大学院制度は、単なる大学制度改革ではなく、法曹養成制度改革であるだけに、オール・ジャパン体制で議論が進み、固まってきたのである。

そのようにして形成されてきた法科大学院設置基準（案）によると、専門職大学院という新しい教育機関である法科大学院では、相当数の練達の実務家をも専任教員として迎え（二割以上）、理論と実務の融合教育をめざさなければならぬ。そして、少人数クラスで、密度の濃い双方向授業により、教育素材として事例を重視しつつ、学部レベルよりも高度な実践的教育を実現しなければならない（なお、大別すれば、法廷実務中心型教育と、ビジネス法務関連などの多彩な専門分野の教育と、どちらにどう比重を置くかという問題があり、最高裁・日弁連と経済界との間だけでなく、大学関係者の間でもイメージの対立があり、同床異夢の様相を呈してきたが、小規模な法科大学院はともかくとして、大規模校ではいずれをも追求せざるを得ないであろう）。

このような理念に沿う法科大学院を作れるかどうかが試金石であり、中央大学法科大学院開設実行委員会においても、そのために討議を重ねているところである。実務家教員については、元裁判官・検察官だけでなく、中大法曹会ともご相談しながら経験豊富な弁護士の方々の人選を進めている。教育内容についてはまだ細部にいたるまで確定したわけではないが、おおむねその姿は見えてきた。いずれにせよ、教師も学生も徹底した授業準備をし、それに基づく集中的な議論を通じて「考えさせる教育」を教室で行い、教師は厳格な成績評価の姿勢を守ること、これが絶対に必要であると思う。例えば、ゼミだからといって原則的に全員A（優）をもらえるというようなことはありえない。

四 中央大学法科大学院の展望

最近、中大は司法試験合格者数が再度浮上し、三桁に手が届いた。法職講座やその他の関係者の懸命の努力によるものであり、大変喜ばしいことであるが、これを客観的にみれば、合格者の総数が増えたのであるから、なんとか現状維持ができたというに等しく、見通しは決して明るくない。しかも、新制度の下では、医師国家試験と同じく、新司法試験の「合格者数」よりも「合格率」が世間の評価の指標となる。万が一、中央大学法科大学院の合格率が四〇％程度に低迷し、他の競争校が七〇〜八〇％程度の合格率を達成すれば、中大法科大学院にはよい学生が集まらなくなり、どんどん悪循環に陥るおそれがある。過去の司法試験の大学別合格率をみれば、これは決して杞憂ではないのである。

そのような懸念を払拭し、法科の中央と「もう一度」呼ばれるためには、教師陣、教育内容、施設設備、授業料その他あらゆる面で魅力的な法科大学院を作り、優秀な学生を広く集め、その資質をさらに伸ばすための方策を探索し、実践しなければならぬ。これは、言うは易いが、生半可なことではない。考えていると胃が痛くなる。関係者全員が問題の困難さを自覚して力を合わせることがぜひとも必要である。

学内者のみならず、学員法曹、その他のOBの方々にも、今後とも、いろいろな形でご協力とご鞭撻をお願いしたいと思います。次第である。

(二〇〇三年二月二六日)



法科大学院への途と 中央大学法職講座の役割

中央大学法職講座

ロースクール進学対策特別委員会委員長

廣瀬克巨

いよいよ来年四月全国各地に法科大学院（ロースクール）が開設される運びになりました。法科大学院システムによる法曹養成については賛否の分かれるところで、その内容やそれをめぐる論判はもはや周知のことと存じます。法科大学院設立が国家制度として確定した以上、法科大学院進学への途をさぐることは是非の無いことであります。以下では法科大学院への進学を望む中央大学の学生を取り囲む状況、およびそれに対する中央大学法職講座の支援につきまして、手短かに紹介いたします。

まず法科大学院への学生の進学希望であります。目下のところ（今年二月末）それについての信頼のおける総合的なアンケート等による全国規模での調査も見当たらず、本学レベルでも実施されておられません。従って以下では仮に、従来の現行司法試験の受験を回避し、通常の就職を選択していた（へた

をすれば「苦節十年」となる司法試験よりも、大手企業サラリーマンや公務員の途を選んだ）他大学、特に有力地方国公立大学や有力私立大学の法学系の学生の多くがドット一斉に法科大学院進学を目指すというかなりシヴィアな状況を想定して話しを進めたいと思います。かような状況は開かれた司法試験制度の確立という法科大学院構想の理念に適うものではありませんが、少なくとも本学法学部学生にとって決して都合のいいものではないということです。その場合例えば東大法科大学院の（概ね法学部出身者の入学枠である）法学既修者枠約二〇〇名からこぼれた東大生が早大法科大学院の既修者枠約二〇〇名に殺到する、ついでそこからこぼれた東大生や早大生が中大や慶大の法科大学院に殺到……、というようにいわば全国的な雪崩現象で、中大生の進学希望者の多くが本学の法科大学院へ入学出来ないという恐るべき事態の発生する可能性があるのです。興味深いことにその東大も、このままでは現行司法試験受験に強そうで、しかもハードルとして（？）設けようとしている語学（試験）も東大生に比べ引けを取らない他大学出身者に東大法科大学院が乗っ取られかねないという危機意識のもと、学部レベルで憲法・民法・刑法の基本三法を中心に法律科目の強化をはかる向きがあります（東大法学部の中堅教授の談）。よそ様のことはさておき、昨今の中大法学部学生の司法試験受験予備校、特に予備校本への安易な依拠は目に余るものがあり、かつてはガッチリと取り組んでいたやに見える法律学の分野でも学力のレベル低下が甚だしく（本学法学部教員の共通認識）、このような事態を放置しておくとならば、法科大学院すら他大学出身者にならぬ占拠されるのではと憂慮されます。しかしこれは本学法学部教員の責任領域のことでもありませんので、法科大学院制度の到来を迎えるに及んで専門・教養の一年次生から

の学部教育を根本的にしっかり立て直すべきであって、それに向けて法学部改革が既に始動しており、本学法職講座も応分の側面援助をしなければならぬと存じます。もとより本学法科大学院も御多分に漏れず新司法試験に合格者数や合格率の点で相当の成果を挙げなければならず、それに寄与するものであればたとえ他大学出身者でも迎え入れる必要があります、従って中大法学部出身者ならば「中央大学付属」法科大学院に優先入学させてくれるであろうというような（法科大学院進学希望者の一部に見られる）甘えの容れる余裕は、当分望めそうもありません。ですから本学法科大学院はおろか、他大学、わけても東大、京大、早大、慶大等に代表される有力大学の法科大学院進学に果敢にチャレンジ出来るだけのしっかりとした専門的学力と教養を備えた（最近の流行語をいいますと）骨太の法学部学生を作っていくかねばならないということです。さらにまた法科大学院の入学者の約二〜三割位を法学部出身者以外の者を探るべしという要請、いわゆる法学未修者問題が、本学にとりまして他大学における以上に深刻です。北大、東北大、東大、一橋大、京大、阪大、九大を代表とする有力国公立大学、早大、慶大を代表とする有力私立大学の各学部間のバランスの良さは本学の比ではなく、他大学の法科大学院はもとより、本学法科大学院の未修者枠すらも他大学出身の未修者に占められる虞なしとしません。本学が「法科の中大」として今後も法曹界に間接的に覇を唱えるのであれば、他学部からの法科大学院への進学を大学全体で強力にバックアップする必要があります、本学法職講座もそれに協力しなければならないと存じます。以上のように本学法職講座ロースクール進学対策特別委員会としましては、状況を相当深刻に受けとめ、対応を探っております。勿論悲観論に過ぎるというお叱りもありえましようが、古今未曾有の事態

に慎重に対処する以外に手がありません。そしてその際、本学法職講座は現行司法試験指導を通して今までに得た有形・無形の蓄積、特に気鋭の、しかも経験豊富な（弁護士・司法試験合格者からなる）若手ベテラン講師陣を擁し、また受験に関わる様々なノウハウを有しており、その有用性は法科大学院時代の目前にしても変わることはないと言われます。ここで本学法職講座の法科大学院進学支援についての基本的なスタンスを一言で申しますと、従来の現行司法試験に対するの厳戒態勢、受験指導態勢を緩めることなくそのまま維持し、それで至らぬところを積極的に補強していくということです。前述しましたように東大ですら学部を引き締めにかかっている昨今、本学は一層の緊張感を持つてことに対さねばならず、一年次からの法律学教育をきめ細かに充実させねばならないと存じます。そのようななか、本学法職講座特有の（「炎の塔」における）在学生のための研究室体制もそのまま維持し、学研連各研究室と切磋琢磨させ、またそれとの良き連繫プレーをはかりつつ法科大学院進学の中核に育てていくこととなります。このようなわけで、本学法職講座は当面以下のような対策を講じる予定です。

先ず一年次生以上を対象に憲法・民法・刑法の基本三法につき、二年次生以上を対象に商法および行政法、民事訴訟法・刑事訴訟法につき講義形式での基礎講座（本学教員・弁護士が担当）を設け、それぞれの法制度の基本的構造の理解と重要な判例・学説の習得に努めてもらおうと同時に、憲法・民法・刑法について基礎ゼミ（司法試験合格者が担当）を設けて講師との対話形式でより学識を深めてもらいます。これら基礎講座・基礎ゼミは同時に、学部授業の補完的な役割を担っています。また基礎講座修了程度の学力を有する者について民法を中心に、憲法、刑法等を素材に文章読解・論文作成の作法を習得

するL Tゼミ（論文作成に定評のある弁護士が担当）を設け、法科大学院受験やそこの学習で求められるであろう文章作成の練習をみっちりつけてもらいます。ちなみに各地に設立される法科大学院の入試では、概ね憲法・民法・刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、の七法、特に憲・民・刑の基本三法を法律学の試験科目とする公算大であります。

次いで二年次生以上、特に三年次生を対象に法科大学院の事実上の入学試験に相当する法律科目試験（法学既修者認定試験）受験のための実力養成講座（弁護士が担当）を設け、憲法・民法・刑法、商法、行政法、両訴の七法につき、論点整理や想定問題の解答等に取り組んでもらう予定です。二年次生以上となっていますのは、飛び級制の導入で三年次段階で法科大学院の受験が可能となるからです。また法科大学院によっては択一試験を課すところもあるようで、従って上記諸講座・ゼミと同時並行的に行われる（本来は現行司法試験受験者のための）択一答案練習会や択一对策講座に参加してもらうことも充分に可能ですし、従来から実施している口述（面接）模試や基礎答案練習会等の有効活用も必要に応じてあり得ると思います。

最後に法科大学院の入学試験が従来の現行司法試験に比べ有する最大の特徴は、法学部と他学部の出身者のいかに問わず一律に適性試験を課せられることにあります。この適性試験は進学希望者の未来の法律家として求められる思考・判断力を試すものであり、概ねいわゆる五択問題の形式で行われます。問題は広く政治学、経済学、社会学、哲学さらに数学等の教養を前提、加味した論理・分析推論、長文読解、および一般教養等から成り、出題数も多く、限られた時間内に手際よく正解に達しなければなり

ません。但し出題される問題はさほど難解ではなく、また法学既修者枠に振り分けられる法学部出身者は本来の法律科目試験も課せられるので適性試験対策にのみ長時間専念するのは賢明ではなく、むしろこの試験実施の直前に、短期的に集中してそれに取り組むのがベストと言われています（関係者の談）。本学法職講座では取りあえず適性試験受験のための対策講座（本学教員が担当）を設けて進学希望者の学習の便に供しますが、法学未修者枠に入る法学部以外の他学部の法科大学院進学希望者にも開放する予定です。

なお今年の適性試験は九月中旬に実施が予定され、来年は六月と早められるようですが、それと本番ともいえる法律科目試験（今年度の場合恐らく年明け初め）との間には時間的なスパンがあり、その間に本学法職講座が公開答案練習会形式の模擬試験を開催することも考えられなくもないのですが、全国展開している大学受験予備校の模擬試験にみられるような広範な客観的データ（各法科大学院間の難易度偏差値等）の入手・集積も困難ですので、それは当面見送って取りあえずは司法試験受験予備校サイドに委ね、この間を法律科目試験受験のための実力養成に力を注ぎたいものと思います。この他一部有力法科大学院の入試で導入が検討・予定されています語学（英語）の受験対策につきましては、現段階では本学法職講座の守備範囲というよりも、学部教養課程のそれであり（学部改革の一環として今年度より実施の予定）。それから今年度四年次生が最初の法科大学院進学学生にあたりますが、その受験指導のために本学法職講座は学部と緊密にタイアップして早急に講座・ゼミ等の開設準備を促進する予定です（2月末段階で詳細は未定）。

以上のような次第で、本学法職講座としましては思いつく手だてを講じているつもりではございますが、なにしろ法科大学院という全くの未体験の、それもこの二月末段階で入試の概要すらほとんど発表していない相当多数の対象を相手に、盲人象を摸すの感が拭えず、不行き届きの虞無しとしません。どうか諸先生方の率直な忌憚のない御意見・御希望、アドバイス、あるいはお耳にされた情報等、中央大
学法曹会や本学法職講座事務室を通して当方にお寄せ下さいますれば幸甚に存じます。

モデルとしての米国ロースクール、 日本の法科大学院のこれから



日弁連法科大学院設立・運営協力センター委員

矢部 耕三

一 法科大学院構想と米国ロースクール

日本の法科大学院構想も早や第四コーナーを回った。法科大学院設置を決めた大学では、いずれも設立趣意書の準備に忙しいことであろう。我が母校中央大学もこの例にもれない。

こういった時期にあえてそのモデルとしての米国ロースクールを話題にすると、「時期に遅れた」考察と言われるかもしれない。しかし、我々日本人法律家が知っているようでいて知らない米国ロースクールの状況はまだまだあるし、日本の状況との比較検討が十分に尽くされていないことは多い。日本の従来からの法学教育の体制を「改善」するモデルに擬される米国ロースクールではあるけれども、あらた

めてその教育システムを支えている基本的な特徴を考えてみることは、今後の日本の法科大学院をどう「育てて」いくのかを考えるために、やはり必要なことであろう。

二 私見・米国ロースクールの特徴

私と米国ロースクールとの関わりは、丁度今から一〇年前、所属する法律特許事務所の許しを得てイリノイ大学ロースクール法学修士課程に留学したときに始まる。それまで米国ロースクールについての私の理解といえば、ほとんどは、ゼミの恩師である渥美東洋先生や長内了先生から聞き齧らせて頂いた程度であった。イリノイ大学に在学していたときも、自分の勉強の方が大変だったので、とても米国ロースクール自体をよく観察してみることはできなかった。ところが、三年前からイリノイ大学ロースクールの要請で、日本の知的財産権について非常勤講師を拝命したことにより、ようやく私自身の目で日米の法学教育を比較できるようになった。

そこで、私の浅薄な理解と経験の範囲に限られるけれども、米国ロースクールにおけるいくつかの重要な特徴を、あらためて日本の法科大学院構想と比較してみたい。

1 実務法曹と法学教員の親近性

法律が学問として高い講壇から語られるという伝統が歴史的に薄いせいも、米国ロースクールにおい

ては、とにかく実務法曹と法学教員の距離が近い。実務法曹と法学教員の「横移動」は、どちらの側からも盛んである。一部のトップ・ロースクールの歴史を紐解けば、ヨーロッパ的伝統に従って法学教育が神学・医学とともにアカデミズムの一部として始まったところもないではない。しかし、こういったところでさえも現在擁している法学教員のほとんどは、時期の長短や職種の違いはあれ、何らかの実務家としての経験を積んでいる。これは、実務家経験をほとんど有さない法学教員が主流であり、これらの法学教員が下手をすれば一生法律実務を自らの仕事として経験せずに終わることが普通になっている日本の大学法学部の現状と比較して、考えさせられる違いである。

右のような違いについては、日米両国での司法試験合格率の極端な違いや、日本における法学教員の素養に実定法の知識プラス外国法調査能力が相当に必要なこと（後進工業国の共通点？）など、それなりに日本の現状を正当化できる理由もみつけられる。しかし、法が「生きて」この世のルールとして機能している限り、その適用の実際における経験やもの見方に直接触れないままに実定法の解釈・適用を後輩たる法学生たちに指導できるのかという問いかけには、かなり重い意味がある。かかる質問に対して、日本の大学法学部における多くの教員の方々には、「それでよい」といえるだけの十分な理論武装と実務家との十分な交流ができていなければならないであろう。そして、このような問いは、新しくできる日本の法科大学院においてもなお「実務家教員」と「学者教員」を切り分けて考えている我々の現状に対し、同様にまだなげかけられているのである。

2 「双方向性」を意識した教育環境作り

昨年、第一東京弁護士会・米国ロースクール調査団に参加して興味深かったことの一つは、日本の法科大学院論議の中で「教員と学生との双方向的コミュニケーション」のモデルといわれた米国ロースクールの教育スタイルが、実はそれほど古い話ではなかったということである。私たち調査団が訪問したロースクールのいずれにおいても、この「双方向性」が強調される講義やセミナーにいくつもであった。しかし、この「双方向性」を意識的に目指すスタイルは、従来の一方的なソクラテス・メソッド（教員が生徒に厳しい質問を繰り返す形式のみに陥った、悪しき意味での「ソクラテス」？）の中では、教員の側が望むような知識としてのルールの教授に偏重してしまうのではないかという反省から、ここ二〇年程の間に生まれてきたというのが面白かった。イリノイ大学ロースクールのレイポルド副校長曰く、「昔のように過剰にルールを教授するだけではだめ。学生が法律家として成長できるように、マインド・セットをするのが現代の法学教員の役割である。」ということであった。日本において我々法学部卒業生が持っていた不満と同じようなことを、従前の米国ロースクールに学んだ学生たちも以前は持っていたに違いないかと思うと、日本の法律家としては少々気が楽にもなった。

米国ロースクールにおいては、近年学生の参加意欲を引き出すような形での様々なスタイルの講義や教育方式が開発されてきている。具体的に言えば、プロブレムメソッドを使って学生の理解度を見ながら行う講義、仮想事例のシミュレーションをさせる仲裁・交渉などのセミナー、リーガル・クリニック、弁論・契約書起案のコンペティション、インターネットを使った教室外や遠隔状況で講義ができるよう

な様々な教授スタイルなどであろう。これらの試みは、単に実務的感覚を養うというだけでなく、根本的に「双方向性」を意識した教育環境が必要であるといった近時の米国での共通認識によるものである。

かかるあたりを見ていると、日本の司法研修所で行われている前期・後期修習あるいは実務修習も、ある意味で「双方向性」を意識した法学教育として、米国ロースクールよりも進んだ形であるといえなくもない。しかし、如何せんこのような「双方向性」のある教育環境が、時に先輩実務家による狭い範囲（主として訴訟等に限られた領域）での「職業訓練」的なレベルで誤解されてしまうという危険はつきまとう。また、教えられる側が日本全体からみればごく少数の司法試験合格者に限られているという問題もある。

新しい日本の法科大学院が、単なる米国流の「双方向性」確保の試みを参考にするだけでなく、従来から日本で開発されてきた実務家養成のための手法をも利用した新しい教育方法や教材を開発していくことも、今後より一層考えられるべきであろう。

3 社会的ニーズの検証

米国ロースクールにおいても一つ顕著な点といえば、その講義編成の多様さである。確かに、米国のロースクールでは、伝統的な憲法、民法、刑法、訴訟法などといった科目とともに、先物取引法、バイオ技術と知的財産法、公共政策と環境法、法と経済、法と社会学、インターネット法学、性と法律、貧

困と法、あるいはこれらそれぞれの分野における国際的法律問題など、日本の従来の大学法学部では選択科目としてすらかなか日の目を見なかったような科目が次々と開講されている。これによって、これから法律家になっていこうとする法学生達に、法律家に対する社会的ニーズがどこにあるのかを気づかせることができる。これは、先にも述べたように、法学教員の出身背景において、実際にこういった多様な法律問題に取り組んだ経験のある人又はそういった実務家と交流の多い人が、相当数いることの結果とはいえないだろうか。また、法学生の側にも一旦社会経験を積んだ者がかなりの数でいることも、多様な科目編成を生み出すもう一つの要因であろう。このような米国ロースクールの置かれている状況自体が、法律家に対する社会的ニーズを常に検証するきっかけをロースクールに与えているとも言える。

もちろん、日本の大学法学部においても、熱心に実務を研究され、実務家との交流を通じて社会的ニーズを捉えた研究成果を次々と発表される碩学の先生もおられる。各大学による社会人学生の受け入れも進んでいる。司法研修所において、民事・刑事の正規科目以外の周辺科目の履修が奨励されてきていることも事実である。しかし、現在でもなお、それらの試みが法学教育の「多数派」又は「主流」とはいえないことも否定できない。日本の法科大学院において予定されているあまりに比重の大きい「必修基礎科目」群の膨大な単位数にも、そのような現実が垣間見えるような気がする。果たして、法学部以外の出身者、社会人経験者らが学生となったとき、このような法科大学院の科目編成で満足してくれるのであろうか？

4 高度な教育環境を支えるビジネス感覚

米国ロースクールにおけるもう一つの重要なポイントは、学校運営での「適度なビジネス感覚」であろう。実はこの「適度なビジネス感覚」こそが、経済的不安から解放された、優れた研究・教育環境を法学教員にも法学生にも保障するために、なくてはならないもののように思われる。事実、「適度なビジネス感覚」に秀でたロースクールほど、良い教員、良い学生を確保しているというのが米国ロースクールの現状である。そのためには、もちろん学費の水準、教員給与の水準、共に相当程度に高くならざるをえないが、これは必ずしも経済的に恵まれない社会層に対し、法律家になる道が閉ざされるということを直ちに意味するものではない。寄付金や奨学金を出してくれる個人や企業・財団などうまく付き合って、ロースクール自体が豊かな財政基盤を築いていれば、学生の負担を低減させつつ、教員の給与や研究資金をより高水準に維持することは不可能ではない。このようなことを実現させる経営手腕こそが、米国ロースクールの校長には一番重要な能力として期待されている。そうでなければ「経済的不安」を最小限にして、専門家として一本立ちできるような教育を授けたり、これを受けるといふことは相当に難しいはずである。

このような点を指摘すると、日本の法科大学院がそのような米国スタイルを真似るなら、貧者であっても苦学力行すれば司法試験に合格できた従来の日本のシステムを崩壊させるだけだとの指摘も出るであらう。これにも一理がないわけではない。しかし、米国ロースクールの現状が示すように、学生と教員の双方にとっての経済的不安を取り除くことにより、より良い教育水準を保障するという目標もまた

重要である。ことに、高度に専門的な職業人として「幅と深みのある法律家」を、より多く育てようという日本の法科大学院構想において、このような目標を捨て去ることはできない。より高度な能力を身に着けた法律プロフェッショナルを、日本の中だけでなく国際社会にも即戦力として送り出すためには、従来の国内大学学部レベルでの教育を前提にした安上がりな学資支援制度や研究資金の手当てとは違った、多様な学資支援システムや研究資金支援体制を考えねばならない。こういった工夫を制度的に普及させていくことの方が、いつまでも苦学力行といった、ある意味で勉強又は研究する本人が有する偶然の精神的・肉体的資質のみに頼った教育効果を期待するよりも、究極においては、より多くの社会に信頼される法律家を日本だけでなく世界に送り出せるものと考えるべきではなからうか。

三 日本 の 将来 を 見 つ め た 法 科 大 学 院 を

私としても、日本の法科大学院を単なる米国ロースクールを真似した「不出来な贗作」にしたいとは思わない。できる限り彼我の良し悪しを十分に咀嚼した上で、我々日本の法律家自身の手で、より多くの日本だけでなく国際社会に歓迎される後輩を育てる場にしたいと思う。特に我が母校中央大学の法科大学院が、日本の将来を見据えた法律家の養成校として、他校よりも一層高い社会の評価を得られるようになることを願ってやまない。



法科大学院開設に向けて

——法科大学院制度と法曹会の役割

中央大学法曹会事務局長

奈 良 道 博

筆者は、法科大学院を中核とする法曹養成問題について当初から関与している関係から、この制度の内容を簡単に報告するとともに、同制度に関わるこれからの法曹会の役割について私見を述べたい。

一 法科大学院とは何か

法科大学院は、新しい時代の法律家養成に特化したプロフェSSIONナル・スクールであるが、豊かな人間性と幅広い教養を持った学生を前提としている。法律知識のない学生を対象とした三年制を原則としていること、社会人や法学部以外の他学部出身者の入学を義務付けようとしていること、したがってその入学試験は法律科目を排除し、全国統一の適性試験とすること等はその現れである。

二 法科大学院の内容

(1) 前述のように法科大学院は三年制が原則であるが、法学既修者（法学部出身者に限らない）については二年制が認められることになっている。中央大学では、一学年三〇〇人、うち三年制一〇〇人、二年制二〇〇人の定員を考えているようである。

(2) 入学試験は、受験者全員にアメリカのLSATのような全国統一の適性試験（一般教養の他、論理的判断能力や読解力を試す試験）の他、各法科大学院が実施する独自の試験（学部での成績やクラブ活動・ボランティアの実績、論文、面接、語学試験等）により行われる。法学既修者のコース（二年制）を選択する受験生は、その上で法律科目の試験を受験することになるが、この試験のシステムについては、現在まだ確定していない。

(3) カリキュラムは、必要な最低単位数九三単位、うち必修五九単位（三年制の場合）となる見込みで、基本的には五〇人クラスで、トゥウェイ（双方向的）方式の密度の濃い授業を想定している。単位数が少ないのは、授業の少ない分学生の自習に重きを置いているためで、アメリカのロースクールの現状をみると、授業内容がハードであること、学年修了試験や卒業試験でかなりの数がふるい落とされること等から、学生は一日八〜一〇時間の自習時間を取らざるを得ないようである。法科大学院の設置につき、一定規模の図書館・自習室の設置が要求されるのはこの理由による。

新司法試験合格率が七〇八割（ただし当分の間はもっと低くなるであろう）といわれているが、これは以上のような法科大学院におけるハードな授業と厳しい試験を前提としているからである。

三 法科大学院設立に向けてのスケジュール

(1) 法科大学院制度に関する法制度整備は、内閣の司法制度改革推進本部の法曹養成検討会（設置基準については、文科省の中央教育審議会法科大学院部会）を中心に急ピッチで進められている。平成一四年一月には、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（いわゆるブリッジ法）、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律が成立した。設置基準に関する文科省令も遅くとも平成一四年度中には発令される。

入学試験における全国統一適性試験の内容・実施機関、第三者評価基準・機関、新司法試験及び新修習制度等まだ具体化していない重要な問題も多く、時間との勝負になっている。

(2) ご承知の通り、法科大学院は、平成一六年（二〇〇四年）四月開校が決まっているが、逆算すると、平成一五年六月に法科大学院設立認可申請、同年一二月認可、その間設立準備を行い、平成一六年二月か三月に入学試験、四月入学というスケジュールになろう。したがって全国統一適性試験の実施は、平成一五年秋には実施する必要がある。

四 中大法曹会の役割

(1) 法科大学院制度における法曹会の役割は、法科大学院が実務教育を基幹とするだけに、従前にもまして重要となろう。なお、学研連・研究室の役割については現在学研連で検討しているようであるが、新司法試験が法科大学院での授業を前提とした全く新しい制度に変わるため、学研連・研究室のこれまでの受験団体としての性格と役割も、質的に変わらざるを得ないであろう（ただし、現行司法試験が継続される経過措置の間はその役割は維持されるであろうし、同時にこの間の対策を軽んじることは許されない）。

中大法曹会は、早くから大学問題委員会において法科大学院問題につき検討を進めるとともに、大学側と協議しながら、実務家教員の派遣やエクスターンシップの受け入れ先の確保等その設立に向け、協力してきた。

(2) 司法制度改革審議会意見書は、「法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば要件事実や事実認定に関する基礎部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。」とする（同意見書六六頁）。それは、「二一世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の

基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」(同意見書五六頁)からである。従って、法曹養成のプロセスとしての法科大学院において、実務との連携が重要なことは明らかである。

他方我が中央大学は、長い歴史と伝統を基礎として、全国三五〇〇名に上る法曹を輩出している。この先輩法曹の層の厚さとエネルギーを如何に生かすか、これが中央大学法科大学院の今後の評価と特徴を決定すると言っても過言ではあるまい。

(3) 以上を前提に、法曹会の役割について私見を述べてみたい。

① 法科大学院は前述の目的・理念を有するものであるから、リベラルアーツ(一般教養)の存在は法科大学院入学の前提であり、アメリカでは専門学部がないためカレッジの段階でこれを習得するシステムになっている。日本の場合法学部を含む学部教育の段階でこれを習得することになる。どの大学も今の段階で学部教育の改革に取り組み余裕はなく、今後の検討にゆだねられることになる。この「教養」の本身は具体的にイメージしにくく、法科大学院の入学試験にどの程度反映されるかも未知数であるが、たとえば大学在学中に、先輩弁護士の事務所に通い、先輩の薫陶を受けるとともに、少しでも実務の空気を体感する等の制度は、「百聞は一見にしかず」という見地からも、また学生が法曹を目指す動機付けの見地からも有用ではあるまいか。

② さらに進んで、GPA(入学試験のうち各法科大学院の独自試験として審査の対象となる学部成績やクラブ活動・ボランティア等の活動実績)をも意識した、社会経験を積むための先輩弁護

士事務所でのアルバイトの紹介制度や、OBからボランティア活動の紹介・斡旋を受ける制度等も考えられる。

- ③ 法科大学院は、各大学の試算では独立採算を前提とした場合私立で年間二〇〇万円以上の授業料が必要とされる。各大学院が本部補助金を繰り入れるとしても年間最低一五〇万円以上の授業料額は必須となろう。政府・法科大学院における奨学金制度の充実が叫ばれているが、中央大学の伝統に培われた法曹会の人的・物的な基盤を利用した独自の奨学金制度が確立すれば、優秀な学生が中大法科大学院を目指す大きな原動力となる。従って、早急にこの制度を検討し立ち上げる必要がある。

- ④ リーガルクリニック（法律相談中心）・エクスターンシップ（外部の提携法律事務所や企業法務等での研修）は、法科大学院における実務教育の要として重要な役割を果たすことになる。中央大学においてもこれらのカリキュラムを検討中である。これら制度を充実させるために法曹会が果たす役割は大きい。法曹会は、大学側の求めに応じ、平成一四年暮れにエクスターンシップの受け入れにつき全国の会員を対象にアンケートを実施したが、一ヶ月足らずの間に三〇〇名の会員から協力する旨の回答を得ている。

今回の法曹養成の制度設計として、法科大学院卒業・新司法試験合格後、一年間の実務修習を中心とした修習制度が組み込まれている。そのため法科大学院におけるリーガルクリニック・エクスターンシップの意義を過小評価し、あるいはまたその存在価値を疑問視する大学も多いと聞

く。しかしながら、この考え方は逆で、新しい法曹養成制度の理念に照らせば、修習制度の存在は過渡的なものであって、いずれ法科大学院の内容が充実し、この制度が成熟したときは、修習制度は無くなると考えるべきであろう。

とはいえ、合格後の修習制度の存在を前提としたエクスタンプは、現段階では、修業の仕上げとしての実務経験というより、実務教育を受ける準備段階として実務の世界を経験する点に重きを置いた方がよい、というのが私の考えである。特にその期間を一ヶ月以内とする現在の計画の元では、アメリカのロースクールのように一つの事件を継続して担当しながら実務を修得するというような内容は不可能であり、むしろ、実務教育のための準備期間として、前記①②と関連付けながら、この制度の有用を計ることが現実的であり、またそれ以上の期待は無理であろう。但し、この場合でも、単に体験のみならず、この体験を法科大学院の授業にどのように結びつけ、またどのように利用するかの検討は不可欠である。

この場合、その目的に照らすとエクスタンプの実施時期は、遅くとも一年生の最後か二年生の最初、具体的には一年生の学年末の春休みということになる。また同時に、実務教育の準備という意味では、選択ではなく必須科目として全員に履修させる必要がある。他の法科大学院から見ると極めて贅沢な（というよりも不可能な）カリキュラムとなるが、逆に年間三〇〇名の学生を受け入れられる法曹会の存在という、中央大学法科大学院の最大の武器をフルに活用したセールスポイントということになる。

⑤ もう一つ中央大学法科大学院にとっての大きな武器は、弁護士資格を取得した後輩に対する法曹会をバックとした就職の斡旋制度である。法曹人口の増大による弁護士事務所への就職（さらに今後は企業法務部や公的機関への就職も視野に入れる必要がある）は大変厳しい状況になるものと推測される。従って、中大法科大学院と法曹会のタイアップによる重厚な人的つながりのネットワークをフルに利用した就職のサポートは、今後中大法科大学院ならではのセールスポイントになるであろう。

特集2 炎の塔竣工に寄せて





学生研究棟「炎の塔」竣工式挨拶

中央大学法曹会幹事長

松 家 里 明

ただ今ご紹介いただきました中央大学法曹会の幹事長を勤めております松家里明でございます。

本日この「炎の塔」落成竣工式を迎えることができましたのは、多くの方々がこの「炎の塔」建設のためにご努力、ご尽力していただいたお陰であります。

この「炎の塔」の建設にご支援、ご協力いただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。

私は平成八年五月の内海先生が理事長の時から平成一四年五月まで六年間中央大学の理事を勤めさせていただきました。

内海理事長の時に中央大学の第二次総合企画計画案が理事会に提出されましたが、国家試験対策たるものは全くありませんでした。そこで私は今国家試験対策を考えなければ、合格者の減少を防ぎ止めることができない。多摩キャンパスにこの国家試験のための研究棟を建てなくてはならない、とたびたび

理事会で力説しました。当初は、国家試験受験のために、未公認団体のために、大学が研究棟を建てるのはいかなものか、というようなご意見が多数ありました。しかし、法職講座運営委員会の学生研究室は、三、四年生の研究室と、一、二年生の研究室とはフロアーを異にしており、学研連の研究室は老朽化しており、経理研究所は学生研究室をもっていないと、こういうような事実が判ってまいりました。

私は一〇年度の学研連委員長に就任しましたので、七月にこの多摩校地において学研連委員会を初めて開き、法職の研究室を含めて各研究室から二人以上の室員に出席を求めてどうすれば司法試験の合格者を増加することができるか、何が問題であるか等について学生諸君の意見を集めました。

また九月にはレック、東京リーガルマインドの学院長であられる反町先生にお見えいただきまして司法試験の受験の指導と対策についてお話を承りました。

その結果私は、この広いキャンパスに散らばっている国家試験を受けようとする学生を一棟に集めて、そして大学が強力な指導体制を作らなければこの国家試験合格者数の減少傾向を止められないと考えたのであります。

そこで私は、学研連委員会及び法曹会の会員に訴えました。「かつて駿河台に校舎があったころ校庭のそこかしこで、喫茶店でも、食堂でも、銭湯の中でも法律論争をする学生で一杯であった。それは大が指導しなくても学生自らの意思で、力で国家試験に向かっていた。これはまさに熱核反応であった。中央大学は今多摩校地にこの熱核反応がおこるような設備をする必要がある。我々は大学と協力して学生が自らの意思で国家試験に立ち向かう燃える「炎の塔」をつくらうではありませんか。」と。

その結果皆さんの全員一致のご賛同をいただきましたので平成一年四月二七日要望書を高木理事長職務代行に提出致しました。理事会は、この要望に基づいてオフキャンパスという名称で大学が緊急に建てる予定の建物の一つに決定しました。

その後、平成一一年五月から発足しました阿部理事長のもとで、このオフキャンパスの建設を中大一二五周年募金活動の事業対象目的に加えていただきました。

更に、阿部理事長は、岡田錫淵先生が「司法試験合格者増加のために」とご寄付されました二億七五〇〇万円をこのオフキャンパス建設の定礎的資金にすると決められ、その建物の名称も学生研究棟「炎の塔」と定められようやくこの建物を建築できる運びとなったのであります。

「炎の塔」の建設場所については、学研連の会員にご検討をお願いしました結果、現在の場所に建設されることになりました。

次に、設計の方式については理事会で議論の結果、弁護士会の会館を建てたプロポーザル方式で行うことになり、上位一〇社の設計会社に参加をもとめました。弁護士会館は、佐藤総合計画の大野設計部長が設計されたものであり、私は、当時第一東京弁護士会の建設委員会の委員をしていましたので大野設計部長をよく知っていました。或る日大野設計部長が私の事務所に来られました、「どういふイメージでこの建物の外観を考えたらいいのだろうか。」と質問を受けました。私はすかさず「駿河台にあった中大の図書館のイメージでパスをつくれればおそらくこの審査にあたる審査員の琴線に触れるだろう」と申ししたのであります。

大野部長は、理事会内のオフィキャンパス小委員会に旧図書館の雰囲気を持った設計案を提案されたのであります。小委員会の委員の投票、及びオブザーバーを含めた全員の投票でも第一位となり、佐藤総合計画に設計を依頼することになりました。

「炎の塔」には、大きな時計とステンドグラスがありますが、これは当初のパスにはありませんでした。私は、理事会内小委員会で駿河台記念館の時計を付けたいという提案を致しましたが古い時計は処分してありませんでした。

「炎の塔」の建設会社は、鹿島建設に決まりましたが、理事会内小委員会では時計を寄付して貰えるのであれば付けても良いということになりました。たまたま運よく鹿島建設の「炎の塔」建設担当の副社長（代表取締役）である徳永義文君は高松の中学、高校六年間の同級生ですから、私が「炎の塔」の「モニュメント」という意味で時計を寄付して欲しい」と頼みました。鹿島建設のご寄付によりあの時計ができました。

理事会内小委員会で、時計の話が出た時に管財部の古賀さんから、旧図書館の階段室の天窓に嵌め込まれていたステンドグラスは保存していると教えられたので、これを「炎の塔」の正面上部に取り付けることになりました。

「炎の塔」について一〇〇万以上の高額寄付を申込まれた方についてご芳名を刻して顕彰することになりましたが、今後ご寄付された方のお名前を後から追加で刻むことができる方法を佐藤総合計画の大野設計部長にお考えいただきましたところ、石張りの建物の石を張る要領で取り外すことができる黒御

影石に刻名する事になりました。そして寄付者のご芳名の前に阿部理事長の筆で「炎の塔」由来を書いていただきました。

問題は建物ができたからといって国家試験の合格者が増えるわけではございません。これからの指導をどうするかでございます。

大学では多摩学生研究棟運営委員会を設置し、同委員会の下に現行司法試験対策特別委員会、ロースクール進学対策特別委員会が設置され指導体制が整いました。しかし更にもうひとつ必要なものがございません。

それは「情熱」でございます。

どうか学生に燃えるような炎の情熱を持つという前に我々OBが燃えなければいけないのではないのでしょうか。皆さんご協力をお願い致します。

(平成一四年七月一五日竣工式直会にて)

平成一年四月二七日

要望書

中央大学法曹会

幹事長 田宮 甫

中央大学学術研究団体連合会

委員長 松家里 明

学校法人中央大学

理事 長 高木 友之助 殿
職務代行

要望の趣旨

我々は、母校中央大学の司法試験第二次試験、公認会計士第二次試験等の合格者数の激減を早急にくい止め、且つかつての本学の名声を回復するために次の事項を要望します。

一、本学の多摩キャンパスに司法試験等の国家試験受験研究室、その他の諸施設を揃えた国家試験対応のための建物を建設すること。

二、駿河台記念館に、国家試験受験諸施設の拡充を、駿河台記念館での拡充が困難であれば東京都新宿区市谷本村町四二番地に取得するキャンパスに、国家試験受験研究室等の諸施設を設置されること。

要望に至った理由

一、我が母校中央大学は昭和二六年から昭和四五年までの二〇年間司法試験第二次試験の合格者数が全国一であったばかりでなく、当時は公認会計士試験第二次試験、弁理士試験等においても長年合格者数全国第一位を誇り、全国の高校生の憧れの大学でありました。

それがここ数年、司法試験も公認会計士試験も全体の合格者数が増加しているにもかかわらず、本学の合格者数が激減しているのです。

司法試験第二次試験

年 度	全合格者数	一位大学 合格者数	本学合格者数	順 位
平成七年	七三八	一六六	八七	三
八 年	七三四	一八一	五七	五

公認会計士二次試験

年 度	全合格者数	一位大学 合格者数	本学合格者数	順 位
九 年	七四六	一八八	七六	四
一〇年	八二二	二三三 東大	六八	五
平 成 七 年	七二二	一三四 早稲田	四一	三
八 年	六七二	一一五 慶 応	三九	三
九 年	六七三	一一五 慶 応	三八	三
一〇年	六七二	一一九 慶 応	三四	三

中央大学法曹会及び学研連出身の學員ばかりでなく全国の多くの學員は、本学出身者の各種国家試験の合格者数の減少が、本学学生の国家試験受験者の減少を招き、そうして国家試験の資格を取つて法曹界その他の専門職を目指そうとする学生が減少し、よつて入学して来る学生の質の低下をもたらずのではないかと危惧しているのであります。

このようになった原因の一つに本学が都心から遠い八王子の多摩兵陵に移転したことであるとして、法学部の部分的都心回帰論が多く、學員から語られるようになりました。しかし、法学部の都心回帰の実現は財源上も法令上も容易なことではなく、都心回帰問題を議論している間に月日が流れ、その間に現状以上に各種国家試験合格者数が減少する虞があります。

従つてこの現状を打開するためには早急に実現可能な国家試験対策を考え、実行するしかないと考えるのであります。

二、そこで、その対策を考えるために平成一〇年七月二五日多摩校地にて初めて学研連委員会を開催し、学研連の六研究室及び法職講座の二研究室から各二名宛の室員の出席を求めて室員の意見を聞いたところ、次のような点に問題があることが判明しました。

(1) 法職の研究室では、一・二年生の研究室と三・四年生の研究室が階層を異にしているので上級生との交流がない。多摩に法職の卒業生が在室できる研究室がない。

(2) 法職の研究室と学研連の研究室は遠く離れている。

(3) 法職の研究室も学研連の研究室も先輩達が駿河台の研究室に移っているので、実力のある先輩

と一緒に勉強できない。

(4) 実力のある先輩を駿河台から来てもらうことができない。合格者を多摩に呼ぶことも困難である。

(5) 多摩の学研連研究室の環境が悪い。冷房がない。冷房がないから夏は研究室に来なくなる。窓を開けると騒音で勉強が出来ない。

(6) 多摩の学研連研究室の室員登室率が大変悪い。研究室に入っても図書館で勉強したり、予備校で勉強したりするので研究室に常時在室しない。従って研究室で討論する機会が少ない。

(7) 多摩の学研連研究室では緊張感がなくなってきた。サークル棟が近くにあることも影響してサークルのようになっていく。

(8) 研究室で予備校を中心に勉強する者は他の室員と情報の交流をしない。

(9) 多摩研究室で身近に合格する先輩の背中を見ることがなくなってきた。

三、更に学研連では平成一〇年九月一六日の学研連委員会に東京リーガルマインド（LEC）の学院長であられる反町勝夫先生をお招きしてお話を伺った。その要旨は次のとおりであります。

(1) 法律の知識をいかに日本語の論理に乗せて答案を書くかという文章を書く訓練をさせること。

(2) 法律の論理に乗せて答案を書くためには、学者の体系書では役に立たない。なぜなら、学者の体系書は全て説明中心に書かれている。論理を書いているのでない。論理は筋道を示すもので説

明文ではない。

(3) 答案という限られた書面には、学者の説明文を書くことは量が多すぎて書けない。従ってLE Cでは独自のテキストを作成し、資料をとりそろえ手取り足取り指導している。

(4) 答案については、一般的な合格答案のモデルを作って暗記させる。

問題については論証を要約したブロックカードをつける。

本試験、模擬試験の全問題について回答例を作り、論拠をうけて解説している。

(5) 入門講座↓論文基礎講座↓答案講習会というカリキュラムで統一的に指導している。

四、今の多摩の学研連研究室は、我々が在室した頃の研究室のように室員が統一した勉強をしていないのであります。各室員がバラバラに勉強しているのであります。その研究室も分散しています。そのうえ、登室率が悪く、しかも実力ある先輩の室員が多摩に少ないということでもあります。従って質問や法律論争をしようにも出来ない状態になってるのであります。と言うことは、国家試験を受ける学生達のエネルギーが拡散してしまっているということでもあります。

更に悪いことに、昨今の択一試験の問題は、各研究室はもとより法職委員会でも問題を作ることが困難となっているので択一試験の模試は予備校に行くか、予備校の資料を貰うかしなければならぬのが現状であります。

司法試験合格者数が全国一位であった頃の本学における受験生の国家試験に対する情熱は大変な高ぶりようでありました。

当時は、研究室内はもとより校庭のあちらこちらで、喫茶店で大学近くの銭湯で、国電の中でも

法律論争を聞かない所、聞かない日は無かったのであります。

平成一一年一月二四日付読売新聞の「編集手帳」に大学受験予備校関係者との話として、予備校の自習室が大盛況で今や予備校全体で十数室二千人収容の規模になり、夜何時まで空いているとか、日曜も使えるかなどを競っているというのであり、その理由は、「人が頑張っている姿を見て励みに」なるからということでもあります。

五、公認会計士試験等の合格者の減少も前途の司法試験合格者数の減少の原因と同様であろうと考えられます。そこで各種国家試験の合格者の減少をくい止め、増加させるために緊急に次のことを行うことが必要であります。

第一、国家試験を志す学生達の研究室を設備のよい一つの建物にまとめて勉強に専念できるようにし、

第二、法職と学研連は今以上に協力して統一的な指導方法を確立すること。

第三、学研連の合格者数が減少した結果、各研究室の独自の指導が困難となって来ているので学研連の各研究室が協力して統一的なカリキュラムを作って指導すること。

第四、ゼミ室、講義室、談話室、事務室等を設け、ビデオ、パソコン等を使用して指導、研究が一つの建物の中で行えるようにすること。

国家試験受験に情熱のある学生達を一つの建物に集め、法職講座中心、学研連合同指導中心等の二、三の基本メニューを作り、受験予備校の協力が必要な択一試験等については協力講座を設ける

等して学生達の情熱を集中させ、互いの情熱を掻立てさせて、いわば自らの情熱による熱核反応を起こさせ、それに国家試験合格に熱のある大学の先生方のご協力を得て国家試験対策を立てて、実行することが急務であります。

よって学生が自らの意思で国家試験に立ち向かう燃える炎の塔を作ることを要望致します。

六、国家試験対策は、二年生、三年生の在学生を対象として行う必要がありますので多摩校地又はその隣接地に建設されることを要望します。

国家試験受験対策は、できるだけエネルギーを分散しないために一ヶ所で行うべきであります。本学の多摩校地は都心から遠く離れており、国家試験を受験している卒業生の多くは都心に居住又は勤務していることから駿河台記念館における諸施設の拡充をお願い致します。

駿河台記念館での拡充が困難ということであれば新しく求められた市谷のキャンパス内に十分な国家試験対応の諸施設を設けられることを要望します。

以上



「炎の塔」竣工から利用開始 そして銘板顕彰に至るまで

学校法人中央大学常任理事

三宅 邦彦

一 はじめに

小生、「中大法曹会創立五〇周年記念誌」に『「炎の塔」の建設着工に至るまで』と題して、建設構想から竣工式直前に至る経緯について一文（同誌一九六頁参照）を掲載する機会に恵まれたが、本誌の中央大学法曹の歩みを刻む史誌としての重要性に鑑みて、本稿においては、その後の経緯について、学校法人中央大学理事会が関わった主な点の概要に記することとする。最後に若干の所信を述べ、ご理解を賜りたい。

因みに、「炎の塔」の竣工は、本学創立一二五周年記念事業の一環であるキャンパス整備計画の完成

第一号に当たるものである。

二 定礎式の挙行について

「炎の塔」の定礎式は、平成一四年七月一五日（月・大安）、晴天の下、当日挙行される竣工式に先立ち、午前一〇時から「炎の塔」正面広場に設置された高額寄付者を顕彰するための「銘板」前において、祭主地元熊野神社井上良夫宮司により滞りなく執り行われた。

除幕と斉槌は、施主である学校法人中央大学阿部三郎理事長と中央大学鈴木康司学長の両氏によって行われた。

出席者は、学内関係者、施工業者とごく限られた方々であったが、特に、中央大学法曹会から、松家里明幹事長のご出席を頂いた。

三 竣工式の挙行について

「炎の塔」の竣工式は、平成一四年七月一五日、午前一一時から「炎の塔」二階法職学生研究室予定施設において、祭主地元熊野神社井上良夫宮司により滞りなく執り行われた。

玉串奉奠者には、学内関係者・設計業者・施工業者のほかに、中央大学法曹会幹事長松家里明氏に加

わっていただいた。

出席者は、阿部三郎理事長以下大学役員・鈴木康司学長以下学部長・法職講座運営委員会・通信教育部・経理研究所・中央大学法曹会・中央大学公認会計士会・中央大学学術研究団体連合会（学研連）地元自治会・一二五周年記念事業寄付募金「炎の塔」指定寄付高額寄付者（五〇万円以上）・設計業者・施工業者等一五〇人の多きに及んだ。

竣工式ののち、出席者には、施設の内覧をして頂いた。

出席者一同、神田駿河台時代の旧図書館正面のフォルムを模した建物正面の設計、正面玄関からエントランスホールを経て真っ直ぐに延びる木の板による幅広の階段、床に絨毯をひいた学生研究室、緑豊かなサンクガーデンと明るい談話室、清潔なトイレ等、更には、オールシーズン完全空調、防音、照明、ITネットワーク、植栽等ゆとりと潤いに満ちた快適な勉学環境に眼を見張っておられた。

その後、一号館一四〇六号室において、直会が開催され、冒頭、阿部三郎理事長から「炎の塔」建設のために、高額な寄付金を寄せられた方々に感謝の弁が述べられ、次いで、「『炎の塔』は、先輩が後輩を指導するという本学の良き伝統を表現したものである。『炎の塔』から、私の提唱する『世界のなかでも存在感のある大学』の卒業生として、国内だけでなく国際社会においても存在感があり、活躍できる人材に育ってほしいと念願いたします。」と挨拶された。鈴木康司学長は、「この『炎の塔』は、国家試験に対する情熱を表す『炎』でもあり、学問の実地応用を目指す『炎』でもあります。」と挨拶された。

また、来賓代表として、中央大学法曹会幹事長松家里明先生から概略次のような祝辞を頂戴した。

「私は、一九九六年五月から本年五月まで本学の理事を努めました。理事就任当初から各種国家試験合格者の減少傾向を食い止めるためには、国家試験を目指す炎のような情熱を持った学生を一棟に集めることのできる施設をつくらなければならないと訴え、その後、多くの関係者と協議を重ねました。

さまざまな難問を解決し、ここに『炎の塔』が竣工しましたことは、誠に喜びに耐えません。」

特記すべきことは、この日、『炎の塔』建設のために高額な寄付をされた中央大学韓国同窓会趙在衡会長をはじめ、李明植前会長、李秉武幹事長等が遙々海を越えて出席されたことである。そして、李秉武幹事長は、壇上より「母校が司試合格者一番になってもらいたい。今回私どもは、母校に対する報恩の念で寄付をしました。近くて遠いといわれる韓国と日本が母校を通じて近くて近い両国になることを願い母校を訪ねました。」と挨拶され盛大な拍手に包まれた（この項、中央大学学員時報二〇〇二・七・二五第四一〇号記事一部修正引用）。

貨幣価値の違いがあるとは言え、日本円で二〇〇万円という寄付額は、韓国ソウルでは、マンション一戸が購える金額であることを思えば、韓国同窓生の母校への思い入れがいかにかなりなものか感銘を覚えざるにはいられない。

四 多摩学生研究棟運営委員会規程の制定について

『炎の塔』の建設工事が着工され、その実現が現実となり、『炎の塔』に入居する機関・団体・学生の範囲が確定されれば、次の問題は、『炎の塔』の発展的継続性を維持するための管理運営をいかにすべきか、その責任体制をいかにすべきかにある。

そこで、理事会は、平成一四年四月二二日(月)開催の理事会において、「多摩学生研究棟運営委員会規程の制定について」を審議可決し、同年五月一日施行した。

この規程の目的とするところは、「中央大学の在学生及び卒業生のうち、国家試験の合格を目指し、多摩学生研究棟において学修する者に対し、必要な施設・設備を整備し、及び効率的な受験指導その他の支援体制を構築すること(第一条)にあり、その目的を達成するために「学校法人中央大学に多摩学生研究棟運営委員会を置く(第二条)」こととした。

運営委員会の構成は、次のとおりであり(第三条)、運営委員長は、①の常任理事をもって充て、理事長が委嘱するものとした(第四条)

- ① 学事・総務を担当する常任理事
- ② 法学部長
- ③ 通信教育部長

④ 商学部長

⑤ 経理研究所長

⑥ 第七条に定める特別委員会の委員長

⑦ 中央大学学員会法曹会支部が推薦する者 一人

⑧ 中央大学学術研究団体連合会が推薦する者 一人

⑨ 中央大学学員会公認会計士会支部が推薦する者 一人

⑩ その他理事長が推薦する者 若干人

また、運営委員会の審議事項は、次のとおりである（第六条）。

① 施設・設備の運営に関する事項

② 受験指導その他必要な支援体制に関する事項

更に、「多摩学生研究棟を利用する団体は、その利用に当たって、委員会の施設運営に関する決定に従わなければならない（第六条第二項）」こととした。

加えて、運営委員会に各国家試験ごとに「特別委員会」を設置する権限（第七条）と施設の使用基準等必要な細目を決定する権限を付与した（第八条）。

なお、理事会は、公認会計士試験の指導体制については、従来の経緯と実績を勘案し、当面、経理研究所が行う指導体制に基づくこととした。

「多摩学生研究棟運営委員会規程」が理事会の議決のもとに制定された意義については、後述するこ

ととするが、ここでは、『炎の塔』は、学校法人中央大学が「法曹会」・「学研連」等の協力を得て責任をもって運営する施設であること、施設利用者に「中央大学卒業生」を認めたこと、受験指導を含む施設の運営に係る予算申請権を認めること等が理事会の名において公式に決定したものであることを強調したい。

「多摩学生研究棟運営委員会規程」の素案づくりは、理事会小委員会（理事会のもとに置かれた「多摩地区におけるオフキャンパス施設」建設に関する理事会小委員会・座長三宅邦彦常任理事）が平成四年三月二十九日と平成一四年四月一八日の二回に亘って審議した。その間、学内において、学長・学部長の意見も聴き、成案を得たものである。

五 什器備品の調達について

「炎の塔」は、国家試験合格を目指す者のための特別の勉学施設であるから、勉学環境としての机・椅子等什器・備品の調達にも、意を払ったところである。基本方針として、『炎の塔』を新しい革袋にするため、既存の学研連棟で使用していたものの転用はしないこととし、すべて新調することとした。

この点については大高満範先生（学研連「炎の塔」施設設備検討特別委員会委員長）を煩わし、机や書棚等の仕様について設計監理担当の（株）佐藤総合計画を中心に、管財部とユーザーである学研連等のヒヤリングを重ね、意見・要望をとりまとめ頂いた。

机（木製・幅九〇糎・奥行き七五糎・高さ一三五糎）は、すべて情報コンセント付の特注品とし、椅子は、両肘掛けとした。学研連各研究室の書棚も松家里明先生のアイデアを採り入れた特注品とした。理事会小委員会は、平成一四年四月一八日開催の小委員会において、「炎の塔の什器・備品について」を審議し、（株）佐藤総合計画からの提案を承認し、納入業者の選定に当たっては、「門戸を広げ、より良いものを、より安く、より早く」の方針のもとに、コクヨ・ライオン・イトーキ等名だたる業者二社を指定し、競争させることとした。業者見積もりの結果、納入業者の決定は、理事会小委員会座長に一任することとした。

「炎の塔」全体の什器備品の調達費用は、（株）佐藤総合計画の厳しい査定によっても一億円が想定されたが、結果的には、（株）三越が、八、五四二万五千円で納入することで決着した。本件については、平成一四年四月二二日開催の理事会に報告され、了承を得た。

六 内覧会の開催について

「炎の塔」竣工式の二日後、平成一四年七月一七日（水）午後三時から、「炎の塔」に実際に入居する学研連等諸団体の役員の方々・研究室の学生諸君に施設を見て頂く機会を設けた。

それぞれ自分達が入る研究室等を実見し、キャレル・ロッカーの配置、書棚の仕様等を確認し、引越し作業に備えて頂いた。

七 引越し作業について

学研連等の引越し作業については、学研連からの要望（平成一四・四・一五付学研連事務局長岡本隆史氏から引越し作業に関する要望書〔平成一四・四・一五付〕の提出あり。）を踏まえて、次のとおり、決定し、予定どおり完了した。

- ① 引越し作業に係る費用は、残置廃棄物の処理費用も合わせて大学が負担する。
 - ② 引越し作業に係る労務は、専門業者（日通）に依頼する。
 - ③ 引越し作業に係る「説明会」を平成一四年六月一二日（水）午後六時から弁護士会館五〇四号室で開催する。
 - ④ 「炎の塔」の内覧会を平成一四年七月一七日（水）午後三時から開催する。
 - ⑤ ダンボール等梱包資材を平成一四年七月二二日（月）に配布する。
 - ⑥ 学研連等各種国家試験受験団体の引越しは、平成一四年七月三〇日（月）（予備日七月三一日）に行う（法職事務室・経理研究所事務室・通教は、七月二三日に引越し。）。
- したがって、学研連等の学生諸君は、平成一四年七月三〇日（月）から使用を開始したことになる。

八 「炎の塔」の開設について

前述のような経過を辿り、更に、「炎の塔」が有効に活用されるための事前作業として、「炎の塔利用の手引き」や「炎の塔使用基準」を定めた。更には指導体制を刷新強化するため、多摩学生研究棟運営委員会の下に「現行司法試験対策特別委員会（委員長福原紀彦法学部教授）」並びに「ロースクール進学対策特別委員会（委員長廣瀬克臣法学部教授）」を設置した。

加えて、「炎の塔」を全般的に管理する主管部署として「法職事務室」を当てることとした。

そして、学研連・法職等の引越し作業も予定どおり、無事完了し、正式には、「炎の塔」の開設日は、平成一四年八月一日と定めた。

因みに、学研連等各団体の利用者登録数は、平成一五年二月現在、法職事務室の把握しているところによれば、別表のとおりである。

現在、総計八五九人の者が炎の塔を根城に司法試験、公認会計士試験及び国家公務員一種試験の合格を目指して勉学に励んでいる。四月新学年を迎え、更に、増加することになる。

行政	外交	研究会	登録者数	キャンセル数
研究	研究	研究会	二二三	二〇
会	会	会	三七	三一
合計			六〇	五一

同	簿記会計試験用研究室	登録者数	キャンセル数
経済研究所公認会計士試験用研究室		一〇一	一一〇
合計	一八三	八二	九二
合計	二〇二		

小計	三〇八	四二〇	法職研究室	一八三	三〇〇
済美会	三四	七〇	商法研究会	二〇	一一三
瑞法会	三六	七〇	法友会	二四	一二
正法会	五四	七〇	秀朋会	一八	二〇
中桜会	五五	七〇	白鴻会	一九	二〇
真法会	八〇	七〇	法修会	一八	二〇
王成会	四九	七〇	郁法会	二六	二九
会名	登録者数	キャンセル数	会名	登録者数	キャンセル数
合計	六〇	六一六	合計	六一六	八三四
小計	三〇八	三〇八	小計	三〇八	四一四

九 「炎の塔」建設高額寄付者の銘板顕彰について

本学創立一二五周年記念事業寄付募金は、寄付者の意思を尊重することとし、「使途指定寄付」を前面に打ち出し、かつ、五万円以上寄付された方々は、全員キャンパス内の然るべき場所に銘板を設け、その名を刻み、功績を末永く讃えることとした。

更に、特定の施設建設のために、その使途を指定し、一〇〇万円以上寄付された方は、その建物に特別の銘板を設け、顕彰することとした。

因みに、「炎の塔」の建設財源として、予定した寄付金額一〇億五、〇〇〇万円に対し、本年二月末現在、「炎の塔」指定寄付申し込み額は、約六億七、六〇〇万円に達している。

そのうち、平成一四年一二月末までに一〇〇万円以上の高額な寄付をされた方々は、別表に掲げるとおりであり、「炎の塔」正面脇の壁面に特別の銘板を設け、ご芳名を刻み顕彰することとし、三月中旬までに完成予定である。今後は、毎年刻名が追加されることとなる。

なお、この銘板には、次に掲げる「炎の塔」の由来を刻み、その想いを永く後世に伝えることとした。

「炎の塔」由来

この研究棟は、本学創立一二五周年記念事業の一環であり、本学指定の国家試験受験を志す学生のための勉学の間として、弁護士岡田錫淵氏のご芳志を定礎基金とし、全国学員の協力により、建設されたものである。

学生諸君が、この棟に結集し、難関の国家試験の克服に向け、不動の決意のもと、炎のように燃える情熱をこめて当たられるよう、これをもって「炎の塔」と称することとした。

この棟の建設のための高額寄付者に対し、心から感謝し、その名を銘板に刻し、もって特別に顕彰するものである。

平成一四年七月吉日

学校法人中央大学

一〇 「炎の塔」の中央大学における歴史的意義について

このことについて、小生、「中大法曹会創立五〇周年記念誌」に抽象的に記述したところである（同

誌二〇七頁参照)が、この機会に更に敷衍して、述べることとし、確認すべき点は、確認しておく必要があると思われる。

そもそも、中央大学における学研連各研究室の勉強部屋としての研究室獲得の事情は、今日感覚から考えれば、甚だあやしいものである。

最も歴史の古い玉成会(昭和二年創立)の研究室獲得の事情は、「会長の天野徳也先生が大学内の一部使用の許可を得て下さった。(「中大法曹会創立五〇周年記念誌」六六頁参照)」というものであり、真法会(昭和九年創立)の場合は、創立者の一人である坂本泰良氏(弁護士・中大教授・衆議院議員)の言によれば、空き部屋であった五三号室を警備に無断で使用し、まず、部屋の中に神棚を設け、「このように神様に詣でたように無我の心境で勉強するのだからあの部屋を貸してもらいたい。どうせ空いているではないか。」と主張し、この既成事実をもとに当時学生の身であった坂本泰良氏が時の片山義勝教授に直談判し、「正式に許可を得た。」とのことである(「真法会・特集号昭和四六・八・一発行二七〜二八頁参照」)。「正式に」の根拠は、片山義勝教授が当時常任理事の職にあったが故に思われる。おそらく他の学研連諸団体も同じような手順で有力教授の裁可を得て、事務局がこれを黙認し、研究室を確保したものであろう。

また、多摩移転に際しての所謂「学研連棟」の建設に関しても、確かに多摩校舎全体の建設計画には含まれており、その概要については、理事会・評議員会の議決承認を得てはいるものの、個別「学研連棟」各研究室の坪数や配置等詳細設計に関しては、当時の学研連各研究会を代表する少数の有力者と大

学側の常任理事とのいはば密室による協議によって、決定されたものである。

このような経緯に比較し、今次の「炎の塔」の建設は、学校法人中央大学が、その最高執行機関である理事会（平成一二・五・一六）において法人の経営指針たる「理事会基本方針」に「今後推進すべき改革」の項目の一つとして「実学重視の伝統を維持するための課外教育制度の改革—国家試験対応の各種講座の拡充—」を謳い、キャンパス整備計画の一環として「資格試験対応等の関連施設の整備」を定め、更に、学校法人中央大学の最高意思決定機関である評議員会（平成一二・三・一七）において、「炎の塔」の建設を織り込んだ創立一二五周年記念事業として承認可決されて実施されたものである。

そして、その過程において、「炎の塔」建設計画は、各学部教授会・職員部課長会議・教職各組合にも説明をし、了承を得たものである。つまり、「炎の塔」は、全学台意のもとに建設されたものである。更に、中央大学法曹会及び学研連についても、当初から参加を得て意見・要望等を聴取しながら合意を得て建設作業が進められたものである（学研連以外の受験団体に対しては、三宅常任理事が担当）。

加えて、「炎の塔」の管理運営の責任を負う「多摩学生研究棟運営委員会」の構成委員として中央大学法曹会と学研連の代表が加わることになった。

以上のことが中央大学及び学研連の歴史において何を意味するか。次の事柄が挙げられよう。

第一に、学校法人中央大学は、「炎の塔」に係る勉学環境を永続的に維持保全することについては、キャンパスの教室等其他の教育施設と同じく、責任を負うことである。かつての学研連棟のように「未公認団体だから」という理由で二〇年余の間、補修工事が殆ど為されなかったということは、許さ

れない。

第二に、中央大学法曹会及び学研連は、「炎の塔」の目標達成のために、大学と協力し、その管理運営の責任の一翼を担うということである。学校法人中央大学が管理する教育施設の管理運営に参画する団体として、中央大学法曹会と学研連は、公認されたのであるから、この点においても学研連は、「未公認団体だから」ということは、できなくなった。

第三に、「炎の塔」で勉学する学生は、「炎の塔」が司法試験・公認会計士試験・国家公務員試験一種試験合格を目指す学生のための特別の勉学施設として、全学合意のもとに建設されたものである以上、大学や一般学生の期待に依えて、国家試験に合格する（司法試験に限れば、将来は、ロースクールに合格すること。）という公的な責任を負ったことになる。この点の学生の自覚とか認識は、かつての学研連棟の学生が持つべき認識とは、質的に全く異なるものと考えるべきではないか。勿論、難関試験のことゆえ、こと志に反し、途中で方針転換を図ることは、あって然かるべきではあるが、学研連入室早々に受験勉強を放棄する場合は、「炎の塔」から退場すべきではないか。

このことは、学研連はじめその他の団体にも当てはまることであり、永い年月国家試験合格者を一人も出さない団体が「炎の塔」に安住することが認められるものなのか否か検討すべきことであろう。

当初、「炎の塔」に入居予定であった「緑法会」は、竣工直前に入居を辞退した。「緑法会」の将来を慮って、苦渋の決断をされた緑法会会長工藤達朗教授の想いを無にしてはならない。

一 おわりに

顧みれば、「炎の塔」の建設が現実性のある課題として、本学理事会で審議可決（資格試験対応の関連施設（オフキャンパス）の整備）の一項目が明示された「二一世紀へ向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針」されたのは、平成二年五月一七日であった。

この日から、「炎の塔」の開設日までの三年余の間、平成二年五月二六日付理事長に就任した阿部三郎理事長以下学内者が「炎の塔」建設のために真剣に取り組むことは、職責上当然なことであるが、松家里明先生・大高満範先生はじめ、法曹会・学研連の実に多くの方々膨大な時間とエネルギーを費やされた。このことに對し、深甚なる感謝と満腔の敬意を表したい。

「炎の塔」の建設は、ひたすら母校を愛し、後輩を想い、かつ、犠牲的精神に満ちあふれた関係学員の力が無ければ、到底為し得なかった事業であって、これぞ正しく「魂のこもった建物」と称すべきである。

現在、「炎の塔」の日常的な管理は、法職事務室が、主管している。

相沢明法職事務室事務室長は、「学生は、以前に増して勉強している。法職と学研連その他八団体と受験指導、施設利用等の協力体制を強固なものにし、なお一層国家試験合格者の増加に努めたい。」と抱負を述べていることを紹介する次第である。

高額寄付者芳名（五十音順・敬称略）

平成二年

岡田錫淵

平成三年

阿部三郎 市橋千鶴子 北村敬子 北村忠彦 小林孝一郎

多田武 田中紘三 中津靖夫 濱田惟道 堀合辰夫

松家里明 松崎勝一 三宅邦彦 宮下博文 柳澤義信

平成四年

青木一男 赤井文彌 浅野秀樹 浅見昭一 阿部鋼

新井嘉昭 安西愈 安藤良一 李明植 飯田数美

石井嘉夫 石黒重徳 石渡光一 出雲敏夫 稲田寛

中村武照	津田禎三	田中愼介	高橋伸二	鈴木雅子	須崎市郎	志邨守夫	志倉朋二	佐伯弘	小池金市	岸島正夫	川島正夫	郭明徳	小川惠久	大谷隼夫	上谷良憲	猪股喜藏
奈良道博	堤克彦	田宮甫	高橋勉	鈴木正貢	鈴木喜三郎	白井典子	設楽敏男	酒井伸夫	古賀忠夫	木戸弘	川村親慶	加藤達夫	荻原靜夫	大塚實	遠藤和夫	今井健夫
丹羽健介	寺井一弘	張鍾彰	瀧野秀雄	千賀修一	鈴木康洋	白井正明	信部高雄	榊原卓郎	小林弘卓	儀間紀善	川村延彦	加藤義明	奥野善彦	大西保	及川昭二	岩崎光太郎
根岸清一	栃木敏明	趙在衡	竹村照雄	高城俊郎	鈴木繁次	菅沼隆志	島内保夫	笹浪恒弘	小谷田忠良	久野盈雄	菅重夫	金澤恭男	小竹耕	大橋健人	大井勅紀	岩瀬外嗣雄
野宮利雄	中津川彰	月山桂	田中茂	高谷圭一	鈴木誠	杉井静子	島田一彦	佐藤義行	紺野稔	久保田昭夫	木川統一郎	神谷咸吉郎	落合長治	小川休衛	大高満範	岩本孝治

若林秀雄	山本孝宏	矢田次男	村下憲司	間瀬俊道	平川忠雄	萩尾孝至
渡部裕巨	山本隆幸	山岸憲司	元木徹	松浦治	廣瀬正夫	林勘市
匿名二名	湯川久子	山崎源三	森田洲右	松林詔八	深澤隆之	原陽三郎
	横溝高至	山崎司平	守田利弘	三浦嘉治	深澤守	伴昭彦
	吉原淳治	山近道宣	安原正之	三和一博	藤本義幸	日野久三郎

大木建設株式会社 (代表取締役社長 野澤義勝)
 鹿島建設株式会社 (代表取締役社長 梅田貞夫)



中央大学を創立する福澤翁

中央大学多摩学生研究棟 「炎の棟」の現況



学校法人中央大学現行司法試験対策特別委員長
中央大学法学部教授

福原紀彦

中央大学では、法科大学院の開設準備と法学部改革が具体的かつ急速に進められていますが、その制度変革に対応するため、昨年八月の多摩学生研究棟（いわゆる「炎の棟」）の完成とともに法職講座運営委員会が改組され、新設の中央大学多摩学生研究棟運営委員会のもとに、現行司法試験対策特別委員会と法科大学院進学対策特別委員会とが設置されて、学生への指導体制が整えられました。学研連等の各研究室と法職研究室とは、これまでも、都心に所在する法職市ヶ谷研究室や法職公開答練の運営・利用等において協調・協同の関係を有していましたが、多摩キャンパスで別棟に所在していた法職多摩研究室および学研連等の各研究室が炎の棟の一つ屋根の下に同居したことで、過去の様々な経緯を越え、法曹を志す学生への指導体制を協調・協同していっそう充実させる施設と機会を有することになりました。

た。

いうまでもなく、「炎の棟」は諸先輩の熱き思いを込めた御支援と御援助の賜であり、その熱き思いに応えて、法人側の並々ならぬ支援のもとに、学生・指導陣および事務室の奮闘により、昨秋には中央大学の現行司法試験合格実績が大幅に上昇致しました。その勢いをさらに発展させるべく、現在、「炎の棟」では、八七八名（うち約二〇〇名は経理研究所関係）の学生が研究室の学習席を利用し研鑽に励んでいます。また、従来から法職講座が提供しております各種企画（基礎講座、重要論点講座、夏期集中基礎講座、重要論点講座、基礎ゼミ、答案の書き方ゼミ、特別集中講座等）が、「炎の棟」に完備されたゼミ教室を中心に数多く展開しており、ここでは、大学の教授陣、若手法曹、受験相談員や講座講師たる中堅法曹、および、昨秋の合格者のなかから委嘱した専任指導員四名（多摩一五名・市ヶ谷二六名）が精力的な指導にあたっています。とくに多摩研究室の室員は、毎年実施される入室試験により定席利用の許可とゼミ等の一定企画への参加資格が付与されており、これに学研連等の各研究室に所属している者で成績優秀な者がその参加資格を得て、一定のレベルを維持した切磋琢磨の学習環境が用意されています。法曹養成制度が改まる過渡期を迎えますが、現行司法試験対策に加えて法科大学院進学対策の各種指導企画が検討され、現行司法試験に臨む者だけでなく、法科大学院入学試験に臨む者にも適切な学習環境と指導体制が整って参りました（他方、都心キャンパスに所在する法職市ヶ谷研究室では、短答式試験合格相当以上の実力を有する受験生が集い、現行司法試験最終合格を目指して、高いレベルでの学習指導が実施されています）。

中央大学の学生や卒業生が水道橋の旧校舎を利用してベニヤ板仕切の勉強机にて猛勉強に励んでいた頃に較べると、多摩キャンパスへの研究室移転を経て、現代的な新施設での研究室が完備された今日の様相を見るにつけ、学習の環境やスタイルに隔世の感を禁じ得ませんが、そこには常に、先輩の勇姿に憧れ、先輩の後ろ姿に導かれて机に向かう学生達が中央大学の伝統を継承し続けているように思われま

す。

日本の法曹と英国のバリスタとは歴史的背景と制度的基盤が異なりますから、牽強付会の誹りを免れないことを承知して申し上げるならば、バリスタの法律専門家としての歴史的な存立基盤であるインズ・オフ・コート（Inns of Court）の伝統は、英吉利法律学校を介して、中央大学の学研連等の各会の研究室および法職研究室の伝統にも引き継がれているように思われてなりません。インが果たす機能は、建物の所有と管理、バリスタおよびその志望学生のための図書室と談話室の提供、構成員への昼食とディナーの提供、バリスタ志望の所属学生への奨学金および奨励金の付与、週末の会合での模擬法廷・講演・実務演習による学生および若年バリスタの訓練等であったといわれています。この伝統的法律家団体は、近代的そして現代的な法曹養成制度改革のなかで、変容を遂げつつも、重要な地位を保ち続けています。こうした例えを持ち出すまでもなく、中央大学に入学した多くの学生が抱えている法曹への憧れが希望あるものとなり、確固とした職業選択の志に高められて、現行司法試験の合格、あるいは、法科大学院への進学と新司法試験合格、そして司法修習という長き研鑽のプロセスに結びつくためには、先輩の法曹に接し、先輩から励ましと薫陶を授かることが不可欠です。そして、今まさに、中央大学の伝統の継承と新たな

創造の拠点として、「炎の棟」があるように思われます。また、「炎の棟」に結集された諸先輩の熱き思いが、今後は法科大学院に学ぶ学生達へも、引き継がれていくことを願っております。

ここに、「炎の棟」で研鑽に励む学生および関係教職員を代表し、中央大学法曹会の諸先生から賜っております御指導と御支援に対し、あらためて心から感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御厚誼を賜りますようお願い申し上げます、以上、「炎の棟」の意義を再確認させて戴き、その現況報告までとさせていただきます。

「炎の塔」と法科大学院



中央大学学術研究団体連合会委員長

鈴木正貢

一 はじめに

中央大学法学部を卒業して四十四年が経過した。今や司法制度の大改革が法曹界の内外において猛スピードで進行中である。

その司法制度改革の中でも、法曹養成制度はこれからどのように変わっていくのであろうか。その改革を迎える法曹養成制度との関連で大学法学部或いは新設される法科大学院で、これから法曹になる者に対するはどのような教育がなされるべきなのか。司法試験はどう変わって行くのか。法曹養成制度改革の全貌が明らかにならないまま、立法化され、平成十六年から法科大学院がスタートする。

そんな中であって、我が中央大学多摩キャンパス学生研究棟「炎の塔」の建設が昨年完了した（建設

の経過等については、平成十三年九月二五日発行の中央大学法曹会創立五十周年記念誌（中大法曹第九号）の大高満範氏、三宅邦彦氏の論稿を参照されたい。昭和五十三年中央大学が多摩キャンパスに移ってから懸案であった「学研連棟」の勉強環境の改善問題については「炎の塔」が完成し、一応の解答が出された。私は、計らずも平成十四年度の学研連委員長を拝命し、学研連としても、この「炎の塔」における学生の教育・指導と新たにスタートする法科大学院における学生の教育・指導とをどう結びつけて行くべきかという問題を早速検討してみなくてはならないと思った。しかしながら、昨年七月十日の第三回学研連委員会において中央大学における法科大学院の準備状況について石川敏行教授からお話を伺った他は、この問題について委員会での実質的検討は未だなされていない。

学研連出身の先輩法曹の中には「法科の中央の名を高らしめた学研連の使命はもう終わった」と言う人も居られて、「炎の塔」の活性化問題は、難問中の難問なのである。従って、これから述べることは正直なところ、こうあって欲しいという私個人の希望の域を出ないものである。それでも新しくできる法曹養成制度をより良いものにしようという気持ちは人一倍あるつもりなので非力も省みず私の考えを述べてみたい。

特に今回の「炎の塔」という研究棟の建設については、先輩である正法会会長であられた故岡田錫淵先生の熱意と多額の御寄付が縁で完成をみたということでもあり、後輩の一人として先生の尊い御意志に少しでも報いたいという気持ちから、私の考えを述べることにする。

二 古い器に新しい酒を

(一) 学生研究棟である「炎の塔」が出来た端的な理由は、国家試験、特に司法試験に強い中央大学の再現を期待することにあつた事は間違いない。このことは、歴代学研連委員長から大学と当局に対して、何回となく「中央大学出身司法試験合格者の低減化防止策としての学研連のための新研究棟建設の要望書」が提出されたことや、平成十一年五月の中央大学の理事会に於いて可決された「総合的な改革に関する理事会基本方針」の中に「資格試験対応の関連施設（オフキャンパス）の整備」が加えられたことから明らかである。しかし、昨今の司法制度の大改革が実現されるに及んで、単なる司法試験合格者を増加させるという目的のみでは、学生研究棟の存在価値を説明できなくなつたといふべきである。特に、法科大学院が出来て、新司法試験になるのであるから、「炎の塔」で学ぶ学生の教育・指導もそれらを踏まえたものでなければならぬ。その意味するところは何であらうか。

(二) まず、将来の法曹職につく為には、法科大学院に入らなければならない。そのためには当然入学試験があるはずであるから、それに合格する為の教育・指導がある。主として、大学の法学部の卒業生・在学生を対象とするものである。

(三) 次に、法科大学院に入学を許された者に対する新司法試験の受験指導である。法科大学院の進

級・卒業試験の合格も新司法試験受験の前提になると思われるので、当然に指導の対象に含まれる。そもそもこの新司法試験は法科大学院の卒業者の約八割は合格できるように準備されるものであるから、法科大学院に在籍中の学習指導が中心となるが、受験指導としては法科大学院の卒業試験に力点がおかれるものと思われる。従って、法科大学院の教授による教育・指導の他に如何なる分野で研究室員を教育・指導が出来るのか疑問なしとしないが、この場合、法科大学院における各自の学習を時々の先輩の講話に触れながら、環境の整ったこの研究棟で行うことに意味があると考えるべきかも知れない。勿論、司法試験を受ける直前の受験指導は当然このカテゴリーの教育・指導に入ると思われる。

(四) ここで忘れてならないのが、これまで司法試験を受験しながら合格できなかった受験生に対する教育・指導を行うことである。これまで学研連あるいは法職課程で行って来た受験指導の締め括りを責任を持ってしなければならぬということである。言わば滞貨の一掃作業ということになる。しかしこの分野は所謂司法試験の受験予備校の独壇場ではあるが、これまで御苦労をなされてきた研究室の指導員の先生方に、ここで最後の猛奮張りをお願いし、司法試験浪人という古い酒をきれいに飲み干したいものである。

(五) 新しくできる法科大学院は多数の実務家教員を必要とするが、是非共意識して学研連あるいは法職課程で学んだ法曹の中からこれら実務家教員を選ぶような制度を作るべきである。将来は、法科大学院の卒業生全体の中からこれら実務家教員を選任出来るであろうが、法科大学院の卒業

生である法曹が充分な経験を積むに至まで（これから約十五年から二十年の間）、学研連或いは法職課程の出身者で法曹界（広い意味での）で活躍している者の中から法科大学院の教官候補者を選ぶ制度を作れば、「炎の塔」で学ぶ学生にとっても、また「炎の塔」をサポートする学研連出身の先輩法曹にとっても「炎の塔」の存在が魅力あるものになるに違いない。

三 「炎の塔」への期待

(一) 残後に、学研連出身の一人の先輩弁護士として、私が研究室在籍中（昭和三十三年から三十八年）に夢見た「これからの法律家像」について述べさせていただき、そのような法律家になろうとする私の当時の価値観を共有できる、つまり現状に甘んじることなく、常にルール・オブ・ローを社会の隅々まで普遍化してゆく使命感を持った法律家を希望する若き学生を育む場としての研究棟になれば、との願いを込めて述べてみたい。

(二) 眉毛を剃り落としてまで（外出できないように）法律書を読み、研究室の押し入れに蒲団を持ち込んでそこに寝泊りし、時間を惜しんで勉強に打ち込む。私が入室した当時は、そのような先輩の研究室員がゴロゴロしていた。何の為に、普通の大学生の生活を犠牲にして、そこまで勉強するのか。そこまでして法曹になる魅力はあるのか。当時の司法試験は、合格することが超難関であるが故に、或いはごく少数の者しか合格し（させ）ないが故に貴いという面が確かにあった

と思う。

特に中央大学における学研連所属の研究室に入るということは、司法試験合格が半分保証されたに等しいという見方が一般的であった。従って、司法試験に合格する為には中央大学の法学部に入学すること。しかも、多くの司法試験合格者を輩出したことによって「法科の中央大学」の名声を高らしめた学研連の研究室に入ること自体が、学生にとって充分魅力のあることであった。しかし、私は今から四十五年程以前の当時であっても、司法試験に合格することが最終目的のよきな勉学環境（研究室及び大学）には大変な違和感を覚えたものである。当時の受験生には司法試験に合格し、司法修習を終了してから後の法律家としての具体的なビジョンがほとんど存在しなかった。せいぜい、これまでの伝統的な判・検事、弁護士のみを希望するの止まるものであり、弁護士は訴訟弁護士から一步も出るものではなかった。それでも当時は、就職難や小さい司法の中の少数エリートとしての存在が認められる時代であったから、どうしても法律家として新しい職域を開拓して行かなければならないというような意識はほとんどなかった。このような状況に何故私は違和感を持ったのであろうか。

(三) 研究室入室を許されて、法曹職に進むことが具体的になるに従って、まずもう一方の自由業である医業と比較したことである。医業は全て自然人である個人を相手とするが、国民の一〇〇％に対して医療サービス提供する。それと比較し、弁護士その他の法曹が対象とするのはごくごく少数の個人（ほとんどの普通に暮らしている人々は、一生の間一度も弁護士さんの世話にはな

らない)でしかない。勿論、弁護士は個人の他に企業等の法人に対してもリーガルサービスを提供するが、当時は企業に対する弁護士によるリーガルサービスは例外的なものとして扱われていたし、一流企業の取締役に就任することも原則禁止されていた。医者と比較して弁護士による活動範囲が余りにも狭いことに対する反発である。

次に海外の法律家、特に米国の弁護士の広範囲な活動状況を垣間見ることがあったことよる。忘れもしない、昭和三十四年、日本評論社から出ていた「法学セミナー」に、当時神戸大学の教授であった早川武夫先生の執筆になる外書購読の連載記事があり、米国におけるロースクール(法科大学院)での授業の様子がビビッドに書かれてあった。その中に出てくる法律家は単なる法律条文の解釈の専門家ではなく、経済学、文学、社会学、その他の諸科学の専門家でもあり、社会の色々な分野に於いてルール・オブ・ローを実践できる法律家であった。米国の法律家の広範な活動に比べ、異常に難しい試験を課し、高額の家予算を使って養成された日本の法曹の為すべき仕事はこのままで良いのだろうか。もっと多方面に亘り役に立つ法律家であればならないのではないだろうか。つくづくそう思った。

(四) 勿論、その様な多方面に亘り役に立つ法律家の養成と言っても、まず学生は法科大学院の入学及び卒業試験に合格し、司法試験に合格して司法研修所の二回試験に合格しなければならない。ただ、ここで強調したいことは、研究棟の機能として、これら各試験の受験指導に終始してはならないということである。それ以上のものを付加しなければ「炎の塔」に新酒を入れた事にはな

らないのである。特にこれからは新しく毎年最低三千人以上の法曹資格者が増え、各法科大学院間の競争が激しくなることが予想されるので、これまでの司法試験合格者数の競争ではなくなる。これからの競争は、各法科大学院が如何にこれからの法曹としての実力を備えた、多方面に活躍できる法律家の卵を排出できるかにある。そこで中央大学としては、多方面で活躍中の先輩法曹を「炎の塔」に結集して、如何にして学生に対し受験指導以上の教育・指導が出来るかを真剣に検討しなければならない。

このことが我々中央大学法曹に課された最大の課題である。



公認会計士試験への取り組み

中央大学経理研究所前所長

渡部 裕 亘

昨年、多摩学生研究棟（炎の塔）が完成し、多くの国家試験を目指す学生が日夜勉強に勤しんでおります。共通の目標を持ったものが一堂に会し、研鑽に打ち込んでいる姿を見るにつけ、この炎の塔の建設を強力に推進された松家里明先生には感謝の念を禁じえません。この度、その松家先生から公認会計士試験への取り組みについて寄稿せよとのご依頼をうけ、経理研究所所長を昨年十月末に退任した身ではありませんが、経理研究所として公認会計士試験にどのように取り組み、また今後どのようにしようとしているのかを概説し、その責を果たしたいと存じます。

ご承知のように、昨年（平成一四年度）は本学全体で公認会計士第二次試験合格者を九四名（うち経理研究所関係者七二名）輩出しました。これは、本学の歴史上最多（平成一三年度は五九名）で、全国では第三位でした。この成果が評価されたのか、日本経済新聞（平成一四年一月二八日朝刊）や

Yomiuri Weekly (二月九日号)で中大復活と喧伝されました。確かに、永かった大学紛争とその後の多摩移転によってそれまで圧倒的に優勢であった地位から転落し、永く雌伏せざるをえない状況でした。経理研究所もかつて会計のメッカと謳われ、全国から多くの受験者が押し寄せて活況を呈していたにもかかわらず、同じ理由で漸次衰退を余儀なくされ、公認会計士試験に関しては多摩校舎で本学の学生を対象とした講座を開設するに止まらざるをえませんでした。しかも、公認会計士を目指す学生の多くは都心の専門学校へ流れ、大学の正規の授業と両立しない、いわゆるダブル・スクールの弊害が目立つようになっておりました。そうした状況から、経理研究所の再建が強く望まれるようになったのでありますが、めぐり合せて小生が所長の重任を引き受けることとなりました。

経理研究所の再建の方途として、私どもが掲げた目標は次の二つでした。まず第一は、学外に流れている学生を大学に呼び戻し、正規の授業と両立させること、そのためには講座の内容を充実させ、合格者(特に在學生)を増加させること、合格者を増加させるには受験者層の拡大を図ること、第二は、第一の目標を実現するための財政的基盤を強固にすること(ちなみに、経理研究所は創設以来独立採算制をとっており、引き受けたときは慢性的赤字でした。独立採算制であるがゆえに、機動的で独自の運営が可能である点に特徴があります)。第一の目標実現のために、特に一年生を対象とした簿記会計講座を充実させ、公認会計士試験挑戦のモチベーションを高めることからはじめた。その結果、当初一五〇名足らずであったのが、現在は五〇〇名を超える学生が受講しています。簿記会計講座を修了したものは、公認会計士講座に収容し、能力に応じた指導を行ない(特に優秀なものを特別研究生として特訓し、

逆に成績の劣るものは補習講座でフォローしてやる)、出来れば在学中に合格させる。まだ、十分に目標をクリアーしているとはいえませんが、昨年は三・四年生あわせて二〇名の合格者を出し、全国の学生合格者(一八八名)に占める割合は一〇%強にまでなってきました。

こうした多様な講座の運営は、大学教員が片手間に出来るものでは決してなく、講座の趣旨をよく理解した専属の指導スタッフが不可欠であります。幸い、公認会計士として活躍していた小島一富士君が協力してくれることになり、順次増員し現在は五名の専任講師を抱えています。昨年の成果もこれらスタッフの献身的な努力の賜物です。専任スタッフを抱えるためには、当然のことながら多大の経済的負担が必要になります。そのため、経済的基盤の強化を図らねばならなかったのですが、経理研究所自前の講座である簿記会計講座を充実させて財源の蓄積に努めるとともに、大学からの補助とあわせ現在のところ運営には支障はありません。しかし、専任スタッフの増員等とるべき施策が山積している現状を考慮するとき、大学からの援助がこれからは一層不可欠になると予想されます。

ところで、米国のエンロン事件に端を発した会計不正を契機として、わが国でも現在、公認会計士制度の抜本的改正が図られています。その一環として、公認会計士試験の大幅改正が行なわれようとしています。従来、第三次試験まであったものを公認会計士試験一本とし、試験科目も証券取引法、財務論等を取り入れるなど大幅に改正される見込みであります。本学としては、従来の試験制度で復活の兆しが見えてきた矢先の改正で、残念ではあります。新制度の影響はどの大学も共通であるとすれば、これを奇貨として指導の充実を図れば、かつての栄光を取り戻せるはずで、経理研究所としても目下現

所長・副所長、事務スタッフ、専任講師を中心に新制度への取り組みが検討されています。その成果を大いに期待したい所です。

司法試験・公認会計士試験ともに現在大きな転換期を迎えておりますが、かつて両試験で勝ち得た本学の名声を取り戻す好機でもあります。とくに、司法試験においてはロー・スクールの成否が、公認会計士試験では新制度へのいち早い取り組みが決定的に重要であります。そのためには、大学当局、教職員、学生および学員が一致協力していかなければなりません。私どもも全面的に協力する所存ではあります。公認会計士試験にも応分のご理解を頂ければ幸いです。

支部報告

（以下は非常に薄い文字で印刷された、ほとんど読み取れない文章が続きます。内容は支部の活動報告、行事の記録、あるいは財政報告などである可能性があります。）

福岡支部の歩み



中央大学法曹会福岡支部長

湯川 久子

昭和二六年、中央大学法曹会が創設されたという。私はその年の三月、法学部（旧制）を卒業した。卒業後五〇年、すでに彼岸へ旅立った人、病に伏している人、まだ若々しく活躍している人等さまざまながら、もはや人生の最終章にきているようだった。中大法曹会は、その五〇年間、東京都内の法曹で順次引き継がれていたのである。

だが、司法制度改革による法曹人口の増加、そのための法科大学院（ロースクール）開設、国家試験に挑戦する学生の研究塔「炎の塔」の建設は、中央大学の浮沈に関わることだった。「法科の中大」で名を馳せた大学の正念場に思われた。全国の中大法曹に知らせるべきと、支部結成の呼びかけがなされた。

平成一三年、大阪、名古屋、札幌、仙台、四国が設立したことを知り、福岡も動き出した。発起人と

して、弁護士一七名、検察官一名、公証人一名の賛同を得た後、福岡地区在住の中大出身の法曹全員へ、福岡支部創立総会の開催を通知した。

平成一三年七月二七日（金）福岡市内「山の上ホテル」で中央大学法曹会福岡支部創立総会が開催された。

大学から阿部三郎理事長、中大法曹会から松家里明幹事長、山本隆幸機構改革実行特別委員会委員長、大高満範同委員長代行が出席された。地元福岡は、飯田惟道福岡高検検事長をはじめ、県内の検察官、弁護士、公証人、修習生ら三二名が参加。当時福岡県内の中大法曹は、弁護士七七名、裁判官四名、検察官一名、公証人一名の計九三名であったから、約三割が参加したことになる。

阿部理事長から、国際的にも存在感のある大学にするため努力していること、松家幹事長から、国家試験受験のための研究塔「炎の塔」の建設着工が間近いこと等の挨拶並びに報告を受けた。支部役員の出選では、支部長湯川久子、副支部長加藤達夫（福岡）、堺紀文（久留米）、島内正人（小倉）、坂本安正（公証人）、他に連絡担当幹事一名、幹事五名、監事二名が選ばれた。総会後懇親会が行われた。

平成一三年九月二五日（火）弁護士会館「クレオ」で中央大学法曹会五〇周年記念式典が盛大に開催された。福岡支部から湯川支部長が出席、祝辞を述べた。

平成一四年五月一五日（水）「東京会館」で平成一四年度中央大学法曹会定時総会が開催された。福岡支部から吉田保徳連絡担当幹事が出席、祝辞を述べた。

平成一四年七月一九日（金）福岡市内「山の上ホテル」で中央大学法曹会福岡支部第二回定期総会が

開催された。今回も本部から松家幹事長、山本委員長、大高委員長代行が出席され、「炎の塔」の竣工と、寄付の依頼・募金に関しての報告がなされた。その後講演「国際養子縁組こぼれ話」(三〇分)講師湯川久子。今回地元福岡は、一九名の出席で去年より少なかったが、巧みな司会進行により、自己紹介などでゆっくり寛ぐことができ、又素人写真ながら出席の記念もできて好評だった。

平成一四年一月、中央大学創立二二五周年記念プロジェクト推進本部から、福岡支部会員各位へ、「寄付申込書」、本部作成の寄付金額(目安)の一覧表を参考にして作成した「福岡支部会員の募金基準表」、支部会員の住所録及び湯川支部長の「炎の塔」への寄付のお願いの手紙を同封して送付した。福岡支部会員は、一応基準表にしたがって随時寄付している模様である。

平成一五年一月三一日(金)中大卒の司法修習生歓迎会を福岡市天神割烹「よし田」で開催、弁護士九名が参加、先輩と杯を酌み交わすことができた。修習生から喜ばれた。

この他随時役員会を開き、協議しながら運営している。

「法曹会福岡支部」は設立して僅か二年であるが、私が福岡市で弁護士を開業した昭和三二年当時、中大卒の弁護士吉田勇三郎、江口繁、辻丸勇次、荒木新一、山中唯二、高良一男氏(何れも故人)が活躍されていた。一人を除き全員福岡県弁護士会長になられた。その後加藤達夫、徳永賢一、荒木邦一氏(故人)がなられたが、後はまだ出ていない。

ところで福岡の法曹は、すでに全員「中央大学校友会福岡支部」に所属していることを特記しなければならぬ。

学員会福岡支部の創立は、正式には昭和三五年三月一日、中大学員会福岡支部規約が実施された時と考えていると思う。その時の学員会福岡支部長は、実業界から、著名な田中丑之助氏が、次いで瓦林潔氏、開克敏氏（何れも故人）、現在杉浦博夫氏と皆錚々たる方ばかりである。弁護士は副支部長に湯川久子、加藤達夫、副幹事長に吉田保徳、学員副部長に伊達健太郎、法律相談部長に岡崎信介、同副部長に野田部哲也、進路相談副部長に市丸信敏が入っている。毎年夏総会が開かれ百名近い参加がある。今年第四回。

その他中大教授の講演会、学員力士の応援会、新年会等随時開かれている。支部長の人望、有能な幹事長の支え、学員の母校愛と友情の繋がりのおかげで福岡支部は活発だ。私ども法曹は、もっと積極的に母校や後輩のため努力しなければならないように思う。能楽の大成者世阿弥は六百年前「命には終わりあり。能には果てあるべからず」と能の命を見通しているが「命には終わりあり。中央大学は果てあるべからず」といきたいものである。



中央大学法曹会大阪支部の 活動について

連絡担当幹事 友 添 郁 夫

一 中央大学法曹会の御支援により、平成一三年二月一六日、中央大学法曹会幹事長・中央大学理事松家里明先生、中央大学法曹会機構改革実行特別委員会以下機構改革実行特別委員会という委員長大高満範先生をお迎えして、五〇名の出席を得て、帝国ホテル大阪において、中央大学法曹会大阪分会の創立総会が開催されました。

発起人代表杉島貞次郎先生の挨拶に引き続き、津田禎三先生が仮議長に選出され、中央大学法曹会大阪分会会則を承認可決のうえ、役員が選任されました。

役員については、「中大法曹No.一八」大高満範先生の機構改革実行特別委員会活動報告のとおりです。

次いで、御来賓松家里明先生から中央大学の近況等について御説明を頂戴いたしました。

そして、御来賓大高満範先生から機構改革実行特別委員会の活動状況及び各分会の活動状況について御報告を頂戴いたしました。

二 平成一三年一〇月一二日、帝国ホテル大阪において、懇親会を開催いたしました。

出席者は二五名でしたが、出席者全員が自己紹介のうえ和気藹々で同窓生の懇親を深めました。

三 平成一四年六月一四日、中央大学法曹会幹事長松家里明先生、機構改革実行特別委員会委員長山本隆幸先生、同委員長代行大高満範先生をお迎えして、第一回定時総会を開催いたしました。

出席者は二五名でした。

この総会において、中央大学法曹会大阪分会を中央大学法曹会大阪支部と改称し、会員資格を大阪高等裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者に拡大することを内定し、次回総会で会則の改訂手続を執ることに致しました。

御来賓松家里明先生から中央大学の近況・中央大学創立一二五周年記念事業等について詳しく御説明を頂戴いたしました。

そして、御来賓山本隆幸先生・同大高満範先生から、中央大学法曹会の活動状況等について御報告を頂戴しました。

次いで、会員の田中豊先生が同年春の生存者受勲で勲二等瑞宝章を御受章なさいましたので、お祝いを申し上げ、田中豊先生からお礼の御挨拶を頂戴いたしました。

四 中央大学法曹会大阪分会設立当時の会員は、判事・判事補九名、検事六名、公証人三名、弁護士九

八名の合計一一六名でした。

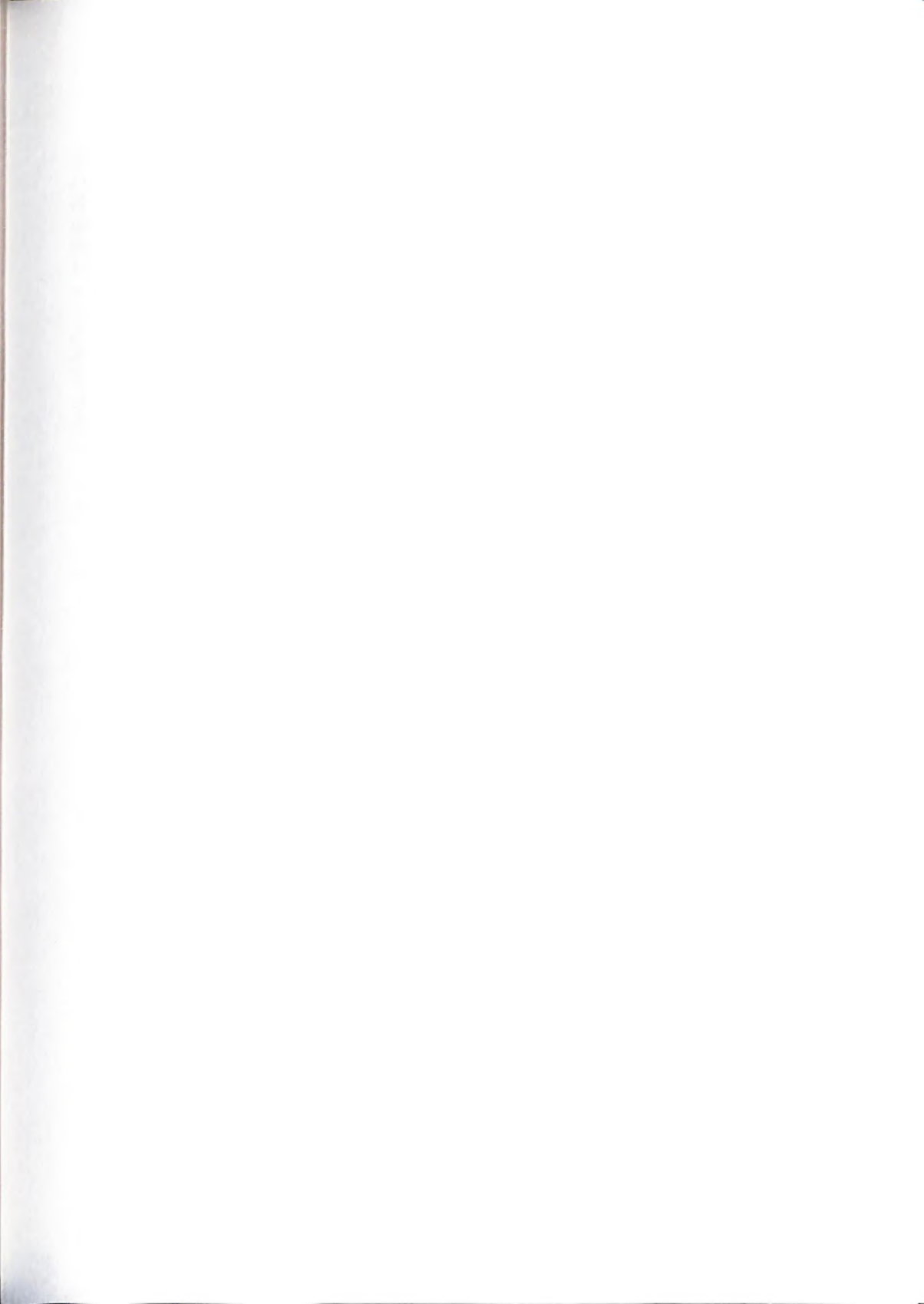
設立当時判明していた大阪弁護士会所属の中央大学出身の弁護士は一六九名であるところ、九八名の方が入会されました。

その頃、大阪弁護士会に登録されていた弁護士は約二六〇〇名弱でしたので、大阪弁護士会所属の中央大学出身の弁護士は極めて少なく、その後の入会者も微々たるものです。

中央大学法曹会の御尽力によって「炎の塔」が完成し、又中央大学ロースクールの開校が間近になり、今後益々中央大学出身の法曹人口が増加し、関西地方の弁護士会にも登録者が増えることを期待しています。

五 中央大学法曹会大阪支部の活動は未だ活発とはいえませんが、会員各位の協力を得て、中央大学法曹会大阪支部の活性化に努める所存でございます。

中央大学法曹会におかれましては、今後益々中央大学法曹会大阪支部の発展にご協力を賜りたくお願い申し上げます。



委員會報告

人事委員会活動報告

人事委員会委員長

猪股喜蔵

当委員会の平成一三・一四年度の活動について、以下のとおりご報告申し上げます。

一 委員

委員長 猪股喜蔵(東弁)

委員長代行 及川昭二(東弁)

委員 才口千晴(東弁) 横山 昭(東弁)

川村延彦(一弁) 森田昌昭(一弁)

石井芳夫(二弁) 村山芳朗(二弁)

橋本和夫(裁判)

二 平成一三年度の活動

1 開催日

寺尾 洋 (裁判)	
牧野 忠 (検察)	平成一四年 三月三十一日まで
千葉 雄一郎 (検察)	平成一四年 四月一日から

第一回	平成一三年 七月三〇日	正午
第二回	同 年 一月二二日	正午
第三回	平成一四年 一月二五日	正午
第四回	同 年 二月二七日	正午
第五回	同 年 三月二六日	正午
第六回	同 年 五月九日	正午

2 決定事項

①法職講座運営委員会委員推薦
市毛 由美子 (二弁)

②法人理事・監事候補者推薦

理事 阿部 三郎 (理事長候補) (東弁)

及川 昭二(東弁)
山崎 源三(一弁)
田宮 甫(二弁)
白井 正明(東弁)

③ 法人理事・監事選考委員会委員推薦

猪股 喜蔵(東弁)
大高 満範(東弁)
松家 里明(一弁)
村山 芳朗(二弁)

④ 法人選任評議員候補者推薦

(東弁) 1 猪股 喜蔵(再任)
2 岸 巖(再任)
3 大高 満範(再任)
4 才口 千晴(再任)
5 金澤 恭男(新任)

(一弁)
1 松家 里明(再任)
2 山本 隆幸(新任)

(二弁) 1 鈴木 誠(新任)

2 千葉 昭雄(新任)

⑤選任評議員候補者推薦委員会(学員会) 委員推薦

及川 昭二(東弁)

石渡 光一(東弁)

柳沢 義信(一弁)

川村 延彦(一弁)

中津 靖夫(二弁)

⑥多摩学生研究棟運営委員会委員推薦

松 家里 明(一弁)

三 平成一四年度の活動

1 開催日

第一回 平成一四年 七月一八日 正午

第二回 同 年一月二九日 正午

第三回 平成一五年 二月二七日 正午

第四回 同 年 三月三一日 一二時三〇分

第五回 同 年 四月二十八日

2 決定事項

① 法人評議員選考委員会委員推薦

横山 昭(東弁)

深澤 守(一弁)

中津靖夫(二弁)

② (財) 白門奨学会理事・監事推薦

理事 中津靖夫(二弁)(再任)

監事 山崎源三(二弁)(再任)

③ 学員会財政問題検討委員会委員推薦

白井正明(東弁)

柳沢義信(一弁)

④ 総長選考委員会委員推薦

大高満範(東弁) 紺野 稔(東弁)

横山 昭(東弁) 松家里明(一弁)

中津靖夫(二弁) 村山芳朗(二弁)

杉山英巳(公証人)

⑤ ロースクール進学特別委員会委員推薦

松 家 里 明 (一弁)

奈 良 道 博 (一弁)

⑥ 現行司法試験対策特別委員会委員推薦

市 毛 由美子 (二弁)

鈴 木 猛 秋 (二弁)

⑦ 多摩学生研究棟運営委員会委員推薦

松 家 里 明 (一弁) (再任)

⑧ 法人評議員会正副議長候補者推薦

松 家 里 明 (一弁)

⑨ 法人評議員会正副議長選考委員会委員推薦

大 高 満 範 (東弁)

⑩ 選任評議員推薦枠・数検討委員会 (学員会) 委員推薦

田 宮 甫 (二弁)

⑪ 選任評議員候補者推薦委員会 (学員会) 委員推薦

大 高 満 範 (東弁) 及 川 昭 二 (東弁)

坂 卷 國 男 (東弁) 奈 良 道 博 (一弁)

⑫選任評議員候補者推薦

栃木 敏明 (二弁)

(東弁) 石渡 光一 (新任)

金澤 恭男 (再任)

岸 巖 (再任)

坂卷 國男 (新任)

御園 堅治 (新任)

横山 昭 (再任)

(一弁) 丹羽 健介 (新任)

松家 里明 (再任)

(二弁) 今中 美耶子 (新任)

千葉 昭雄 (再任)

中津 靖夫 (再任)

法職教育検討委員会活動報告書

法職教育検討委員会委員長

向 井 惣太郎

一、法廷見学会

(一) 実施日時及び参加者

・平成二三年一月五日

学生(六四名)、中大事務局(三名)、引率弁護士(八名) 計七五名

・平成一四年七月八日

学生(三六名)、中大事務局(五名)、引率弁護士(八名) 計四九名

・平成一四年一月五日

学生(四九名)、中大事務局(四名)、引率弁護士(八名) 計六一名

いずれも、実施日は、平日で且つ大学の授業のない大学創立記念日または白門祭の代休日として

おります。

(二) 費用

講評用会議室使用料は、大学にご負担いただき、その他昼食代等を中央大学法曹会予算から支出しました。なお、この他に、参加した学生には、法学部事務室から一人一律金二〇〇〇円が交通費等の補助として支給されております。

(三) 評価と課題

法廷見学会は、参加者した学生から高い評価を得ており、法律学の勉強、ひいては、法曹を志望することに対して、大きな動機付けとなっております。この法廷見学会をきっかけに、一人で裁判の傍聴をし、勉強に役立てている学生や、法曹志望を決意し又は強固にした学生が少なからず存在します。また、後記の司法演習において、この法曹会主催の法廷見学会での体験を、ゼミに利用されている講師もおられます。

大学当局も、参加者のアンケートなどから、この企画を評価しており、今後も継続されたいとの強い要請をいただいております。

課題としては、参加を希望する学生が多いのに、東京地裁の「傍聴に適する事件」に限度があることと、引率弁護士の手配が難しいことから、結局参加者を六〇名程度に限定せざるを得ないことが、いかにも残念です。

二、司法演習の講師の推薦

(一) 司法演習とは

司法演習は、中央大法曹会の発案により、平成五年度から開始された大学の正規の講座です。一年次の後期と二年次の前期後期に、少人数制のゼミ形式で行われ、各期二単位の認定及び成績の評価が行われます。

(二) 司法演習の講師

司法演習の講師は、発足当初から中央大法曹会が推薦し、大学当局が任命することが慣例になっています。

(三) 平成一四年度及び一五年度の講師

別紙のとおり司法演習の講師の推薦を行いました。快くご就任をご承諾いただきました会員各位には、心より御礼を申し上げ、また、ご退任されました会員各位には、長年のご努力に厚く御礼申し上げます。

(四) 司法演習の評価と成果

法学部事務室では、司法演習を受講した学生全員に対しアンケートを採っておりますが、講師によって多少の違いはあるものの、全体としては、極めて高い評価を得ているようです。

ちなみに、司法演習の受講者からは、毎年相当数の司法試験合格が出ております。その実績は、平成一二年度司法試験合格者一〇二名のうち司法演習受講者が五二名、平成一三年度司法試験合格

者七六名のうち司法演習受講者が三九名、平成一四年度司法試験合格者一〇五名のうち司法演習受講者が五三名と、平成五年開講以来七年で、司法演習受講者が実に合格者の過半数を超え、以後継続しているという結果となりました。

(五) 課題

年々、必要とされる人数の講師を確保することが困難になってきております。そのため、一、二年生は、希望しても抽選に外れ、司法演習をとれない者も多数おります。

その原因としては、まず、校舎が遠隔地であることが挙げられます。若い法曹、特に勤務弁護士にとっては、八王子までの距離・時間は最大の障害になっております。

次に、講師の謝礼があまりにも低額であり（現状は、一ヶ月二万六〇〇〇円ないし三万二〇〇〇円）、その準備と移動時間を考慮すれば、正味時給一〇〇〇円程度）、多くの司法演習の講師は、コンパや事務所訪問で金銭的負担をしており、結局相当額の持ち出しになっております。この点について、今年度、法学部事務室に対し改善方の申し入れをしましたが、各講師の時間的・金銭的犠牲の大きさは十二分に理解を頂きながらも、大学の機構上、他の講師と差をつけるわけにはいかず、法学部事務室のレベルではこの問題の解決は無理とのことでした。

また、報酬以外の待遇にも、魅力がないことが挙げられています。専用の講師研究室、資料・図書の利用関する便宜、専属スタッフ・秘書などの用意があると、もっと講師が確保しやすくなると思われれます。

平成14年度		期
1	石井 芳光	17
2	曾田 多賀	19
3	清水紀代志	21
4	杉井 静子	21
5	村田 裕	21
6	川村 延彦	22
7	御園 賢治	23
8	山田 忠男	23
9	柳川 恒子	25
10	篠原 由宏	26
11	羽成 守	28
12	青木 康國	29
13	田中 茂	29
14	元木 徹	29
15	寺島 秀昭	30
16	塚越 豊	31
17	山崎 司平	31
18	山本 卓也	31
19	大森八十香	33
20	宮崎万寿夫	34
21	溝口 敬人	35
22	遠藤常二郎	39
23	川崎 直人	39
24	釘澤 知雄	39
25	草薙 一郎	39
26	寺本 吉男	39
27	土井 隆	39
28	萩原 恵子	39
29	平手 啓一	39
30	翁川 雄一	40
31	伯母 治之	40
32	澤野 忠	40
33	高岡 信男	40
34	市毛由美子	41
35	志賀 剛一	41
36	鈴木 和憲	41
37	立石 英生	41
38	八木 清文	41
39	井手 慶祐	42
40	海老原 覚	44
41	藤原 力	44
42	松江 仁美	45
43	真野 文恵	45
44	御宿 哲也	45
45	小川 恵司	46
46	佐々木健二	46
47	田中 宏	46
48	谷村 正人	46
49	戸塚 晃	46
50	木内 秀行	47
51	佐藤 智香	49
52	葭葉 裕子	49
53	野田 幸裕	51

平成15年度		期
1	杉井 静子	21
2	村田 裕	21
3	御園 賢治	23
4	柳川 恒子	25
5	羽成 守	28
6	青木 康國	29
7	福嶋 弘榮	29
8	寺島 秀昭	30
9	塚越 豊	31
10	山崎 司平	31
11	山本 卓也	31
12	大森八十香	33
13	宮崎万寿夫	34
14	溝口 敬人	35
15	伊達 俊二	36
16	遠藤常二郎	39
17	川崎 直人	39
18	釘澤 知雄	39
19	草薙 一郎	39
20	寺本 吉男	39
21	土井 隆	39
22	萩原 恵子	39
23	翁川 雄一	40
24	澤野 忠	40
25	鈴木 和憲	41
26	住川 洋英	41
27	井手 慶祐	42
28	松田 豊治	43
29	海老原 覚	44
30	藤原 力	44
31	松江 仁美	45
32	真野 文恵	45
33	御宿 哲也	45
34	小川 恵司	46
35	杉田 禎浩	46
36	田中 宏	46
37	谷村 正人	46
38	戸塚 晃	46
39	中村 勉	46
40	阿部 泰典	47
41	尾崎 毅	47
42	木内 秀行	47
43	鈴木 正勇	47
44	岩知道真吾	48
45	鴨志田哲也	48
46	岩田 修	49
47	金澤 賢一	49
48	佐藤 智香	49
49	葭葉 裕子	49
50	野田 幸裕	51

このような中で、司法演習は、講師の方々の尊い犠牲的精神と後輩に対する愛情、後進を養成するというプロフェッショナルとしての使命感に支えられて、ようやく成立しているといえます。

そこで、中央大学法曹会においては、継続的に大学当局と折衝して待遇改善を図ることも、制度の存続のため必要であると考えられます。

以上

大学問題委員会報告書

大学問題委員会委員長

荻原 静夫

一、当委員会の平成一三・一四年度の活動方針

当委員会は、法曹会幹事長の諮問により、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申することを目的としているが、平成一三年度、一四年度は前年度に引き続き中央大学における法科大学院設立に当って法曹会が果たすべき役割について検討することを活動方針と定め、以下の通り委員会を開催した。

平成一三年度は、平成一三年七月二六日、九月一三日、一〇月二五日、十一月二〇日、平成一四年一月三〇日、三月一日、三月二三日、四月二四日、五月一〇日の九回にわたり、平成一四年度は、平成一四年六月一日、七月二二日、九月四日、一〇月一八日、十一月七日、十一月三〇日、平成一五年一月二三日の七回にわたり合計一六回。

当委員会は、活動を開始するに当って法科大学院の修業年数、入学者選抜、教育内容及び教育方法、教員組織、法学部の充実等について大学側と協議を進める必要があり、カリキュラムの編成は大学マターの問題ではあるが実務科目については実務家の意見を述べる必要もあり、実務家教員の派遣については法曹会が最も協力できる事項であり、実務家教員の派遣体制・その養成方法等も検討すべき事項であることを確認し、この方針で活動を始めた。

二、活動内容

(1) 当委員会では、理事の立場にあった松家里明幹事長から大学側の情報を得、奈良道博事務局長から中央教育審議会大学分科会法科大学院部会、司法制度改革推進本部、日弁連などの各機関の審議状況の情報を得ながら、法科大学院の入学定員、授業料、カリキュラム編成、実務家教員の派遣体制、派遣に当たっての待遇、施設設備、法科大学院設立に向けての大学側の学生に対するアピール・情報提供の必要性等について様々な意見交換を行った。

(2) 次に、法曹会が意見を具申するにしても法曹会に対する大学側の意向を確認する必要があるもので、中央大学法科大学院設立準備室の室長を始めとする構成メンバーが確定した後、懇談会を開催することになった。

その結果、平成一四年三月二三日、法科大学院設立準備室長小島武司教授と法曹会との法科大学院設立に関する懇談会を実施した。同室長から①中央大学の法科大学院の定員は一学年三〇〇名程

度（本学に限定しない。） ② 入学選抜試験については検討中 ③ 施設は市ヶ谷キャンパスを基本と考えている ④ 教員は六〇名程度（本学に限定しない。） ⑤ カリキュラムや使用教材は検討中であるが、実務家の皆様に教材作成のための資料提供等の協力をお願いしたいと考えている、といったお話を聞きすることができた。

(3) 小島室長との懇談会後の委員会において、同懇談会の懇談内容を前提として意見交換を行ったが、この意見交換において次のような問題点のあることが指摘された。即ち、① 1学年300人体制を予定しているというのがその実現可能性について ② 教員について院生15人に1人で60人の教員を予定しているとのことであるが、その教員確保の具体的施策について ③ 市ヶ谷キャンパスを法科大学院の施設予定場所に行っているが、三学年九〇〇人の院生の收容可能性について ④ 大学側は学生に向けて法科大学院設立をアピールし、その情報提供をする必要性について、などである。

そこで、法曹会から大学に対し、平成一四年六月一〇日、法科大学院開設の準備状況と具体的施策の開示を求める内容の要望書を提出した。

(4) 平成一四年七月一八日の常任幹事会・幹事会の際、大村雅彦準備室副室長に講演して頂いた。講演の内容は、同準備室において検討しているカリキュラム及び教育方針、定員、教員数、設備、入学試験、成績評価等といったものであった。

その後、大学側から実務家教員の推薦に関する事項の話が進展しなかったので、改めて実務家教員に求められる教育科目、コマ数、拘束時間、年齢及び待遇等について速やかに確定し開示してい

ただきたい旨の要望書を提出することを検討した。また、大学から実務家教員の推薦依頼があった場合どのような推薦基準、推薦方法で推薦するかということについても協議した。

(5) 平成一四年一〇月中旬に至り、法科大学院開設準備室から松家幹事長宛に同準備室と法曹会との懇談会を実施したいとの申し出があった。その結果、一月七日午後六時から中央大学市ヶ谷キャンパスにおいて懇談会を実施した。

懇談会のテーマは「法科大学院における実務基礎教育と実務家教員人事に関する意見交換について」というものであった。席上、小島室長から上記テーマに関し同準備室において検討している内容の説明がなされた。説明の概要は次の通りである。

カリキュラムとしては、①法律基本科目郡 ②実務基礎科目郡 ③基礎法学・隣接科目郡 ④展開・先端科目郡になるが、実務家教員が参加するカリキュラムは主として実務基礎教育の分野になる。

実務基礎教育の内容は、①リーガル・クリニック（法律相談クリニック、訴訟クリニック）②ローヤリング ③法律文書作成 ④模擬裁判等 ⑤エクスターンシップというものを予定している。実務家教員の人数は、特任教授が一〜二名、特任講師が五〜六名（特任講師として一〜二名は裁判所、検察庁から用意されるという方向である）である。

実務家教員の拘束時間、年齢、待遇などについても説明があった。

(6) 法曹会としては、上記のような説明を聞いた上、準備室と意見交換を重ね実務家教員の推薦をし

た。更に、全国の会員に対し事務所としてエクスターンシップに協力していただけるかどうか意向を伺うための調査をしたところ、1ヶ月余りの間に多数の会員から協力するとの回答をいただいた。全国の会員は母校中央大学の法科大学院の設立に対し積極的に支持支援する意向が伺われた。

三、終わりに

中央大学法科大学院は、その伝統と特徴を活かした高レベルの法曹養成機関を目指しており、そのためには法科大学院のカリキュラムを含め実務に即した教育・指導体制が必要である。多数の実務家を擁する法曹会は、今後とも大学側と緊密に意見交換をしつつ協力をしていく必要がある。

以上

会則検討委員会活動報告

会則検討委員会委員長

青山正喜

一 当委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とし、本年度は私を含む一〇名の委員で構成されている。

二 本会の会則改正、規則等制定作業は、前年度までの委員会の尽力により事務局制度の改革、本会の支部・分会に関する会則改正、規則制定等重要案件が解決しているが、当期は平成一四年度に執行部から左記の件に関する諮問があり、当委員会は平成一五年三月四日付で、各答申した。なお、各規則(案)は、本誌規則欄に各々規則(案)として掲載されているので、参照願いたい。

1 機構改革実行特別委員会規則制定の件

同委員会は、平成九年に発足し、今日まで精力的な活動を継続しているが、発足時に同委員会規則が制定されているにもかかわらず、その後明文の規則が、存在しないまま推移している。よって、

同委員会規則を確認するとともに、同委員会の現在の活動内容に添った内容とするために諮問されたものであり、当委員会はその趣旨に添って規則案を答申した。

2 慶弔規程制定の件

本会は、創立後五〇年を経過し、全国に多くの会員を擁しながら、叙勲・栄進会員の祝賀並びに死亡会員の弔慰に関する規程がこれまでなく、歴代の執行部はその対応に苦慮してきた。よって、幹事長より、慶弔に係る規程の制定につき諮問があった。よって、当委員会は、その実情及び今後の運用に関し、執行部から意見を聴いたうえで、同規程案を策定し、答申した。

3 テミスの会運営委員会（仮称）規則制定の件

中央大学テミスを育む会（司法試験受験生を支援する会）は、本会を中心とする有志により、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援することを目的に、平成一〇年五月発足し、以後中央大学法職講座運営委員会等と協力しながら、同委員会主催の択一答案練習会における成績優秀者の表彰、講演会の共催等の活動を行ってきた。しかるところ、同会の運営は事実上本会が実施してきたこと、新たに設立される法科大学院制度のもとで今後新たな支援態勢に取り組む必要があること等の理由から、現執行部において同会を改組し本会内の委員会として機動的に活動する方針を決定し、平成一四年一月二八日開催の常任幹事会・幹事会においてその承認を得た。よって同経過に基づき委員会規則の制定を当委員会に諮問したものである。

当委員会は、右趣旨につき執行部から説明を受けるとともに、従前の同会規則等を検討した結果、右趣旨に添って委員会規則案を答申した。

広報委員会活動報告

広報委員会委員長

坂 卷 國 男

一、中央大学法曹会には、中央大学法曹会広報委員会規則があり、本委員会の目的は、中大法曹会の会報、ニュース等を編集、発行する等し、中大法曹会の広報活動を行うこととされている。委員は一五名以内であり、任期はいづれも二年である。本委員会には委員長一名と若干名の副委員長をおくこととされている。

二、平成一三年、一四年度の第一回の委員会において、年度内の活動方針として、

(1) 先ず、会報「中大法曹」の発行の件を審議し、従来通り発刊することとし、平成一五年五月開催予定の中大法曹会定時総会の時に配付できるよう準備することとし、編集方針等については、当時進行していた「中大法曹五〇周年記念誌」の内容等を見た上で決定することとした。ただ、その時点で考えられるメインテーマとしては、(イ)、法科大学院問題、(ロ)、法学部問題、(ハ)、炎の塔の問題、

(二) 中大法曹最近の一〇年回顧問題等があげられたが、最終的な詰めは後日決定することとなった。

(2) 次に、「中大法曹ニュース」発行の件が審議され、前記会報「中大法曹」は二年ごとに発行されることもあり、昨今の司法制度改革の急激な進捗状況等を鑑み、早急に対応する問題が生じること
も十分に考えられるとの理由から、適宜、「中大法曹ニュース」を発行することとし、第一回の委員会開催時点では、近々に「中大法曹ニュース」第四号を発行することとし、記事、内容は、新、旧幹事長の就、退任の挨拶、中大一二五周年行事募金企画の近況報告、中大法曹五〇周年記念行事の報告、今年度の予定行事報告などとし、平成一三年一二月四日開催の中大法曹常任幹事会、幹事会で配布できるよう準備することとした。

(3) 第三に、中大法曹「会員名簿」発行の件につき審議し、直近の会員名簿の発行が平成七年度であったことから、その後の会員の移動が大幅にあったことが考えられ、更には、中大法曹会が従前は東京中心であったのが、中央大学法曹会会則の改正により全国規模に拡大されたことから会員名簿を整備すべきであるとし、ただ、会員名簿の発行を本委員会で取り扱うべきか、それとも、別途、会員名簿編纂委員会（仮称）を設けて同委員会で取り扱うべきかが議論となったが、いづれにしても、「会員名簿」を発行する方向で詰めをすることになった。

(4) 第四に、その他、本委員会で検討すべき事項が出た場合は、適宜、協議することとし、平成一三年、一四年度の事業計画を決定した。

三、前記年度内行事計画に基づき、

(1) 会報「中大法曹」の発行の件については、第二回以降検討し、第五回委員会で、会報「中大法曹」のメインテーマは法科大学院問題と決定し、第九回委員会において、執筆予定者として、大学関係で濱田惟道中央大学常任理事、小島武司法科大学院開設準備室長、永井和之中央大学法学部長、椎橋隆幸大学院法学研究科委員長、又、弁護士会関係として奈良道博弁護士、丹羽健介弁護士、矢部耕三弁護士を予定し、サブテーマとして「炎の塔」を掲載することとし、その執筆予定者として経理経済研究所、法職講座運営委員会、学研連の各関係者に執筆依頼することとし、その他、中大法曹の活動歴に関する記事、中大法曹の司法界における活躍の足跡、中大法曹の支部活動の記事、その他、恒常的な記事を掲載することとし、その後、時機的な変化にあわせて内容等を委員会で微調整しながら具体的詰めを行い、会報「中大法曹」二〇号の編集、発行にあたった。

(2) 次に、「中大法曹ニュース」の発行の件については、第二回委員会において、メインテーマを法科大学院問題とし、第三回委員会において、執筆予定者として小島武司法科大学院開設準備室長、濱田惟道中央大学常任理事、永井和之中央大学法学部長、三和一博法職講座運営委員長、椎橋隆幸法学研究科委員長に依頼することとし、第五回委員会において、今回発行する「中大法曹ニュース」四号の紙面上に、平成一四年四月一三日市ヶ谷キャンパスで開催予定の日本比較法研究所第四回シンポジウムの開催を告知することとし、「中大法曹ニュース」第四号を編集、発行し、平成一四年三月二八日開催の中大法曹会常任幹事会、幹事会で配布した。

(3) 次に、中大法曹「会員名簿」発行の件については、第二回委員会、発行する方向で検討することとし、掲載範囲は弁護士、判・検事、公証人とし、掲載形式は氏名、期、所属会、事務所電話、FAX、配属庁、自宅電話程度とし、第三回委員会において、所管は当委員会が行うと決定し、具体的には印刷会社と打ち合わせしながら手続を進行することとし、第五回委員会において、その体裁などを検討し、その後も、鋭意、掲載者の確定等の作業を行ったが、本年度は名簿の発行まで至らなかったが、「会員名簿」は、前記の通り、平成七年度版が最新版ということもあり、早期に新しい「会員名簿」を発行する必要がある。

(4) その他、広報委員会の目的である広報活動として、平成一四年三月二三日、三和教授退任慰労会が開催され、主催は中大法曹、学研連等であり、又、中大創立二二五周年募金活動が実施中であり、又、法科大学院への実務家教員の派遣等の協力体制、あるいは、平成一四年三月二三日開催のロール懇談会への出席、「炎の塔」の竣工、利用開始、中央大学の司法試験合格者の祝贺等々、中大法曹会あるいは中央大学に関する様々な情報を広く広報する必要がある、しかも、かかる広報は時期を失せず、広報していく必要性があり、平成一三年、一四年度も、できる範囲でその広報に努めたが、今後も、精力的に広報活動を行うべきである。

四、平成一三年、一四年度の委員会開催は第一回が平成一三年一〇月一二日であり、その後、平成一五年三月二七日までの間、前後一六回委員会を開催したが、委員長坂巻國男が平成一四年度の東京弁護士会副会長に就任したため、委員長席はそのままとし、委員長は東弁会務に支障をきたさない範囲内

で極力当委員会に出席することとし、委員長代行者として委員長代行をおくこととし、瀬川徹先生を委員長代行に、福吉實先生および土井隆先生を副委員長に選任し、各広報委員の先生方のご協力および中大法曹執行部の先生方のご協力を得て、平成一三年、一四年度の二年間、活動を行ってきたが、急激な司法制度改革の進行状況あるいは一二五周年を迎える中央大学の現況、あるいは、大学の総長問題等人事関係、その他、諸々の重要案件が急激な速さで進展する昨今においては、よりの確な時期に、よりの確な情報を広く広報するという責務は、尚一層重要であると考えるので、次年度以降の広報委員会の益々の活動を祈ってやまない。

機構改革実行特別委員会活動報告書

機構改革実行特別委員会委員長

山 本 隆 幸

1 中央大法曹会機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）は、平成九年度、一〇年度の田宮甫幹事長在任中に設けられた特別委員会であります。

同田宮幹事長は、中央大法曹会（以下「本会」ともいう。）を全国規模の組織に拡大し、本会が司法試験合格者の増大等母校中央大学発展のための企画事業にも積極的に参画、協力することを提唱され、その実現のために、特別委員会として本委員会が設けられたのであります。そして、初代委員長村山芳朗弁護士のもと、全国に分会設立の要請をして、その準備行為がなされました。

2 前記田宮幹事長後任の猪俣喜蔵前幹事長（平成一一年、一二年度）は、田宮執行部の提唱した本会組織の全国展開の路線を継承し、第二代委員長に大高満範弁護士が就任され、第一次行動計画として、

全国八高等裁判所管内にそれぞれ本会の分会を立ち上げることが計画し、その実行にあたられました。その結果、平成一二年までに札幌、四国、名古屋、大阪の各分会が設立されました。

3 なお、これらの各分会は、平成一二年年度定時総会における会則改正及び支部規程の新設によって、八高等裁判所管内（東京を除く関東・関西〈近畿〉・中部・中国・四国・九州・東北・北海道）の分会は、中央大学法曹会〇〇支部と呼称し、同高裁管内の各地方裁判所管内毎の分会を、同支部の分会と呼称することになりました。

4 さて、平成一三年度から、松家里明幹事長のもと、本委員会の第三代委員長として山本隆幸弁護士が就任し、引き続き、従前の本会の「全国組織化」の路線を継承して活動して参りました。

(1) 福岡支部の創立

平成一三年七月二七日、福岡山の上ホテルにおいて、中央大学法曹会福岡支部創立総会が開催され、中央大学理事長阿部三郎弁護士のほか、本会から、松家里明幹事長が出席されました。

福岡支部役員として、次の諸先生方が選出されました。

支部長 湯川 久子 弁護士

副支部長 加藤 達夫 弁護士

坂本 安正 公証人

堺 紀文 弁護士

島内 正人 弁護士

連絡担当幹事 吉田 保徳 弁護士

幹事 伊達 健太郎 弁護士

岡崎 信介 弁護士

野田部 哲也 弁護士

角南 雅徳 弁護士

監事 出雲 敏夫 弁護士

市丸 信敏 弁護士

なお、福岡支部は、福岡のほか北九州、久留米、飯塚の学員で構成されております。

(2) 仙台と広島につきましても、支部設立の実現をはかるべく、目下働きかけを行なっているところ
であります。

5 地方裁判所管内の分会設立について

(1) 平成一三年度から、特に東京に近い、横浜、千葉、さいたまの各地方裁判所管内毎の分会設立について、現在までその準備が進展していないことの原因等について検討し、当面は、分会設立までの経過的措施として、その分会が設立されるまでの間本会に加入していただいて、組織拡大の実現

を図ることを企画し、上記三地方裁判所管内の學員有志に呼びかけを行いました。その結果、

① 横浜では、平成一四年七月三日午後七時から、横浜瀬里奈本館において、横浜弁護士会の現会長、元会長、副会長経験者を多く含む有志による横浜分会設立準備会が開催され、目下その設立準備中であります。

なお、同準備会には、山本委員長、大高委員長代行が出席して大いに意見交換を行いました。
② 千葉、さいたまについては、口頭又は文書により、分会設立か東京本会への加入かのいずれかにしていただくべく連絡して、準備を進めているところであります。

(2) 北陸三県（福井、富山、石川（金沢））については、この三県をまとめて一つにした分会を設立していただくべく準備を進めておりましたところ、平成一五年三月二九日午後六時より、金沢全日空ホテル四階雲雀の間において、創立総会が開催され、松家幹事長、山本隆幸委員長、大高満範委員長代行が出席しました。

6 全国支部総会への出席による組織強化

高等裁判所管内の支部として、札幌支部（平成一二年一二月創立）、四国支部（同一二年四月創立）、名古屋支部（同年五月創立）、大阪支部（同一三年二月創立）、福岡支部（同一三年七月創立）が設立され、既に二年以上経過したところもあります。

そこで、本委員会は、既に立ち上げられた全国の支部と本会との関連を密にすることの重要性を自

覚し、各支部に対して、支部総会に本会幹事長らが出席し、中央大学の活動状況、特に二〇〇四年開校のロースクールの推進情報、司法試験等国家試験合格者増大のための多摩学生研究棟「炎の塔」の建設をはじめとする、中央大学一二五周年記念事業の進捗状況などのホットなニュースを報告したい旨、挨拶文を送付させていただきました。

その結果、平成一四年六月一四日の大阪支部総会、七月一九日の福岡支部総会に本会役員の出席が依頼され、松家幹事長と共に、山本隆幸委員長、大高満範委員長代行が出席しました。

(1) 大阪支部総会は、六月一四日午後六時三〇分から、帝国ホテル大阪二二階パイレーズの間で開催され、杉島貞次郎支部長（元大阪高等検察庁検事長・現弁護士）をはじめとする支部会員らの歓迎を受け、また、大阪支部総会当日は、ワールドカップ日本代表がチュニジアを二対〇で下し、決勝トーナメントへの進出を決めた記念すべき日でもありましたので、支部総会の会場も大いに盛り上がりました。

(2) 一昨年七月二七日創立総会が行なわれた設立一年目の福岡支部は、本年度の総会を、平成一四年七月一九日午後六時三〇分から、創立総会同様、福岡山の上ホテルで開催されました。

当日は、湯川久子支部長をはじめとする支部会員と意見交換を行ない、本会の組織拡大のため、親睦の成果を大いに上げることができました。

7 当委員会規則について

当委員会の規則は、現実的で実効性のあるものが良いとの意見が出されたので、山本委員長において、試案を作成して、松家幹事長から会則検討委員会に諮問していただき、平成一四年度の第四回幹事会の承認を得て制定される予定と伺っております。

以上が平成一三年、同一四年度の今日までの活動報告ですが、本会会員の皆様には、本委員会設置の趣旨をご理解のうえ、今後とも母校の一層の発展のため、本会が一日も早く全国規模に組織強化されるよう、ご協力をお願いする次第であります。

募金実行委員会活動報告

募金実行委員会事務局長

大 高 満 範

一 中央大学創立一二五周年記念募金活動

平成二二年母校中央大学は創立一二五周年を迎えます。記念事業展開のために平成一三年一〇月から学員に呼びかけて募金活動を開始しています。阿部三郎理事長は、二一世紀の母校を「世界の中で存在感のある大学」として発展させることを目指して、五つの目標を掲げ、大学間競争に打ち勝つための方策を実行に移されています。キャンパス整備もその一つであります。昨年七月国家試験に挑戦する学生達の多摩学生研究棟「炎の塔」が竣工しました。また法科大学院の準備も、来年六月の設置申請に向かって着実に進められています。「炎の塔」と法科大学院の開設により、新司法試験の合格者数及び法曹人の実務能力を高めることを目指しています。このためには、母校の一二五周年記念事業の成功が必須で

あり、百億円の募金額の達成は必要不可欠であります。われわれ中央大学法曹会（以下中大法曹会という。）は学員支部として、母校のため、松家里明幹事長のもと、募金活動を熱心に始め、漸く体制も整いました。

二 中大法曹会募金企画委員会の活動

松家幹事長は平成一三年五月就任早々に、募金活動展開のための体制の骨組を企画する委員会（募金企画委員会）を設置しました。委員長に大高満範、副委員長に御園賢治（東弁）、飯田敦美（一弁）、岩瀬外嗣雄（二弁）が選任されました。

同年八月八日・二四日、九月四日・二一日、一〇月四日・一七日・三〇日と七回にわたり集中して募金活動の企画につき審議しました。企画案は、①募金参加への趣意書（大学側パンフレットに挟み込む）②配布対象（法学部出身者全員に拡大）③目標額④募金基準の一覧表⑤自動振替支払方法⑥高額寄付者の顕彰方法⑦募金実行委員会規則⑧正副委員長の選任⑨期別世話人候補の選任⑩事務局員の選任等を企画委員会案として幹事長に直ちに答申しました。

三 中大法曹会募金実行委員会の設立

平成一三年十二月四日の中大法曹会忘年総会において、前記募金企画委員会を解散して、中大法曹会募金実行委員会の設立が承認されました。そして次の通り、正副委員長人事が、募金企画委員会の諮問

案通り承認されました。

委員長 瀧澤國雄（東弁）

副委員長 野宮利雄（二弁）

同 佐伯 弘（東弁）

同 榊原卓郎（東弁）

同 山崎源三（一弁）

その後、瀧澤委員長辞任により、後任に東弁の安原正之が第三回委員会（平成一四年七月二三日）で選任されました。また、野宮副委員長も辞任され、後任に中津靖夫（二弁）が第四回委員会（平成一四年九月二十日）で選任されました。

四 中大法曹会募金実行委員会の開催と活動

1 委員会の開催

(1) 平成一四年四月二五日 (2) 同六月七日 (3) 同七月二三日 (4) 同九月二〇日

(5) 同十一月一五日 (6) 平成一五年一月一五日 (7) 同四月一五日

2 活動

(1) 募金企画委員会作成の寄付申込書に挟み込む「『炎の塔』建設にご寄付を―法曹会からのご挨拶

「撈」という文章は、学術研究団体連合会との連名で発送され、委員会は事後ではありますが、これを承認しました。そして、呼びかけの対象も中大法曹会の法曹人のみならず、法学部出身の学員全員に拡大することになりました。

(2) 寄付の目標額

① 目標額は、「炎の塔」建設に関連して建設費等総額金一七億円のうち、金一一億円と設定しました。公認会計士の学員会支部が金一億五千万円の寄付を集める予定でありますので、残り金九億五千万円に、故岡田錫淵先生から法曹養成のためとして頂戴している寄付金二億七五〇〇万円を充当して、残金六億七五〇〇万円が寄付額の目標額であります。

② ロースクール創設について、金五億円を目標として①に加算して寄付を集めることとなります。いずれにしても、第一次的には「炎の塔」建設の寄付をお願いし、目標額を超えた場合にロースクール創設の寄付とすることを申し合わせました。

(3) 「炎の塔」に関する募金基準

別紙の一覧表の通り、一応の目安として作成したものであり、拘束するものではありません。

(4) 募金実行委員会規則の制定

正副委員長、期別責任者、事務局員の任期は三年とすることとし、本委員会は、募金の目的を達成する予定の平成二四年三月末を以って解散することとなります。本規則は資料として添付致し
す。

(5) 期別世話人の選任

本委員会としては、募金目標額を達するという優れて実践的な委員会であるので、研修所の期別の世話人を選任して同期の学員に呼びかけて頂くことにしました。特に二弁は選任しないで、独自の方式で募金活動をするようになりました。

東弁、一弁の期別世話人には、松家幹事長名で委嘱状を送付しました。

期別世話人の選任前に（平成一四年九月一三日）、東弁、一弁、二弁それぞれのブロック会議を開催して、募金活動の在り方、特に期別に分かれての募金活動について協議しました。今後もブロック会議を定期的に開催して、募金目標の達成率を点検することとなりました。

(6) 高額寄付者の顕彰

寄付者の顕彰については、「炎の塔」の建設に一〇〇万円以上の寄付申込みをされた方を対象に、「炎の塔」の正面広場の山側（西側）土留壁面の黒御影石に、「炎の塔」由来を刻字し、これに続いて寄付者の名前を刻字する方法により顕彰されます。「『炎の塔』由来」は阿部三郎理事長の提案によるものであります。その由来を、末尾に資料2とし添付させて頂きます。

(7) 寄付の期間と分割払い

募金活動は学員の母校愛に訴え、広く浅く寄付をお願いすることとして、一口五万円以上の寄付金を要請することになりました。特に五〇期以降の学員には、少なくとも最低一口五万円の寄付をお願いすることとなりました。募金活動の期間は平成二三年九月三〇日までとなっています。寄付

については、申込まれた金額を年一回又は二回、そして一〇年間に分割して納付する方法を受け入れることとなっています。

(8) 地方支部の募金活動について

大阪支部（杉島貞次郎支部長）、福岡支部（湯川久子支部長）などで積極的に募金活動に取り組んでいる報告を受けています。札幌（能登要支部長）・名古屋（兵藤俊一支部長）・四国（小早川輝雄支部長）の各支部も、大阪・福岡支部と同様に母校のために募金活動を展開されるように期待するところであります。

(9) 最後に寄付に関してご不明な点がありましたら、左記へ照会下さることをお願い致します。

① 中央大学創立一二五周年プロジェクト推進本部事務局

多摩事務局 ○四二六―七四―二四三六

② 中大法曹会募金実行委員会事務局（大高満範法律事務所内）

○三一三四六―一五三四五

（文中敬称略）

中大創立125周年記念プロジェクト

「炎の塔」に関する募金基準一覧表

(中央大学法曹会支部関係)

	寄付金の額	中央大学関係	中央大学 学生会関係	弁護士会関係	中央大学 法曹会関係	学研連関係及び それに準ずる団体
1	500万円以上	1、理事長 2、同上の経験者 3、評議員会議長 4、同上の経験者	1、会長 2、同上の経験者	1、日弁連会長 2、同上の経験者		
2	300万円以上	1、理事・監事 2、同上の経験者 3、評議員会副議長 4、同上の経験者	1、副会長 2、同上の経験者	1、単位会会長 2、同上の経験者 3、関弁連理事長 4、同上の経験者 5、法律扶助協会会長 6、同上の経験者	1、幹事長 2、同上の経験者	
3	200万円以上			1、日弁連事務総長 2、同上の経験者 3、常議員会議長 4、同上の経験者		1、学研連委員長 2、同上の経験者 3、所属団体支部長 4、同上の経験者
4	100万円以上	1、評議員 2、同上の経験者	1、常任幹事 2、同上の経験者 3、支部長 4、同上の経験者	1、単位会副会長 2、同上の経験者 3、日弁連事務次長 4、同上の経験者 5、関弁連副理事長 6、同上の経験者 7、司法研修所教官 8、同上の経験者 9、日弁連理事 10、同上の経験者 11、日弁連監事 12、同上の経験者 13、法律扶助協会 東京都支部長	1、副幹事長 2、同上の経験者	1、所属団体理事 長 2、同上の経験者
5	50万円以上	1、商議員	1、協議員 2、同上の経験者	1、単位会監事 2、同上の経験者	1、事務局長 2、同上の経験者	1、学研連事務局 長 2、同上の経験者
6	5万円以上					

- 《注記》 1. 重複資格の場合は、上位の資格を基準として下さい。
2. 上記一覧表は一応の目安であり拘束するものではありません。

〔資料1〕 中央大学法曹会募金実行委員会規則

第一条 正・副委員長は任期三年とする。

第二条 委員長は事務局を設置することができる。

事務局員の任期は三年とする。

第三条 期別責任者は三年毎に見直すものとする。

第四条 委員長は、少なくとも三ヶ月に一回委員会を招集する。

委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第五条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも二ヶ月に一度文書を以て報告しなければならない。

第六条 委員会は平成二四年三月末を以て解散する。

〔資料2〕 『炎の塔』由来

この研究棟は、本学創立一二五周年記念事業の一環であり、本学指定の国家試験受験を志す学生のための勉学の場として、弁護士岡田錫淵氏のご芳志を定礎基金とし、全国学員の協力により、建設されたものである。

学生諸君が、この棟に結集し、難関の国家試験の克服に向け、不動の決意のもと、炎のように燃える情熱をこめて当たられるよう、これをもって「炎の塔」と称することとした。この棟の建設のための高額寄付者に対し、心から感謝し、その名を銘板に刻し、もって特別に顕彰するものである。

会
務
報
告

平成一三・一四年度会務報告

中央大学法曹会事務局長

奈 良 道 博

松家幹事長以下の執行部のこの二年間は大変に忙しい期間であった。平成一三年度には法曹会創立五〇周年記念行事という大行事が挙行され、無事行事が終わった直後から中央大学創立一二五周年記念募金事業が本格的に活動を開始した。さらにご承知の通り、その間、法科大学院問題はめまぐるしい早さで進行し、大学側はもちろんこれをバックアップする法曹会自身もその動きに付いていくのが精一杯という有様であった。

今この二年間を振り返り、よくぞここまで来た、と言うのが偽らざる心境である。この間会員各位はもちろん、大学その他関係諸機関には大変お世話になった。この機会に心より御礼を申し上げたい。

この二年間の活動内容につき、以下簡単にご報告させていただく。合わせて本誌の委員会報告、開催行事一覧表をご覧いただければ幸いである。

一 法曹会創立五〇周年記念行事

同行事は、平成一三年九月二五日、弁護士会館クレオにおいて、招待者五二名をお招きし、会員一六名の参加を得て、成功裏に終了した。ここに至るまでの間、創立五〇周年記念行事実行委員会委員特に各部正副部会長会議の皆様には大変なご努力をいただいた。賛助金約一二〇〇万円に上る募金活動を含め、行事の成功は委員会のご尽力によるもので、改めて感謝申し上げます。

二 中央大学創立一二五周年記念募金事業

当会では、早くから募金企画委員会を組織し、募金活動に取り組んできた。さらに平成一三年一月四日、募金実行委員会が設立され、「炎の塔」建設資金及びロースクール創設費用に対する募金を中心に活動している。本件は創立一二五周年を迎える平成二二年までの継続的な活動となるので、会員の皆様には今後ともご協力をお願いしたい。

三 法科大学院問題

本会は、中大法科大学院の設立・運営に全面的に協力する方針であり、大学問題委員会を中心に大学側と協議、意見交換の場を持ち、また緊急を要する諸問題については、執行部自らがこれに当たってきた。これまで、法科大学院開設準備室の要請に応え、全国三〇〇余のエクスターンシップ協力事務所を確保したほか、会員の中から実務家教員四名を大学側に推薦し、既に採用が決まっている。

現在、ローファーム設置に関する協議の場に執行部から委員として参画しているほか、今後教育内容、教育方法等あらゆる場面で本会として大学側に協力していく予定である。

四 今後の活動について

前記二、三の問題は今後とも継続的な活動の必要があるが、本会自体としても、組織の充実、会員参加への取り組み等検討すべき課題は多い。機構改革実行特別委員会の奮闘により、各地の支部・分会の設立が増えており、今後とも組織強化に向け活動を継続することになるが、他方大学その他関係諸機関との連携の必要性はますます増大するものと思われる。

今後とも会員の皆様のご協力と本会活動への積極的な参加を切にお願いする次第である。

中央大学法曹会平成一三・一四年度開催行事報告書

自 平成一三年五月一五日
至 平成一五年五月一五日

中央大学法曹会事務局

年月日	行事	開催場所
13・5・15	<p>平成12年度第4回常任幹事会・幹事会及び 平成13年度定時総会並びに叙勲受章者・栄進者祝賀会及び懇親 会 （総会・幹事会議案）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成12年度決算・平成13年度予算承認の件 2 平成12年度事業報告・平成13年度活動方針承認の件 3 会則改正並びに支部規則承認の件 4 平成13・14年度幹事等役員選任の件 5 平成13・14年度事務局長・事務局次長選任の件 6 創立50周年記念行事実施の件 7 委員会の設置および委員選任の件 8 報告事項 	東京會館
6・1	第4回創立50周年記念行事実行委員会正副部会長会	弁護士会館（以下記載のないものは弁護士会館）

7・16	第3回執行部会 1 会報「中大法曹18号」発送の件 2 会費徴収の件	
7・16	第6回創立50周年記念行事実行委員会 正副部会長会	
7・12	法科大学院に関する講演会(1) 3 法科大学院報告 2 創立50周年記念行事実施の件 1 会務報告・委員会報告 第1回常任幹事会・幹事会並びに懇親会	レストラン高松 本店
7・5	第2回執行部会 1 各種委員会委員及び委員長選任の件 2 各種委員会第1回委員会開催の件 3 第1回常任幹事会・幹事会開催の件 4 50周年記念行事実施の件 5 執行部事務局体制の強化に関する件 6 会費徴収の件	
6・26	第5回創立50周年記念行事実行委員会 正副部会長会	
6・11	新旧執行部引継会	
6・1	第1回執行部会 1 職務分担の件 2 平成13年度活動方針の件 3 50周年記念行事の件	

7・23	募金推進本部会議 1 募金推進体制について 2 募金活動に関する方針について 3 募金活動に関する企画について 4 今後のスケジュールについて 5 その他	駿河台記念館
7・26	第1回大学問題委員会	駿河台記念館
7・26	中央大学比較法研究所との懇談会	駿河台記念館
7・30	第1回人事委員会	
8・1	中央大学「炎の塔」地鎮祭	
8・8	第1回募金企画委員会 1 副委員長選任の件 2 委員追加に関する件 3 本委員会の組織編成に関する件 4 募金呼びかけの文書に関する件 5 その他	
8・9	第7回創立50周年記念行事実行委員会	正副部会長会
8・23	第2回募金企画委員会 1 趣意書作成の件 2 委員追加に関する件 3 本委員会の組織編成に関する件 4 その他前記活動方針に関する件	

10・2	第6回執行部会 1 創立50周年記念行事の総括及び残務処理の件	
9・25	50周年記念講演（保岡興治元法務大臣） 50周年記念式典・祝賀会	弁護士会館 「クレオ」
9・21	第4回募金企画委員会	
9・20	第9回創立50周年記念行事実行委員会 正副部会長会	
9・20	第5回執行部会 1 創立50周年記念行事の件	
9・19	第1回法職教育検討委員会	
9・14	第1回会則検討委員会	
9・13	第2回大学問題委員会	
9・4	第4回執行部会 1 創立50周年記念行事の件 2 各種委員会の活動状況について	
9・4	第3回募金企画委員会 1 趣意書作成の件 2 委員追加に関する件 3 本委員会の組織編成に関する件 4 その他募金活動に関する件	
8・30	第8回創立50周年記念行事実行委員会 正副部会長会	

				10・24	第2回広報委員会	
			10・25	第3回大学問題委員会		
		10・30	第7回募金企画委員会			
			1	趣意書の件		
			2	委員追加に関する件		
			3	募金実行委員会に関する件		
			4	その他募金活動に関する件		
	11・1		第1回機構改革実行委員会			
	11・5		第7回執行部会			
			1	創立50周年記念行事報告会の進行の件		
			2	第2回常任幹事会・幹事会開催の件		
			3	中央大学125周年募金活動の件		
			4	創立50周年記念誌発刊の件		
			3	会報「中大法曹19号」発刊の件		
			2	第2回常任幹事会・幹事会開催の件		
			第5回募金企画委員会			
		10・4	第1回広報委員会			
		10・12	第6回募金企画委員会			
		10・17	1	趣意書作成の件		
			2	委員追加に関する件		
			3	本委員会の組織編成に関する件		
			4	その他募金活動に関する件		

14・1・15	第9回執行部会									
12・17	第8回募金企画委員会 委員追加に関する件 募金実行委員会に関する件 その他募金活動に関する件	第2回機構改革実行委員会	第3回広報委員会	中央大学法科大学院に関する講演会(2) 永井法学部長	第2回常任幹事会・幹事会並びに懇親会 中央大学創立125周年記念募金実行委員会設置の件 事務局次長追加選任の件 報告事項	第2回常任幹事会・幹事会の進行の件 中央大学125周年募金活動の件 事務局次長増員の件	第2回人事委員会	第4回大学問題委員会	法職教育検討委員会 法廷傍聴	創立50周年記念行事報告会
12・10										11・5
12・4										11・5
12・3										11・22
11・20										11・5
11・5										11・5
11・5										弁護士会館 「鳳鳴春」

3・5	第11回執行部会 1 3/23 小島法科大学院開設準備室長との懇談会の件	
3・1	第6回大学問題委員会	
2・27	第4回人事委員会	
2・25	第5回広報委員会	
2・14	第4回機構改革実行委員会	
2・5	小島法科大学院開設準備室長就任祝賀会	
2・5	1 125周年募金活動の件 2 会報18号の発送並びに会費徴収状況について	東京ガス 四谷クラブ
1・30	第5回大学問題委員会	
1・25	第3回人事委員会	
1・24	平成13年秋の叙勲受章者・栄進者・司法試験合格者祝賀会、新入会員歓迎会	法曹会館
1・21	第4回広報委員会	
1・17	第3回機構改革実行委員会	
	1 1/24 叙勲受章者・栄進者・司法試験合格者祝賀会、新入会員歓迎会進行の件 2 法曹会ニュース発行の件 小島法科大学院開設準備室長就任祝の件	

4・1	第12回執行部会 1 5/15 平成14年度総会進行の件 2 牧野副幹事長後任人事の件 3 テミスを育む会事務引継の件	
3・28	3 法科大学院問題報告 2 各種委員会報告 1 会務報告 第3回常任幹事会・幹事会並びに懇親会	如水会館
3・26	第5回人事委員会	
3・23	三和教授慰労会 小島武司法科大学院開設準備室長を囲む懇談会	東京ガス 四谷クラブ
3・22	中央大学法曹会賞授与式・受賞祝賀パーティー	中央大学 多摩校舎
3・18	第5回機構改革実行委員会	
3・18	第7回広報委員会	
3・7	第6回広報委員会	
2 3/23 3 3/28 4 5/15 5 「中大法曹」50周年記念誌予算の件 6 4/13 比較法研究所主催シンポ協力の件 7 4/15 第1回募金実行委員会開催の件	三和一博教授慰労会 第3回常任幹事会・幹事会進行の件 平成14年度総会開催の件 50周年記念誌予算の件 比較法研究所主催シンポ協力の件 第1回募金実行委員会開催の件	

4・15	第8回広報委員会	
4・15	平成14年度第1回募金実行委員会 1 委員長・副委員長選任の件 2 本委員会の組織編成に関する件 3 その他活動募金に関する件	
4・17	第6回機構改革実行委員会	
4・24	第7回大学問題委員会	
4・25	第13回執行部会 1 5/15 平成14年度総会の件 2 テミスを育む会の件	
5・7	平成14年度第1回機構改革実行委員会	
5・9	第6回人事委員会	
5・10	第8回大学問題委員会	
5・15	平成13年度第4回常任幹事会・幹事会及び平成14年度総会並びに叙勲受章者・栄進者・祝賀会及び懇親会 (総会・幹事会議案) 1 平成13年度決算・平成14年度予算承認の件 2 平成13年度事業報告・平成14年度活動方針承認の件 3 副幹事長選任の件 4 中央大学に対する「要望書」提出の件 5 報告事項	東京會館

7・18	第1回常任幹事会・幹事会並びに懇親会 1 法科大学員問題報告 2 中央大学法科大学院に関する講演会(4)	如水会館
7・15	中央大学「炎の塔」竣工式	
7・9	第2回執行部会 1 7/18 第1回常任幹事会・幹事会進行の件 2 創立125周年募金実行の件	
7・8	法職教育検討委員会 第1回法廷傍聴	
7・3	法曹会と法科大学院開設準備室との懇談会	ほうらい
6・18	第2回機構改革実行委員会	
6・17	第10回広報委員会	
6・11	平成14年度第1回大学問題委員会	
6・7	第2回募金実行委員会	
5・30	平成14年度第1回執行部会 1 平成14年度活動方針の件 2 各種行事日程の件	ほうらい
5・23	募金実行委員会正副委員長会議	
5・21	第9回広報委員会	

大村開設準備室副室長

10・9	第4回機構改革実行委員会	
10・8	第4回執行部会 1 新学長主任祝賀会開催の件 2 第2回常任幹事会・幹事会開催の件	
9・20	第4回募金実行委員会	
9・12	第12回広報委員会	
9・11	第3回機構改革実行委員会	
	6 「中大法曹20号」編集の件 5 後記行事日程の件 4 平成14年度会費納入の件 3 大学問題委員会「要望書」の件 2 創立125周年募金実行の件 1 各委員会報告、諮問の件	
9・5	第3回執行部会	
9・4	第3回大学問題委員会	
8・10	中央大学ロースクール進学対策特別委員会	中央大学「炎の塔」
7・23	第3回募金実行委員会	
7・23	第11回広報委員会	
7・22	第2回大学問題委員会	
7・18	平成14年度第1回人事委員会	

11・29	第2回人事委員会	
11・28	1 中央大学総長問題報告 2 法科大学院報告 3 各種委員会報告	東京會館
11・27	執行部と法科大学院開設準備室との協議会	中央大学 市ヶ谷キャンパス
11・18	第14回広報委員会	
11・15	第5回募金実行委員会	
11・14	第5回執行部会 1 11/28 第2回常任幹事会・幹事会進行の件 2 「中大法曹20号」編集の件 3 法科大学院に関する件	
11・13	第5回機構改革実行委員会	
11・7	第5回大学問題委員会 法科大学院開設準備室との協議会(1)	中央大学 市ヶ谷キャンパス
11・5	法職教育検討委員会 第2回法廷傍聴	
10・28	新学長就任祝賀会	東京會館
10・18	第4回大学問題委員会	
10・17	第13回広報委員会	

2 ・ 20	2 12	1 ・ 31	1 ・ 29	1 ・ 23	1 ・ 20	1 ・ 18		15 ・ 1 ・ 15	12 ・ 17	12 ・ 10	12 ・ 10	11 ・ 30
1 第7回執行部会 エクスターンシップ協力の件	第8回機構改革実行委員会	第16回広報委員会	第3回常任幹事会・幹事会並びに叙勲受章者、栄進者及び司法試験合格者祝賀会	執行部と法科大学院開設準備室との協議会	第7回機構改革実行特別委員会	中央大学ロースクール進学対策特別委員会	3 各規則制定諮問の件	第6回執行部会 1 法科大学院実務家教員、エクスターンシップ等の件 2 1/29 第3回常任幹事会・幹事会進行の件	第15回広報委員会	執行部と法科大学院開設準備室との協議会	第6回機構改革実行委員会	第6回大学問題委員会 法科大学院開設準備室との協議会(2)
			東京會館	中央大学 市ヶ谷キャンパス		中央大学 市ヶ谷キャンパス		すし鉄		中央大学 市ヶ谷キャンパス		中央大学 市ヶ谷キャンパス

4・9	第10回機構改革実行委員会	
3・31	第4回人事委員会	
3・27	第18回広報委員会	
3・27	3 2 1 第8回執行部会 1 法科大学院に対する法曹会の協力体制について 2 125周年募金実行の件 3 次年度役員の件	
3・19	法曹会賞授与式及び同受賞祝賀パーティー	中央大学 多摩校舎
3・18	ローファーム構想検討のための理事会内小委員会	中央大学 後楽園校舎
3・17	特任教員候補者と法科大学院開設準備室との打ち合わせ	駿河台記念館
3・12	第9回機構改革実行委員会	
3・4	会則検討委員会	
3・3	第17回広報委員会	
2・27	第3回人事委員会	
2・24	ローファーム構想検討のための理事会内小委員会	駿河台記念館
	5 4 3 2 「中大法曹20号」編集の件 各規則制定諮問の件 法曹会賞授与の件 中央大学各種委員会委員推薦の件	

4・9	中央大学ロースクール進学対策特別委員会	中央大学 「炎の塔」
4・15	第6回募金実行委員会	
4・17	第9回執行部会 1 5/15 総会の進行について 2 5/15 祝賀会の進行について 3 次年度引継について	
4・28	第5回人事委員会	
5・15	平成14年度第4回常任幹事会・幹事会及び平成15年度定時総会並びに叙勲者・栄進者祝賀会及び懇親会 (総会・幹事会議案) 1 平成14年度決算・平成15年度予算承認の件 2 平成14年度事業報告・平成15年度活動方針承認の件 3 規則承認の件 4 平成15・16年度幹事等役員選任の件 5 平成15・16年度事務局長・事務局次長選任の件 6 委員会の設置及び委員選任の件 7 報告事項	

資

料

中央大学法曹会歴代執行部一覽

昭26.6.4	中央大学法曹会創立（於東弁3階講堂）			幹事 任期1年
	幹事長	幹事		
	岡 弁 良	岡 弁良氏ら12人 大山 菊治氏ら6人 柴田 武氏ら6人 兼平慶之助氏ら4人 山本清二郎氏ら4人	東 弁 一 弁 二 弁 裁判官 検察官	
昭28.12	14日 総会開催 規約改正 学員会支部承認申請 17日 学員会 幹事会において職域支部（第1号）承認			
	幹事長兼 学員会支部長	副幹事長	事務局	
昭28.12~34.5	岡 弁良（東）			
昭34.5~36.5	大山 菊治（一）			
昭36.5~38.5	柴田 武（二）			
昭38.5~39.5	竜前茂三郎（東）			
昭39.5~40.5	山本 政喜（東）			
昭40.5~42.5	富田 喜作（一）			
昭42.5~43.5	近藤航一郎（二）			
昭43.5~44.5	今井 忠男（二）			
昭44.5~46.5	石田 寅雄（東）	赤坂 正男（東） 松井 宣（二）	局長 繩稚 登（東） 次長 本間 崇（東） 亀井 忠夫（東）	役員 任期1年 中大法曹 創刊号 出版
昭46.5~47.5	大塚 喜一郎（一）		局長 依田敬一郎（一） 次長	
昭47.5~48.5	山本 清二郎（検）	滝沢 国雄（東） 竹村 照雄（検）	局長 依田敬一郎（一）	

			次長 本間 崇 (東) 齊藤 兼也 (二) 豊吉 彬 (裁) 新井 弘二 (検)	中大法曹 2号出版
昭48.5~50.5	松井 宣 (二)	阿部 三郎 (東) 大西 保 (二)	局長 木戸口久治 (二) 次長 安藤 章 (東) 依田敬一郎 (一) 中津 靖夫 (二) 佐野 昭一 (裁) 長沢 潔 (検)	中大法曹 3号出版
昭50.5~51.5	後藤英三 (東)		局長 次長 依田敬一郎 (一)	
昭51.5~52.5	小池金市 (東)	安原 正之 (東) 依田敬一郎 (一) 木戸口久治 (二) 大前 邦道 (裁) 岩下 肇 (検)	局長 安藤 章 (東) 次長 亀井 忠夫 (東) 山崎 源三 (一) 大塚 功男 (二) 浅香 恒久 (裁)	中大法曹 4号出版
昭52.5~53.5	入江正男 (一)	鈴木 秀雄 (東) 信部 高雄 (一) 坂本建之助 (二) 滝田 薫 (裁) 水原 敏博 (検)	局長 山崎 源三 (一) 次長 金沢 恭男 (東) 柴田 徹男 (一) 中津 靖夫 (二) 木村 輝武 (裁) 佐野 真一 (検)	
昭53.5~54.5	倉田雅充 (一)	鈴木 秀雄 (東) 信部 高雄 (一) 坂本建之助 (二) 滝田 薫 (裁)	局長 山崎 源三 (一) 次長 金沢 恭男 (東)	

		水原 敏博 (検)	柴田 徹男 (一) 中津 靖夫 (二) 木村 輝武 (裁) 佐野 真一 (検)	中大法曹 5号出版
昭54.5~55.5	大西 保 (二)		局長 次長	
昭55.5~56.5	木戸口久治 (二)	繩稚 登 (東) 深沢 勝 (一) 齋藤 兼也 (二) 糠谷 忠男 (裁) 水原 敏博 (検)	局長 高橋梅夫 (二) 次長 須藤 正彦 (東) 渡辺洋一郎 (一) 中津 靖夫 (二) 山本 和敏 (裁) 佐野 真一 (検)	中大法曹 6号出版
昭56.5~58.5	滝澤 國雄 (東)	阿部 三郎 (東) 萩原 平 (一) 内山 弘 (二) 浅香 恒久 (56年度 裁) 杉山 英巳 (57年度 裁) 窪田 四郎 (検)	局長 森田 洲右 (東) 次長 松永 渉 (東) 渡辺洋一郎 (一) 村山 芳朗 (二) 山本 和敏 (裁) 五島 幸雄 (検)	56年度 より役員 任期2年 中大法曹 7号8号 出版
昭58.5~60.5	信部高雄 (一)	安藤 章 (東) 若林 秀雄 (一) 高橋 守雄 (二) 杉山 英巳 (裁) 寺西 輝泰 (58年度 検) 佐野 真一 (59年度 検)	局長 松家 里明 (一) 次長 及川 昭二 (東) 篠原 由宏 (一) 上野 操 (二) 河野 信夫 (裁) 五島 幸雄 (58年度 検) 寺西 賢二 (59年度 検)	中大法曹 9号出版
昭60.5~62.5	坂本建之助 (二)	藤井 光春 (東) 柳澤 義信 (一)	局長 小野 道久 (二)	

		鈴木喜三郎 (二) 山本 和敏 (裁) 甲斐中辰夫 (検)	次長 鈴木 康洋 (東) 白河 浩 (一) 原 誠 (二) 末永 進 (裁) 寺西 賢二 (検)	中大法曹 10号出版
昭62.5~平1.5	赤坂 正男 (東)	篠原 千廣 (東) 岩田 豊 (一) 笠井 盛男 (二) 並木 茂 (裁) 玉井 直仁 (検)	局長 猪股 喜蔵 (東) 次長 須藤 正彦 (昭和62年度) (東) 坂巻 國男 (昭和63年度) (東) 田中 茂 (一) 須田昭太郎 (二) 川島貴志郎 (裁) 五島 幸雄 (検)	中大法曹 11号出版
平1.5~3.5	設楽 敏男 (一)	秋知 和憲 (東) 松家 里明 (一) 吉田 和夫 (二) 舟橋 定之 (裁) 吉岡 征雄 (検)	局長 大西昭一郎 (一) 次長 石渡 光一 (東) 伊藤 忠敬 (一) 横溝 高至 (一) 諸永 芳春 (二) 木下 秀樹 (裁) 栗原 恵三 (検)	中大法曹 12号出版
平3.5~5.5	野宮 利雄 (二)	菅沼 隆志 (東) 深沢 守 (一) 増田 浩千 (二) 舟橋 定之 (裁) 栗原 恵三 (検)	局長 中津 靖夫 (二) 次長 稲田 寛 (東) 神 洋明 (一) 中村鉄五郎 (二) 栃木 敏明 (二) 須藤 典明 (裁) 杉山 茂久	

			(平成3年度 検) 保倉 裕 (平成4年度 検)	中大法曹 13号14号 出版
平5.5~7.5	安原 正之(東)	猪股 喜蔵(東) 山崎 源三(一) 鈴木 誠(二) 大藤 敏(裁) 小田 攻(検)	局長 及川 昭二(東) 次長 才口 千晴(東) 瀬川 徹(東) 飯田 数美(一) 栃木 敏明(二) 綿引 穰(裁) 山本 修三(検)	中大法曹 15号出版
平7.5~9.5	柳澤 義信(一)	及川 昭二(東) 荻原 静夫(一) 大井 勅記(二) 星野 雅紀(裁) 古崎 克美(検)	局長 森田昌昭(一) 次長 堀川文孝(東) 伊井和彦(東) 仲居康雄(一) 守屋文雄(一) 坂本行弘(二) 沼田 寛(裁) 山本修三(検)	中大法曹 16号出版
平9.5~11.5	田宮 甫(二)	横山 昭(東) 森田 昌昭(一) 新井 嘉昭(二) 橋本 和夫(裁) 牧野 忠(検)	局長 諸永 芳春(二) 次長 村上 昭夫(東) 飯沼 允(東) 小林美智子(一) 行方 美彦(二) 嘉本 益巳(二) 寺尾 洋(裁) 千葉雄一郎(検)	中大法曹 17号出版
平11.5~13.5	猪股 喜蔵(東)	紺野 稔(東) 川村 延彦(一) 諸永 芳春(二) 橋本 和夫(裁) 牧野 忠(検)	局長 石渡 光一(東) 次長 坂巻 國男(東) 白井 典子(東)	

			安藤 良一(東) 中根 茂夫(東) 川崎 直人(一) 伊達 俊二(二) 寺尾 洋(裁) 千葉雄一郎(検)	中大法曹 18号出版
平13.5~15.5	松家 里明(一)	石渡 光一(東) 丹羽 健介(一) 栃木 敏明(二) 橋本 和夫(裁) 牧野 忠 (平成13年度検) 窪田 守雄 (平成14年度検)	局長 奈良 道博(一) 次長 大谷 隼夫(東) 菅 重夫(東) 森 徹(東) 林 勘一(一) 横溝 高至(一) 宮崎万壽夫(一) 川添 丈(一) 小川 恵司(二) 寺尾 洋(裁) 千葉雄一郎(検)	中大法曹 19号20号 出版

法曹会出身理事・監事一覧表

(昭和26年3月5日学校法人に組織変更認可以降)

注記

1. 職業は、原則として、在任時のものを記載した。
2. 東京三会所属以外の弁護士については、可能な限りその地域を明示することとした。
3. 理事長は、理事欄に再掲していない。

役職	任 期	氏 名	職 業	備 考
理事長	S43.4.18～ S44.5.26	五鬼上 堅 磐	弁護士	
	S47.5.26～ S48.2.1	大 塚 喜一郎	弁護士	
	S48.2.1～ S49.2.18	堂 野 達 也	弁護士	
	S62.5.26～ H2.2.25	山 本 清二郎	弁護士	
	H2.5.26～ H5.5.25	山 本 清二郎	弁護士	
	H11.5.26～ H14.5.25	阿 部 三 郎	弁護士	
	H14.5.26～	阿 部 三 郎	弁護士	

※ 弁護士を兼職している教員

理事長	S26.12.29～ S33.5.7	林 頼三郎	法学部教授（総長） ・ 弁護士	
	S33.5.7～ S37.10.8	柴 田 甲四郎	法学部教授（総長） ・ 弁護士	
	S44.5.26～ S47.5.25	金 子 文 六	法学部教授・ 弁護士	

役職	任期	氏名	職業	備考
理事	S26.3.5～ S26.11.26	谷村 唯一郎 佐藤 博	最高裁判所判事 * S26.6.2辞任 弁護士 * S26.6.2辞任	弁護士を兼職している教員 升本 喜兵衛（法学部教授） 吉田 久（法学部教授） * S26.6.2 辞任
	S26.11.26～ S29.11.25	三根谷 実 藏 河 和 金 作	弁護士 弁護士	弁護士を兼職している教員 柴田 甲四郎（法学部教授） 林 頼三郎（法学部教授） * S26.12.29～ 理事長・総長
	S29.11.26～ S32.11.25	三根谷 実 藏 河 和 金 作 花 井 忠	弁護士 弁護士 東京高等検察庁検 事長	弁護士を兼職している教員 柴田 甲四郎（法学部教授）
	S32.11.26～ S35.11.25	三根谷 実 藏 河 和 金 作 花 井 忠	弁護士 弁護士 検事総長	弁護士を兼職している教員 柴田 甲四郎（法学部教授） * S33.5.7～ 総長（理事長）
	S35.11.26～ S38.11.25	雨宮 清 明 大山 菊 治 岡 弁 良	弁護士・弁理士 弁護士 弁護士	弁護士を兼職している教員 森 清（法学部教授） 弁護士を兼職している国会議員 檜 橋 渡（衆議院議員）
	S38.11.26～ S41.11.25	大塚 喜一郎 兼 平 慶之助 龍 前 茂三郎	弁護士 東京高等裁判所判 事 弁護士	
	S41.11.26～ S43.4.17	大塚 喜一郎 富田 喜 作 山 本 政 喜	弁護士 弁護士 弁護士	弁護士を兼職している教員 朝川 伸 夫（法学部教授） * S42.10.5辞任
	S43.4.18～ S44.5.26	石井 一 郎 五鬼上 堅 磐	弁護士 弁護士	地方在住の弁護士 江口 繁（福岡）
	S44.5.26～ S47.5.25	小池 金 市 藤 井 蓮	弁護士 弁護士	
	S47.5.26～ S50.5.25	堂野 達 也 松 井 宣	弁護士 * S48.2.1～S49. 2.1 理事長 弁護士 * S48.12.28 補 欠選任	地方在住の弁護士 雨宮 清 明（神戸）

S50.5.26～ S53.5.25	瀧澤國雄 松井宣	弁護士 弁護士	
S53.5.26～ S56.5.25	木戸口久治 宮田光秀 後藤英三	弁護士 弁護士 弁護士 * S53.11.20 補充選任	地方在住の弁護士 西山要(神戸)
S56.5.26～ S59.5.25	赤坂正男 大西保 倉田雅充	弁護士 弁護士 弁護士	弁護士を兼職している国会議員 稲葉修(衆議院議員) * S57.1.20就任
S59.5.26～ S62.5.25	赤坂正男 内山弘 信部高雄	弁護士 弁護士 弁護士	弁護士を兼職している国会議員 稲葉修(衆議院議員)
S62.5.26～ H2.5.25	阿部三郎 坂本建之助 原秀男	弁護士 弁護士 弁護士	
H2.5.26～ H5.5.25	猪股喜藏 木戸口久治 設楽敏男	弁護士 弁護士 弁護士	
H5.5.26～ H8.5.25	篠原千廣 野宮利雄 柳沢義信	弁護士 弁護士 弁護士	
H8.5.26～ H11.5.25	高橋守雄 松家里明 安原正之	弁護士 弁護士 弁護士	
H11.5.26～ H14.5.25	中津靖夫 松家里明 松崎勝一	弁護士 弁護士 弁護士	
H14.5.26～	及川昭二 田宮甫三 山崎源三	弁護士 弁護士 弁護士	

役職	任 期	氏 名	職 業	備 考
監 事	S26.3.5～ S26.11.26	石 井 清	弁護士	
	S26.11.26～ S29.11.25	五鬼上 堅 磐	弁護士	
	S29.11.26～ S32.11.25	五鬼上 堅 磐	弁護士	
	S32.11.26～ S35.11.25	五鬼上 堅 磐 近 藤 亮 太 坂 井 改 造	弁護士 弁護士 千葉地方裁判所長・ 千葉家庭裁判所長	
	S38.11.26～ S41.11.25	近 藤 亮 太 山 本 清二郎	弁護士 東京地方検察庁次 席検事	
	S41.11.26～ S43.4.17	山 本 清二郎	最高検察庁総務部 長	
	S43.4.18～ S44.5.26	井出甲子太郎	弁護士	
	S44.5.26～ S47.5.25	後 藤 英 三	弁護士	
	S47.5.26～ S50.5.25	宮 田 光 秀	弁護士	
	S50.5.26～ S52.10.26	齊 藤 素 雄	弁護士	
	S53.5.26～ S56.5.25	赤 坂 正 男	弁護士	
	S56.5.26～ S59.5.25	鈴 木 秀 雄	弁護士	
	S59.5.26～ S62.5.25	日 下 文 雄	弁護士	
	S62.5.26～ H2.5.25	水 上 喜 景	弁護士	
	H2.5.26～ H5.5.25	縄 稚 登	弁護士	
H5.5.26～ H8.5.25	縄 稚 登	弁護士		

H8.5.26～ H11.5.25	松 崎 勝 一	弁護士	
H11.5.26～ H14.5.25	及 川 昭 二	弁護士	
H14.5.26～	白 井 正 明	弁護士	

法曹会出身評議員会議長・副議長一覧表

(昭和26年3月5日学校法人に組織変更認可以降)

注記

1. 職業は、原則として、在任時のものを記載した。
2. 東京三会所属以外の弁護士については、可能な限りその地域を明示することとした。

役職	任期	氏名	職業	備考
評議員会 議長	S34.5.30～ S43.3.16	谷村 唯一郎	弁護士	
	S46.9.6～ S53.10.22	荻山 虎雄	弁護士	
	S54.3.25～ S62.3.24	山本 清二郎	弁護士	
	S62.3.25～ H2.10.5	宮田 光秀	弁護士	
	H6.1.19～ H9.4.10	信部 高雄	弁護士	

※ 地方在住の弁護士

評議員会 議長	S53.10.29～ S54.3.24	後藤 義隆	弁護士	大分県
------------	------------------------	-------	-----	-----

役職	任期	氏名	職業	備考
評議員会 副議長	S39.4.1～ S43.3.18	荻山 虎雄	弁護士	
	S43.3.29～ S44.1.13	龍前 茂三郎	弁護士	
	S44.3.25～ S47.5.21	今井 忠男	弁護士	
	S53.10.29～ S54.3.24	山本 清二郎	弁護士	
	H3.4.11～ H5.4.10	赤坂 正男	弁護士	

H5.4.11～ H6.1.18	信 部 高 雄	弁護士	
H9.4.15～ H13.4.14	設 樂 敏 男	弁護士	
H13.4.15～ H15.4.14	柳 沢 義 信	弁護士	
H15.4.15～	松 家 里 明	弁護士	

※ 弁護士を兼職している国会議員

評議員会 副議長	S34.5.30～ S35.11.25	梢 橋 渡	衆議院議員	
	S49.3.30～ S53.10.29	後 藤 義 隆	衆議院議員	

法曹会叙勲者一覽表（勲三等以上）

（敬称略）

昭和三九年

勲一等瑞宝章

谷村唯一郎

昭和四〇年

勲一等瑞宝章

花井忠

勲二等瑞宝章

岡弁良

吉田常次郎

勲三等瑞宝章

高田富与

三根谷実蔵

吉長正好

江川六兵衛

河和金作

長瀬秀吉

昭和四一年

勲二等瑞宝章

木下由兵衛

立石幸夫

円山田作

安平政吉

勲三等旭日中綬章

隈井亨

勲三等瑞宝章

清水繁一

長尾文次郎

竜前茂三郎

阿比留兼吉

近藤航一郎

昭和四二年

勲一等瑞宝章

五鬼上堅磐

勲二等旭日重光章

野尻収

勲二等瑞宝章

坂井改造

勲三等旭日中綬章

臼井亀太郎 柴田元一

勲三等瑞宝章

香田広一 小堀満馬 竹上半三郎 安永沢太

昭和四三年

勲二等瑞宝章

大山菊治 大崎孝之栄

昭和四四年

勲一等瑞宝章

柏原語六

勲二等瑞宝章

牛山毅 小林新太郎 田中萬一

勲三等旭日中綬章

関藤次

勲三等瑞宝章 花房多喜雄

昭和四五年

勲二等瑞宝章 増山 穎

勲三等旭日中綬章 成智寿朗 菊地寿助

勲三等瑞宝章 森 良作

昭和四六年

勲二等瑞宝章 兼平慶之助 桜木繁次

勲三等旭日中綬章 岡村 顕二 加藤英恭 佐藤邦雄 深田小太郎

勲三等瑞宝章 相良春雄 堀田勉三 松永初平 森山喜六

山本政喜

昭和四七年

勲二等瑞宝章 福島尚武

勲三等旭日中綬章 三村一恵 関口 勉

勲三等瑞宝章 井上藤市 佐野英雄 徳田秀男

昭和四八年

戸塚博磨 中嶋忠三郎 森松万英 納富恒憲

勲二等旭日重光章 金子文六

勲二等瑞宝章 田中宗雄 今井忠男 小木貞一 高野重秋

勲三等旭日中綬章 石田恵一 星野民雄 星宮克巳 水島亀松

西幹殷一 百村五郎左衛門

勲三等瑞宝章 千葉宗八 成田彦政 山中唯二

昭和四九年

勲二等旭日重光章 後藤義隆

勲二等瑞宝章 野田普一郎 横川陽五郎 渡辺辰吉

勲三等旭日中綬章 鈴木康友 降矢良 山下辰夫

勲三等瑞宝章 千葉勝治 山田貞治郎 米田為治

昭和五〇年

勲二等旭日重光章 坂本泰良

勲三等旭日中綬章

阿部季松田伝治則井登四郎

勲三等瑞宝章

久我久次福間昌作上野正雄佐々木曼

田中英寛手戸清彦土家健太郎原田九市

松井城

昭和五年

勲二等旭日重光章

高橋嘉平

勲二等瑞宝章

金子満造

勲三等旭日中綬章

石橋三二菅家要小嶋弥作鶴沢勝義

忠佐市

勲三等瑞宝章

石井一郎小出吉次白須賀佳男森田直記

三宮重隆

昭和五年

勲二等瑞宝章

森口静一大越正蔵小野沢竜雄中田勝三

野瀬高生

勲三等旭日中綬章

荒木新一小祝二郎安藤隆雄武村啓太郎

勲三等瑞宝章

渡辺 進

神野 栄一

真田 重二

信部 鶴雄

南出 一雄

小山田 寛直

鈴木 清二

鈴木 政男

昭和五三年

勲二等瑞宝章

小川 泉

八島 三郎

赤木 薫

岡野 幸之助

坂本 柰次

布谷 憲治

細井 淳三

勲三等旭日中綬章

田上 輝彦

平岡 俊将

平岡 省平

山本 五郎

阿部 太郎

糸 進

勲三等瑞宝章

小笠原 六郎

大石 力

大山 永太郎

玉城 成保

深沢 利一

若杉 鈴栄

昭和五四年

勲二等瑞宝章

呉屋 愛永

堀端 弘士

秋葉 雄治

泉川 賢治

佐々木 次雄

須賀 健次郎

勲三等旭日中綬章

野上 大也

羽染 徳次

勲三等瑞宝章

島 信行

藤平 英夫

田中 武一

早川 義彦

昭和五五年

勳一等旭日大綬章 稲葉 修

勳一等瑞宝章 山本清二郎 大塚喜一郎

勳二等瑞宝章 荻山虎雄 栗本義親 下関忠義 本間末吉

堂野達也 橋本盛三郎 宮田光秀

勳三等旭日中綬章 江藤彦武 柏木忠 新穂豊 野田英男

勳三等瑞宝章 向江璋悦 井伊直邦 菊地三四郎

昭和五六年

勳二等瑞宝章 西山 要

勳三等旭日中綬章 波多宗高 内田武文

勳三等瑞宝章 松井宣 水之江国義 宇治宗義 豊島 最

中平博文 吉瀬義信

昭和五七年

勳二等瑞宝章 岸川敬喜 石原定美 鍛田日出夫

勳三等旭日中綬章 亀下喜太郎 前鹿川金三 升田律芳 宮崎順平

勲三等瑞宝章

平谷新五	山本新
小川秀一	齋藤濟次郎
穴沢定志	小川徳次郎
吉住慶之助	中平博
	野原文吉
	細木歳男
	矢吹幸太郎

昭和五八年

勲二等瑞宝章

鈴木盛一郎

勲三等旭日中綬章

池羽正明

金沢清

那賀島三郎

勲三等瑞宝章

浅田進

阿部正一

板倉勳二郎

久貝良順

本間大吉

昭和五九年

勲二等瑞宝章

赤沢正司

牛尾守三

木本檜雄

佐藤秀

保倉忠

佐久間幾雄

土田義一郎

比嘉良仁

勲三等旭日中綬章

岩村溜

冲田一人

勲三等瑞宝章

石井嘉夫

上野茂

高田賢造

土屋鉄蔵

藤原千尋

宮崎俊一

秋間徳太

武田庄吉

昭和六〇年

勲一等瑞宝章

塚本重頼

勲二等瑞宝章

井上謙次郎

高澤新七

勲三等旭日中綬章

天野三三

西村康長
矢実武男

勲三等瑞宝章

野切賢一

岡戸久次
三浦和雄

昭和六一年

勲二等瑞宝章

山崎恒幸

勲三等瑞宝章

安達龍雄

大西保
芝忠徳

内山弘

岡本清一
鎌形昇

古城磐

昭和六二年

勲二等旭日重光章

杉島貞次郎

勲二等瑞宝章

杉本正雄

小村保秀
平田勝雅

勲三等旭日中綬章

大塚淳

勲三等瑞宝章

古賀野茂見

松坂清
矢村靖

岡田信

吉良信喜

昭和六三年

勲一等瑞宝章

木戸口久治

勲二等瑞宝章

波山正

渡辺桂二

勲三等旭日中綬章

本多久男

宮越重雄

勲三等瑞宝章

岡本真尚

小野田六二

浜

礼三

坂本建之助

平成元年

勲二等瑞宝章

柏木賢吉

橋詰利男

橋本友明

外村隆

山崎宏八

勲三等旭日中綬章

多賀谷雄一

勲三等瑞宝章

菊地一民

小山利男

平成二年

勲二等瑞宝章

田畑常彦

太田輝義

竹村

壽

仲西二郎

干場義秋

森崎猛

勲三等旭日中綬章 宗政美三 森山淳哉 大関隆夫 高井清次

二宮喜治 杜塚進芳 平和人 皆川邦彦

勲三等瑞宝章 会沢連伸 兼村頼政 平楽敏男 仙波敏威

森高彦 山本松男 設楽敏男 仙波敏威

徳永幸次郎 西尾正義 橋本順

平成三年

勲二等旭日重光章 栗本六郎

勲二等瑞宝章 秋山正雄 大前邦道 佐藤幸太郎 高澤廣茂

亀井義朗 菊地博

勲三等旭日中綬章 向後徹 佐度磯松 細谷茂久 宮城藤義

勲三等瑞宝章 野宮利雄 長谷川芳市 林倫正 山岸文雄

小屋敏一 田口邦雄 平山清 渡邊哲夫

平成四年

勲二等瑞宝章 笹岡彦右衛門 首藤武兵 塚本明光

勲三等旭日中綬章 大森敏夫 茅沼英一 戸根政行 森永龍彦

勲三等瑞宝章 眞田清人 嶋田敬 宮崎日出夫 安村弘

山本榮則 井上節雄 安原正之

平成五年

勲二等瑞宝章 原弘 福田健次 村上幸太郎 大槻一雄

大政正一 中川文彦 山本忠義

勲三等旭日中綬章 高木重幸 瓜島喜一郎 倉橋良壽 中村弘

勲三等瑞宝章 佐々木實 友部敏道 野村眞暎 前田絢一

永井茂二 藤井光春 増田全惟 吉原幸雄

平成六年

勲一等瑞宝章 田村秀策

勲二等瑞宝章 青山惟道 小野慶造 尾鼻輝次 唐松寛

河合長志 柳原嘉藤 山内茂克

勲三等旭日中綬章 川瀬勝一 土屋誠士 宮澤源造 宇佐美初男

知識融治 野曾原秀尚

勲三等瑞宝章 浅子勝 有安俊夫 小林宏也 平保三

平成七年

勲二等瑞宝章

谷 誠 伊東二郎

秋吉稔弘 小林康人 高山政一 滝田 薫

長久保 武 中野國幸 水崎松夫 相澤重一

井田友吉 瀧岡順一 野村幸雄 吉田治正

勲三等旭日中授章

吉川 清 瓜生貞雄 三井栄作

勲三等瑞宝章

青木 健 笠 俊文 木村文男 黒田耕一

瀧澤國雄 井沢芳雄 隅田誠一 鶴留 晃

長井秀夫 西村常治 真崎安広

平成八年

勲二等旭日重光章

竹村照雄 萩尾孝至 藤本一孝 三浦伊佐雄

勲二等瑞宝章

大西郁夫 岩下 肇 岩田農夫男 品田賢治

荒石利雄 村上格一 八卷正雄

野口喜蔵 村上一格一

勲三等旭日中授章

中野林之助 東 隆一 長尾喜三郎

勲三等瑞宝章

飯島忠夫 小笠原貢 佐藤敏一 杉本勉

高橋守雄 檜垣孝雄 藤田弘 藤本具興

八島俊夫 渡邊次郎 石毛平蔵 黒瀬孝導

高梨明 矢鋪良之 山岡文雄

平成九年

勲二等瑞宝章

齋藤正吉 篠宮力 高信雅人 田渕文俊

三上庄一 三井喜彦 三野昌伸 阿部三郎

荒木勝己 高橋通延 長西英三 中橋正夫

勲三等旭日中綬章

伊藤正利 岩崎又三 吉田賢治 中橋正夫

真砂幸雄 林国男 吉田賢治

勲三等瑞宝章

首藤幸三 諏訪宗平 関家一範 平山昭二

渡邊輝雄 渡邊喜八郎 有馬俊雄 梶山昭二

神田昭二 高橋太賀夫 田中貞雄 松岡和子

松島清雄 八卷虎男 山本広

平成一〇年

勲二等瑞宝章

加藤 晴明
川 端 浩
高 木 典 雄
谷 口 好 雄

千 葉 庸 子
松 岡 登
石 井 清 明
川 上 博

勲三等旭日中綬章

青 野 真 治
細 川 顯
石 井 清 明
齋 藤 典 男

佐 藤 敏 夫
田 中 正 昭
手 嶋 定 光
齋 藤 典 男

山 口 茂 一
中 村 照 明
中 山 新 三 郎
保 田 文 雄

勲三等瑞宝章

中 村 和 男
中 村 照 明
中 山 新 三 郎
保 田 文 雄

山 崎 恵 美 子
上 原 洋 一
雄 城 昭 次
木 村 志 郎

小 松 弘 二 郎
鈴 木 臣 吉
鷹 島 健
林 一 宏

正 盛 士 郎

平成一一年

勲一等旭日大綬章

松 永 光

勲二等瑞宝章

太 田 浩
糟 谷 忠 男
坂 詰 孝 次 郎
設 楽 英 夫

新 海 順 次
土 田 勇
潮 久 郎
角 田 清

隈 井 光

勲三等旭日中綬章

大 井 恭 二
大 川 勇
小 林 秀 春
寺 坂 博

勲三等瑞宝章

廣瀬哲彦	新井徹夫	設楽作巳	大和克巳	鷺田悟
草野安次	今里節夫	下地玄栄	垣内邦俊	雪下陽中
新宮正基	笹原桂輔	星三郎	佐沢利雄	
佐藤昭雄	丸山郷	丸山郷	高瀬昌夫	

平成一二年

勲二等瑞宝章

勲三等旭日中綬章

秋山真三	丸山明	佐藤美津次	横山武男	大和谷毅	内田育	繩稚登	榊原卓郎	名取善正
押谷靱雄	櫻林三郎	下江一成	金子與		黒木勲	船坂助雄	田町亨	成田章
窪田四郎	白石嘉孝	服部金吉	島田清		高月亮二	山田茂	外山佳昌	山口高明
野澤明	龍前三郎	松崎康夫	橋本昂		田中英敏	釘宮信典	中野昭夫	山下義長

勲三等瑞宝章

平成一三年

勳二等旭日重光章

川島興

勳二等瑞宝章

赤池功

新井弘二

近藤太朗

島谷清

勳三等旭日中綬章

長山道雄

廣島速登

村重慶一

淺香恒久

勳三等宝冠章

元吉麗子

戸谷勝壽

神田正夫

佐藤幸雄

勳三等瑞宝章

新井徹

大谷和雄

加藤正行

佐野史郎

宮崎照雄

三好正夫

森田寅夫

袖山睦啓

平成一四年

勳一等瑞宝章

小野幹雄

水原敏博

今野健

高城龍夫

勳二等瑞宝章

奥平守男

倉崎英逸

鐘尾彰文

川上正俊

田中豊

蘊原孟

新矢悦二

末永秀夫

五味朗

生島三則

山田一夫

宮本喜光

中重正人

野口利平

人見利夫

中村幸男

勲三等旭日中綬章

池田治 古屋龜鶴 飯田良和 坂井宰

勲三等瑞宝章

菅井利夫	鶴澤健一	宮川純一	佐々木政敏
峯益雄	川村守男	蘆田則之	篠原千廣
	塩澤昭三	加藤幸則	島内保夫
	徳永賢一	櫻井清	高谷實

〔関係諸規程〕（資料）

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章 総則

第一章 総則（第一条—第三条）

（名称）

第二章 総長（第四条—第十条）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

第三章 役員及び顧問（第十一条—第二十四条）

（事務所の所在地）

第四章 理事会（第二十五条—第二十七条）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野

第五章 評議員会（第二十八条—第三十九条）

七四二番一に置く。

第六章 商議員会（第四十条）

（目的）

第七章 資産及び会計（第四十一条—第四十七条）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、

第八章 収益事業（第四十八条・第四十九条）

次に掲げる学校及び研究所を設置する。

第九章 基本規定（寄附行為）の変更（第五十条）

一 学校

第十章 合併及び解散（第五十一条・第五十二条）

ア 中央大学

第十一章 公告（第五十三条）

大学院 法学研究科・経済学研究科・

附則

商学研究科・理工学研究科・

文学研究科・総合政策研究科

法学部 法律学科・国際企業関係法学

科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部 経済学科・産業経済学科・

国際経済学科・公共経済学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・

国際経済学科

商学 経営学科・会計学科・商業・

貿易学科・金融学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・

貿易学科

理工学部 数学科・物理学科・土木工学

科・精密機械工学科・電気電

子情報通信工学科・応用化学

科・経営システム工学科・情

報工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気・電子工

学科・応用化学科・経営シス

テム工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科・社

会学科・教育学科

文学部二部 文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化

学科

イ 中央大学高等学校 定時制課程 普通科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による
事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、総長選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、理事会が選任する。

(選考委員会の構成)

第六条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 学長・研究所長及び高等学校長
- 二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人
- 三 理事会で互選した者五人
- 四 評議員会で互選した者若干人
- 五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計

と同数とする。

(選考委員会の議事)

第七条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 選考委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

4 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第八条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第九条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第十条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない

らない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十一条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

一 理事 十八人以上二十二人以内

二 監事 二人又は三人

3 第十二条第一項第一号の理事(以下「職務上理事」

という。)において、総長と学長とが兼ねる場合に

は、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、

十七人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十二条 次に掲げる者を、この法人の理事とする。

一 総長、学長及び事務局長

二 専任教授六人

三 評議員その他の者九人以上十三人以内

2 前項第二号及び第三号の理事は、理事選考委員会

(以下この章において「選考委員会」という。)の選

考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(選考委員会の構成)

第十三条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 総長

二 学長

三 各学部長

四 大学院研究科委員長で互選した者一人

五 研究所長(大学附置研究所の所長を含む。)で

互選した者一人

六 高等学校長で互選した者一人

七 評議員会議長・副議長

八 中央大学学生会会長

九 評議員会で互選した者十一人(この法人の専任

教職員を除く。)

十 事務局長

(理事候補者の推薦等)

第十四条 各学部教授会は、当該学部の専任教授各一人を、理事候補者として選考委員会に推薦する。

2 選考委員会は、前項により推薦された者を、第十二条第一項第二号の理事候補者に選考するものとする。

3 第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第十五条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(理事長)

第十六条 理事長は、理事(職務上理事を除く。)の

うちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。ただし、総長と学長とが兼ねる場合は、この限りでない。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(常任理事の選任)

第十七条 理事の互選によって、常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十八条 監事は、監事選考委員会が評議員その他の者から選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、監事と評議員とは兼ねることができない。

2 前項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

3 監事選考委員会については、第十三条及び第十五条の規定を準用する。

4 監事候補者の推薦については、別に定める。

5 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十九条 役員（職務上理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の決議をもって、役員（職務上理事を除く。）を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第二十条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第二十一条 総長たる理事は、第四条第二項に規定す

る事項について、この法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十二条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十三条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、前項の監査の結果を評議員会に報告する。

3 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十四条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

第四章 理事会

(理事会)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たるとする。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長(大学附置研究所の所長を含む)、情報研究教育センター所長、保健センター所長、国際交流センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十六条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定

する。ただし、この法人の合併及び解散に関する議事は、理事の三分の二以上の多数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十七条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

2 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることができる。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十八条 この法人に評議員会を置き、百五十人以上の評議員をもって組織する。

(評議員の被選資格)

第二十九条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

一 理事長、総長及び学長

二 学部長

三 高等学校長

四 年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員

から選任された者四十九人以内

五 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選

任された者八十七人以内

六 学識経験者その他の者から選任された者若干人

2 前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教

職員である者を含まない。

3 第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の

修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉

利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中

央大学予科・専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として

議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして

学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事

会において学員として議決した者

4 監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。

(評議員の選任)

第三十条 前条第一項第四号から第六号までの評議員

(以下「選任評議員」という。)は、評議員選考委員

会(以下この章において「選考委員会」という。)

の選考した候補者について、評議員会が選任する。

ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決

に加わることとはできない。

2 前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任を

する場合に準用する。

(選考委員会の構成)

第三十一条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 理事会で互選した者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各

一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者

二人

四 評議員会議長・副議長

五 選任評議員で互選した者十二人

2 前項第五号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

(選任評議員候補者の推薦)

第三十二条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第三十三条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって

決定する。

(評議員の任期)

第三十四条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十九条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十五条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十六条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、

会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長を決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長(大学附置研究所の所長を含む)、情報研究教育センター所長、保健センター所長及び国際交流センター所長は、評議員会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

7 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項等)

第三十七条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

(委員会)

第三十八条 評議員会は、その権限に属する事項を審

議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(名誉評議員)

第三十九条 この法人に功績顕著であった者を名誉評

議員に委嘱することができる。

2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事

項については、別に定める。

第六章 商議員会

(商議員会)

第四十条 この法人に商議員会を置く。

2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

第七章 資産及び会計

(資産)

第四十一条 この法人の資産は、現有の固定資産及び

流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第四十二条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第四十三条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、

評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第四十四条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第四十五条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十六条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 収益事業

(種類)

第四十八条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十九条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第九章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第五十条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第十章 合併及び解散

附則

(議決の方法)

第五十一条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

第十一章 公 告

附則

(公告)

第五十三条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け、た日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則(規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け、た日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附則(規程第四百二十六号)

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

た日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千七百号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百一十一号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項

第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。（役員等に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となつた者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百十四人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、平成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは

は「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二について、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

附 則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。

ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数

学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・

施行 昭和二六・三・八
改正 昭和二七・七・二一

情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定(寄附行為)第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (規程第七百十四号)

平成十二年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成十二年四月一日から施行する。

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内

三 常任幹事 二十人以上二十五人以内

四 幹事 八十人以上百人以内

五 会計監事 四人又は五人

六 協議員 七百人以上八百人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、

現任役員が残任期間とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に應ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に
応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に
応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることは
できない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認めら

れる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べる
ことができる。

4 参与の就任年齢は30歳以上とし、任期は6年とする。
る。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱
することができる。この場合の任期は6年とする。
る。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることは
できない。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、
招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議
を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに學員に周
知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員

会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」という。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三

月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならぬ。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条件第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものと同みなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならぬ。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

附 則

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・三三、平一〇・五・一四、平一一・五・一三、平一二・五・一五)

第一条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学
員会の支部とする。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法
律学を教授している講師以上の者。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人

司法試験合格者、又は外国の法曹で本会

中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司

の目的に賛同して入会した者。

法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与すること
を目的とする。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹
事会の承認を得なければならない。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の
事業を行う。

第四条の二 会員は、幹事長に届け出て、退会するこ
とができる。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す
ること

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会
の議決によりこれを退会させることができる。

二 会報及び会員名簿の発行

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

三 研究会、講演会及び座談会の開催

二 本会の秩序をみだしたとき

四 その他必要と認める事業

第五条 本会に、次の役員を置く。

第四条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 十三名

三 常任幹事 百名以内

四 幹事 千名以内

五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長八名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の

諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年五月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第十三条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条之二 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十七条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第六条第二項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第十八条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年一回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長三名以上の連署による請求を受

けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第一三条の二の改正規定は、平成二年五月一六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

附則

第四条第一項、第四条の二、第五条第三号、同第四号、第十四条の改正規定は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成一一年五月一三日か

ら施行する。

附則

第五条第二号、第六条第二項但書、第十七条第四項並びに第五項の改正規定、第十八条の新設規定は、平成十三年五月一日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第六条第一項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 二五〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より 二〇名以内

七 左記の各支部(分会を含む)所属会員中より
四〇〇名以内

1 関 東 支部(仮称) 若干名

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局（以下「事務局」とい
う。）に次の職員を置く。

一 事務局長 一名

二 事務局次長 若干名

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経
て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事
務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当
事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び
事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正すること
ができる。

附 則

この規則は、平成二年五月一六日から施行する。

2 関西（近畿）支部（仮称） 若干名

3 中 部 支部（仮称） 若干名

4 中 国 支部（仮称） 若干名

5 九 州 支部（仮称） 若干名

6 東 北 支部（仮称） 若干名

7 北 海 道 支部（仮称） 若干名

8 四 国 支部（仮称） 若干名

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあると
きは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附 則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第二条各号の改正規程は、平成一〇年五月一四日から
施行する。

附 則

第二条第七号の新設規程は、平成一三年五月一五日か
ら施行する。

中央大学法曹会会費規則

附則

第一条（趣旨）この規程は、中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第十四条第二項に基づき、会費の納入について定める。

第二条（会費）

一 都内所属会員の会費は、年額金三、〇〇〇円とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員一名につき年額金二、五〇〇円を本会の会費とする。

三 役員（本会会則第五条記載の者）は、年額金一万円を負担する。

第三条（納入の時期・方法）会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

第四条（改正）この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成九年二月四日から施行する。

第二条の改正規則は、平成十三年五月十五日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

第一条（趣旨）この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第十七条第一項に基づき、本会の支部の設置について定める。

第二条（支部の設置）本会の幹事会の承認を経て、各高等裁判所（以下「高裁」という。）管内（東京（本部）を除く関東（以下「関東」という。）・関西（近畿）・中部・中国・九州・東北・北海道・四国）ごとに八支部を設置することができる。

第三条（会員）支部は、当該高裁管内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律

学を教授している講師以上の者。

附則

この規程は、平成一三年五月一五日から施行する。

2 準会員 中央大学の学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

毎年度司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規

第四条（支部長） 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、中

2 支部長は、幹事長にその支部の役員の名を届けなければならない。

央大学在学学生及び卒業生にして、施行年度において司法試験第二次試験に合格した者に対して、中大法曹としての自覚を促し、その象徴として象牙印鑑を

第五条（会費） 支部は、会費を定め、所属会員から徴収した会費のうち、本会の会費として、会員一人につき年額金二、五〇〇円を本会に一括送金する。

贈呈することによって、中大法曹としての誇りと榮譽を讃え、今後、後進の指導等の中央大学の新たな発展に寄与することを期待して本内規を創設する。

第六条（会則等の準用） 支部の總會、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

第二条（贈呈方法）

第七条（分会の設置） 支部は、当該高裁管内における府県単位の分会（但し、北海道支部は、地方裁判所管内における分会。）を設置することができる。

本会執行部は、大学または委員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者を駿河台記念館に招待し、前条の印鑑を贈呈する。

第八条（改正） この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

第三条（印刻）

前条の印鑑を受領した合格者は、交付当日、贈呈式に出席している印章店に対して、自己の希望する

式に出席している印章店に対して、自己の希望する

書体の印刷を無料にて注文することができる。

第四条（費用）

本会執行部は、毎年はじめ凡そ一〇〇個の予算を計上しておくものとする。

第五条（附則）

本内規は、平成一〇年五月から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続くようとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新なる発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

第二条（表彰方法）

本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年三月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大

学法曹会賞」を授与する。

第三条（選考方法）

大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

第四条（表彰内容）

第二条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

第五条（施行）

本内規は、平成一一年三月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程（案）

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

第一条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第二条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験

者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第三条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第四条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前二条に準じ弔慰を表すことが出来る。

第五条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認める

ときは、前項と同様とする。

第七条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

げない。

第一条 本会に、人事委員会(以下「本委員会」とい
う)を置く。

(委員長、副委員長)

(本委員会の目的)

第五条 本委員会は、委員長一名を置く、必要に応じ
副委員長若干名を置くことができる。

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本
会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に
推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。
委員長は、会議を招集し、議長となる。

(委員会の構成)

ときは、委員長に代わる。

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

(会議)

一、東京弁護士会ブロック

四名

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随

二、第一東京弁護士会ブロック

二名

時招集し、審議答申する。

三、第二東京弁護士会ブロック

二名

(幹事長等の出席)

六、裁判所、公証人ブロック

一名

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長

七、検察庁、公証人ブロック

一名

および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の任期)

付則

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再選を妨

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に、法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員

二名以内

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師

六名以内

三、東京弁護士会ブロック

八名以内

四、第一東京弁護士会ブロック

四名以内

五、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

六、裁判所ブロック

二名以内

七、検察庁

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招

集する。

附 則

この規程は、平成六年二月九日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学

法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回

答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会選出の

学校法人中央大学評議員

若干名

二、東京弁護士会ブロック

二四名以内

三、第一東京弁護士会ブロック

十一名以内

四、第二東京弁護士会ブロック

十一名以内

五、裁判所ブロック

二名以内

六、検察庁、公証人ブロック

二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐

し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委

員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、

委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委

員長がこれを招集する。ただし、委員長は、一〇名

以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく

委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第七条 本委員会に、事務局担当者置き、委員会の

設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員

会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成六年三月二三日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。付

則本規則は、平成六年三月二三日から施行する。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。委員長は、会議を主

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第一条 本会に、広報委員会(以下「本委員会」とい
う。)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・
発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動
を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一五名以内とし、本会幹
事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を
妨げない。

(委員長・副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名、
副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある
ときはその職務を代行する。

(事務局)

第六条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付則

本規則は、平成一二年五月二日から施行する。
(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第四条の定め
にかかわらず、平成一三年の本会幹事会において新委
員が選任される日までとする。

中央大学法曹会〇〇支部会則（案）

第一条 本会は、中央大学法曹会〇〇支部と称し、

「中大法曹〇〇支部」と略称する。

2 本会は、本会事務所を〇〇道・府・県〇〇市内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、

中央大学学生会支部である中央大学法曹会（以下

「本部」という。）の支部として学校法人中央大学

（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、

法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会は〇〇高等裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者で次の二種の会員をもって組織する。

一 正会員 中央大学学生である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学生である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会員として入会しようとする者は、幹事会の承認を得なければならない。

3 本会員は、本部会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会員となる。

第四条の二 本会員は、支部長に届け出て、退会することができる。

2 本会員が退会した場合には、当然、本会員も退会とする。

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 支部長 一名

二 副支部長 三名以内

三 連絡担当幹事 一名

但し、支部長が兼任することを妨げない。

四 幹事 若干名

五 会計監事 二名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

2 支部長、副支部長及び連絡担当幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議を経てこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会に出席し、意見を述べることが出来る。

第九条 支部長は、本会を代表し会務を掌理する。

2 支部長は、本部の副幹事長を兼務する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

4 連絡担当幹事は、本部並びに本会会員相互間の事務連絡を行う。

5 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行う。

6 会計監事は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し、意見を述べることが出来る。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年四月中に支部長が召集する。

2 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を召集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上支部長の召集により

これを開く。

2 支部長は、過半数に当たる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を召集しなければならない。

3 幹事会は、支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部から求められた事項、中央大学の理事、監事、評議員、商議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て別に定める。

3 本会は、会費のうち、本部の会費として会員一名につき年額金二、五〇〇円を本部に一括して送金する。

第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年

三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十六条 本会は、当該高等裁判所管内における府県単位の分会（但し、北海道支部は、地方裁判所管内における分会。）を設置することができる。

附則

この会則は、平成〇〇年〇月〇〇日から施行する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則（案）

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

（設置）

第一条 本会に、機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（本委員会の目的）

第二条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を實行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

（委員会の構成）

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長、副委員長）

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

（委員会）

第六条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

（幹事長等の出席）

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第八条 本委員会に事務局担当者置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名

する。

付 則

本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成一三年一二月四日制定)

第一条 正副委員長は任期三年とする。

第二条 委員長は事務局を設置することができる。

事務局員の任期は三年とする。

第三条 期別責任者は三年毎に見直すものとする。

第四条 委員長は、少なくとも三ヶ月に一回委員会を招集する。

委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第五条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも二ヶ月に一度文書を以って報告しなければならない。

第六条 委員会は平成二十四年三月末を以って解散する。

中央大学法曹会テミスを育む会

運営委員会（仮称）規則（案）

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

げない。

平成一五年五月一日 定時総会承認予定

（委員長、副委員長）

（設置）

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を

第一条 本会に、テミスを育む会運営委員会（以下

置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名

「本委員会」という。）を置く。

を置くことができる。

（本委員会の目的）

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員

第二条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員

長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を

（委員会）

物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学

第六条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長とな

院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉

る。

学を支援することを目的とする。

（部会の編成）

（委員会の構成）

第七条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部会

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事

を置くことができる。

会において選任する。

（基金の徴収）

（委員の任期）

第八条 委員会は、委員会の活動に必要と認められる

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨

ときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を

募ることができる。

(幹事長等の出席)

第九条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第一〇条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会役員名簿（平成一三・一四年度）

一、顧問・参与

(1) 顧問

小池 金市
瀧澤 國雄
堂野 達也
安原 正之
猪股 喜蔵

(東弁)

倉田 雅充
設楽 敏男
信部 高雄
柳沢 義信
(一弁)

大西 保
木戸口 久治
坂本 建之助
野宮 利雄
松井 宣
(二弁)

(2) 参与

奥原 喜三郎
小竹 耕
木川 統一郎
日下文 雄
児島 平

笹原 桂輔
篠原 千廣
鈴木 秀雄
藤井 光春
深澤 武久

山本 忠義
依田 敬一郎
(東弁)

竹村 照雄
寺尾 正二
依田 敬一郎
(一弁)

近藤 三代次
(二弁)

二、幹事（○は常任幹事）

相田 利隆
我妻 真典
秋知 和憲
秋元 修二
浅見 昭一

阿南 三千子
阿部 三郎
阿部 正博
雨宮 眞也
新井 清志

荒井清壽	安藤貞一	五十嵐二葉	○石渡光一	伊藤まゆ	井上聡	内丸義昭	海老原覺	太田孝久	大辻正寛	小名雄一郎	笠井浩二	勝野義孝	川勝勝則	木戸口久義	北澤純一	倉田大介	小林明彦	小山勲
荒井洋一	安藤良一	池田治	市川照己	伊東正	井上壽男	伯母治之	遠藤和夫	太田秀夫	大西清	小野紘一	笠原克美	金井孝雄	川瀬仁司	木下健治	○岸巖	黒岩哲彦	小林元治	紺野稔
有坂正孝	○伊井和彦	石井芳光	井手慶祐	○稲田寛	上野廣元	海野秀樹	○及川昭二	○大高満範	小川信明	小山田辰男	粕谷秀男	金澤恭男	河東宗文	木村晋介	久木野利光	黒須雅博	小林信明	近藤智孝
有馬幸夫	飯塚孝	石川秀樹	伊藤茂昭	井上勝義	植松功	榎本逸郎	大澤一正	大谷隼夫	奥野善彦	海法幸平	春日寛	神谷咸吉郎	北村一夫	木村康定	草川健	厚井乃武夫	小林秀正	○才口千晴
鮎川定徳	○飯沼允	石葉泰久	伊藤孝雄	井上章夫	宇田川濱江	榎本峰夫	大澤成美	大塚一夫	小澤治夫	加賀美清七	片岡義浩	亀井忠夫	北村忠彦	木村美隆	楠忠義	古賀政治	小林喜浩	○榊原卓郎

牧野英之	藤井真人	平野大	服部邦彦	二瓶和敏	永松栄司	中村茂八郎	中陳秀夫	寺口真夫	千葉憲雄	田堰良三	高橋信	高城敏郎	関口徳雄	菅沼隆志	清水紀代志	志賀剛一	佐藤真喜夫	○坂巻國男
増田彦一	船戸実	平野雅幸	羽成守	野口和俊	○繩稚登	中村治郎	中根茂夫	天坂辰雄	塚越豊	田中英雄	多賀健三郎	高木國雄	関口博	○鈴木康洋	○白井正明	志澤徹	佐藤勝	佐々木敏行
松岡靖光	堀岩夫	平松睦子	馬場栄次	橋本幸一	新津勇七	中村浩昭	中野博保	登坂真人	堤淳一	田中紘三	竹内義則	高崎一夫	芹沢博志	鈴木修司	白井典子	穴倉秀男	佐藤むつみ	佐瀬正俊
○松崎勝一	堀合辰夫	平松和也	原山庫佳	長谷川武弘	西込明彦	中村裕二	中村玲子	内藤貴昭	津村政男	高氏侷	竹原孝雄	高谷圭一	○曾田多賀	須藤正彦	白石道泰	島田修一	佐藤義行	佐藤正八
松嶋英機	本間崇	福家辰夫	平野智嘉義	八戸孝彦	西林経博	中山忠男	中村生秀	中島義勝	寺井一弘	千葉宗武	田崎信幸	高橋崇雄	高石昌子	○瀬川徹	水津正臣	島田種次	真田淡史	佐藤隆男

下山田	佐々木	今野	木ノ元	川添	加藤	○大西	伊藤	○飯田	青木	吉原	○横山	山田	矢吹	森田	村田	溝口	松永
聰明	和郎	昭昌	直樹	丈	慎	昭一郎	忠敬	数美	一男	大吉	昭茂	誠徹	裕	敬人	涉		
○白河	篠原	斎藤	木村	川原	金澤	翁川	今村	池内	青木	脇田	好川	山田	山岸	森田	村田	源光	松本
浩	由宏	勝宏	史郎	均	雄一	敬二	利國	輝次	憲司	八千子	三	豐	信	次			
○神	柴田	齋藤	窪木	川辺	金澤	荻原	○岩田	池田	赤井	吉澤	山地	山口	安岡	村田	三羽	圓山	
洋明	徹男	祐一	登志子	直泰	優夫	静夫	豊	達郎	文弥	敬夫	義之	博	清夫	由美子	正人	司	
杉本	島田	酒井	小林	川村	加毛	奥平	梅澤	石田	新谷	吉田	山本	山崎	安川	本島	○村上	○御園	
秀夫	一彦	憲郎	美智子	延彦	修	力雄	和久	裕久	謙一	幸一郎	剛嗣	哲彦	隆彦	信	昭夫	賢治	
鈴江	清水	酒井	小屋	木戸	川崎	小口	大崎	市野	安西	吉野	湯川	山田	矢田	百瀬	村上	溝口	
辰男	肇	伸夫	敏一	弘	直人	隆夫	康博	澤裕子	愈	徹	將	俊昭	英一郎	和男	徹	喜文	

(東弁 二四〇名)

尾崎毅	岩本公雄	今泉政信	石川幸吉	新井嘉昭	相川俊明	葭葉昌司	山本繁樹	柳川恒子	元木徹	松尾紀良	藤本猛	廣渡鉄	丹羽健介	仲居康雄	綱取孝治	田口邦雄	鈴木和憲
大塚功男	上野操	今中美耶子	石川宏	伊藤圭一	藍谷邦雄	米林和吉	山本隆幸	矢部耕三	森田昌昭	萬羽了	藤本博史	深澤隆之	萩原平	中野正人	寺本吉男	竹川忠芳	鈴木喜久子
岡田弘隆	上原康弘	今村健志	石黒竹男	飯畑正男	相原英俊	六田文秀	山本卓也	○山崎源三	森寿男	宮崎万寿夫	○深澤守	羽田忠義	奈良道博	遠山信一郎	田中茂	鈴木則佐	
香川一雄	遠藤英毅	入倉卓志	石黒康	池田眞一郎	浅見精二	○若林秀雄	横溝高至	山田賢次郎	守屋文雄	御宿哲也	細田良一	福吉實	林勘市	成富安信	友野喜一	田中慎介	鈴木英夫
金井清吉	○小野道久	岩瀬外嗣雄	井野賢士	石井芳夫	新井弘二	(一弁一一〇名)	吉川壽純	山田滋	八木清文	村下憲司	○松家里明	藤本英介	平手啓一	西坂信	○豊田泰介	田邊勝巳	高橋正則

○吉野純一郎	山田昭文	諸永芳春	村重慶一	丸山輝久	本田洋司	藤原真由美	西本邦男	中所克博	戸谷政美	伊達俊二	田宮武文	鈴木誠	駒沢孝	北村晋治	嘉本益巳
萬幸男	雪下伸松	安井桂之介	村野守義	三木茂	榎枝一臣	藤光巧	根岸清一	中村鉄五郎	栃木敏明	谷直樹	田宮甫	鈴木雅芳	坂本行弘	木村雅暢	笠井直人
脇坂治國	横井弘明	山崎司平	村山幸男	水嶋幸子	○増田徑子	船越廣	羽尾芳樹	中吉章一郎	友部富司	千葉昭雄	多田武	田代則春	猿山達郎	釘澤知雄	笠井盛男
渡邊三樹男	吉岡讓治	山下清兵衛	○村山芳朗	宮山雅行	松田政行	古山昭三郎	原誠	行方美彦	中川隆博	辻居幸一	○高橋守雄	田中宏	杉井静子	小梅正勝	門屋征郎
	吉田和夫	山田忠男	森誠一	向井惣太郎	松田啓	堀内幸夫	播磨源二	西川忠良	○中津靖夫	土井隆	滝田裕	○田中美登里	○鈴木喜三郎	小林幸夫	加戸茂樹

(二弁 一一〇名)

三、會計監事

白井典子 大井勅紀

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 松家里明 (一弁)

副幹事長 石渡光一 (東弁)

同 丹羽健介 (一弁)

同 栃木敏明 (二弁)

同 橋本和夫 (裁判所)

同 窪田守雄 (檢察庁)

事務局長 奈良道博 (一弁)

事務局長 大谷隼夫 (東弁)

同 菅重夫 (東弁)

同 森徹 (東弁)

同 横溝高至 (一弁)

同 林勘市 (一弁)

同 宮崎万壽夫 (一弁)

同 川添丈 (一弁)

同 小川恵司 (二弁)

同 同
千 寺
葉 尾
雄 洋
一 郎
郎 (檢察庁) (裁判所)

中央大学法曹会 各種委員会委員名簿（平成一三・一四年度）

一、人事委員会

委員長 猪股喜藏（東弁）
委員 員 （東弁）及川昭二、才口千晴、横山昭

（一弁）川村延彦、森田昌昭

（二弁）石井芳夫、村山芳朗

（裁判所）橋本和夫

（検察庁）牧野忠

担当副幹事長 石渡光一（東弁）

担当事務局 奈良道博（一弁）

二、広報委員会

委員長 坂巻國男（東弁）

委員長代行 瀬川徹（東弁）

副委員長 福吉實（一弁）

土井隆（三弁）

委員 員 （東弁）新井清志、黒須雅博、高石昌子、中根茂夫

(一) 弁) 白河 浩

(二) 弁) 千葉 昭雄

(裁判所) 寺尾 洋

(検察庁) 千葉 雄一郎

担当副幹事長 石 渡 光 一 (東弁)

担当事務局 大 谷 隼 夫 (東弁)

三、会則検討委員会

委員 長 青 山 正 喜 (二弁)

委員 (東弁) 厚 井 乃 武 夫、佐 藤 正 八、福 家 辰 夫、藤 井 眞 人

(一) 弁) 木 戸 弘、松 尾 紀 良

(二) 弁) 井 出 大 作

(裁判所) 橋 本 和 夫

(検察庁) 牧 野 忠

担当副幹事長 栃 木 敏 明 (二弁)

担当事務局 宮 崎 万 壽 夫 (一弁)

四、法職教育検討委員会

委員 長 向 井 惣 太 郎 (二弁)

委員 (東弁) 石井芳光、伯母治之、木村美隆、白井正明

鈴木康洋、曾田多賀、御園賢治、安田隆彦

(一弁) 田中 茂、仲居康雄、萬羽 了、守屋文雄

(二弁) 新井嘉昭、鈴木孟秋、伊達俊二、山崎司平

(裁判所) 橋本和夫、寺尾 洋

(検察庁) 牧野 忠、千葉雄一郎

担当副幹事長 栃木敏明(二弁)

担当事務局 小川恵司(二弁)

五、大学問題委員会

委員長 萩原静夫(一弁)

副委員長 石井芳光(東弁)

委員 (東弁) 阿部三郎、荒井洋一、安藤良一、市橋千鶴子

稲田 寛、猪股喜蔵、及川昭二、太田治夫

金澤恭男、木川統一郎、岸 巖、紺野 稔

才口千晴、清水紀代志、菅沼隆志、鈴木康洋

瀧澤國雄、田中紘三、繩 稚 登、平賀睦夫

堀合辰夫、松崎勝一、村田 裕、安原正之

山崎憲司、山本剛嗣、横山昭

(一弁) 安西 愈、大西昭一郎、設楽敏男、信部高雄

深澤 守、矢部耕三、柳澤義信、若林秀雄

(二弁) 新井弘二、新井嘉昭、石井芳夫、大西保

田中美登里、伊達俊二、中津靖夫、野宮利雄

(裁判所) 橋本和夫、寺尾 洋

(検察庁) 中津川 彰、牧野 忠

担当副幹事長 丹羽 健介(一弁)

担当事務局 横溝 高至(一弁)

林 勘市(二弁)

六、機構改革実行委員会

委員 長 山本 隆 幸(一弁)

委員長代行 大高 満 範(東弁)

委員 員 (東弁) 飯沼 允、海法幸平、北村忠彦、瀬川 徹

堀 岩夫、村上昭夫、吉田幸一郎

(一弁) 小口隆夫、神部 範生、竹川 忠 芳

(二弁) 小林 幸夫、行方美彦、村山芳朗、諸永芳春

(裁判所) 橋本和夫

(検察庁) 牧野 忠

担当副幹事長 丹羽 健介(一弁)

担当事務局 菅 重夫(東弁)

七、中央大学法曹会募金実行委員会

委員長 安原 正之(東弁)

副委員長 佐伯 弘(東弁)

榊原 卓郎(東弁)

山崎 源三(一弁)

中津 靖夫(二弁)

事務局長 大高 満範(東弁)

事務局員 元木 徹(一弁)

山崎 司平(二弁)

伊井 和彦(東弁)

阿部 鋼(東弁)

担当副幹事長 石渡 光一(東弁)

丹羽 健介(一弁)

栃木 敏明(二弁)

担当事務局 奈良 道博(一弁)

川添 丈(一弁)

中央大学法曹会役員候補者名簿（平成一五・一六年度）

（平成一五年五月一五日承認予定）

正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 中津靖夫（二弁）

副幹事長 大高満範（東弁）

同 奈良道博（一弁）

同 千葉昭雄（二弁）

同 橋本和夫（裁判所）

同 窪田守雄（検察庁）

事務局長 原誠（二弁）

事務局次長 厚井乃武夫（東弁）

同 金澤均（一弁）

同 今村健志（二弁）

同 尾崎毅（二弁）

同 寺尾洋（裁判所）

同 山上秀明（検察庁）

増員申請部 5/15

中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿（平成一五・一六年度）

（平成一五年五月一五日承認予定）

一 人事委員会

委員長 松 家里 明（一弁）

二 広報委員会

委員長 林 勘 市（一弁）

三 会則検討委員会

委員長 稲 田 寛（東弁）

四 法職教育検討委員会

委員長 石 井 芳 光（東弁）

五 大学問題委員会

委員長 田 中 美 登 里（二弁）

六 機構改革実行委員会

委員長 新 井 嘉 昭（二弁）

（七）募金実行委員会

委員長 安 原 正 之（東弁）

編集後記

一、会報「中大法曹」の主たる目的は、中大法曹会の会則等の会規関係、中大法曹会あるいは母校中央大学の人事、活動、行事関係等の事実を記録すると共に、その時々で生起する中大法曹会あるいは中央大学等の重要案件等についての記事を掲載し、あるいは又、会員の学術的成果や近況などを掲載し、会員相互が共通の知識を共有し、もって、中大法曹会、中央大学の繁栄に貢献し、加えて、会員相互の親睦を深めることを目的とするものである。

二、ただ、会報「中大法曹」は二年に一度、即ち、当該執行部がその任期を終了する時点で当該執行部の軌跡、足跡等を記録するという意味合いから、ややもすると、掲載記事が時機に遅れるという面も否めず、今後、広報委員会や執行部の負担あるいは中大法曹会の経済的負担等が解消されるのであれば、毎年の発行も検討に値するのではないかと考えられる。もちろん、現時点でも二年ごとに発行される会報

「中大法曹」の間隙を埋める措置として、適宜、「中大法曹ニュース」を発行しているが、バックナンバーや記録的保存方法として些か問題もあり、会報「中大法曹」と同様の体裁による保存が望ましい。

三、会報「中大法曹」第二〇号は、現在、司法制度改革問題の中で、平成一六年四月に開校予定の法科大学院問題につき、中央大学が求める高度な、質の高い、しかも、特色のある法科大学院の開設を目指し、大学関係、弁護士会関係等々で議論され、その全体的構想が見えてきた段階での特集記事を組んだが、これが母校中央大学の法科大学院の開設の一助にならないことを希望するものである。又、サブテーマとして、「炎の塔」問題を特集したが、「法科の中大」の名声を確実なものとし、更に、実学としての母校中央大学が益々飛躍されることを切に希望するものである。

四、会報「中大法曹」第二〇号の発刊に当たっては、大変お忙しい中を玉稿を頂戴した先生方には心より御礼申し上げます。又、私こと坂巻國男は平成一三

年、一四年度の広報委員会委員長に就任しながら、その任期途中である平成一四年四月一日から東京弁護士会副会長に就任したため、急遽、委員長代行をお願いした瀬川徹先生、福吉實、土井隆両副委員長を始めとする各委員の先生方、並びに、松家里明幹事長、石渡光一副幹事長、奈良道博事務局長を始めとする中大法曹執行部の先生方に多大なご迷惑をおかけしたにもかかわらず、甚大なるご教示、ご協力を賜り、又、株式会社高千穂印刷所には多大なご尽力を賜りましたことにつき、本誌面をお借りし、心より御礼申し上げます。

広報委員会 委員長 坂 卷 國 男

中大法曹 第二十号

平成一五年五月一〇日 印刷
平成一五年五月一五日 発行 (非売品)

発行人 松 家 里 明

編集人 坂 卷 國 男

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話 (三九五六) 六五五〇 (代)